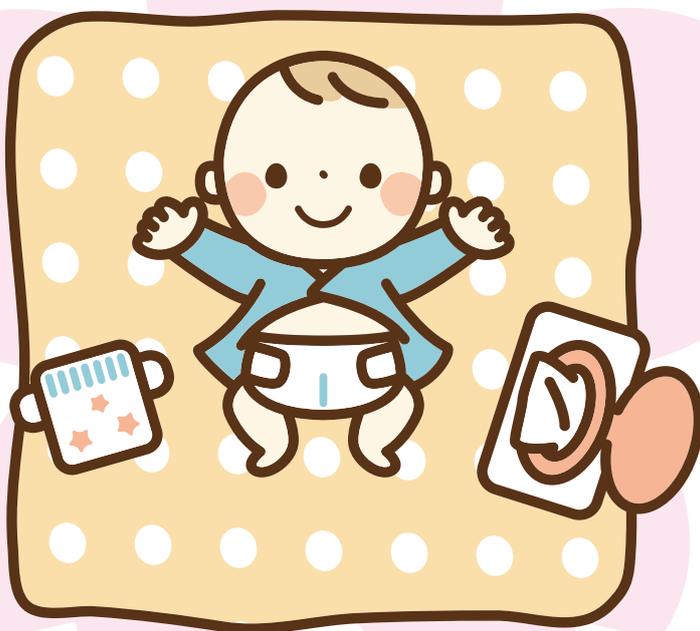


第2期 大河原町 子ども・子育て支援事業計画 令和2年度～6年度

基本理念

おおらかにたくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原



令和2年3月
大河原町



第2期
大河原町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
大河原町

〈はじめに〉

近年、少子高齢化や核家族化が全国的に進行し、ライフスタイルの多様化や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く状況は大きく変化してきています。就労形態の変化や地域コミュニティの希薄化を背景とした家庭・地域の子育て力の低下が指摘される中、子育ての負担・不安の増加が懸念されており、子ども・子育て支援は非常に重要な政策課題となっております。

このような状況下で、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。本町では、新制度に基づき、平成27年3月に「大河原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「支えあい、繋がりあい、子どもとともに未来をつくる」を基本理念に掲げて、子どもと子育て家庭に対する様々な支援に取り組んできました。

新制度施行以降も子ども・子育て環境は大きく変化しており、特に、増加傾向にある児童虐待や子どもの貧困は大きな課題となっております。子どもの権利を保障する観点から、平成28年には児童福祉法の理念規程が約70年ぶりに改正され、児童の最善の利益が優先されることが明確に示されました。また、令和元年10月には、少子化対策の一環として子育て世帯の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化が開始され、同年12月には新たな子供の貧困対策大綱が策定されました。

今後は、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、支援が届かない、届きにくい子どもを含めたすべての子どもや子育て家庭を支えることがより重要になります。

こうした社会情勢の中、これまでの5年間の計画期間が終了することに伴い、改めて調査を実施して本町の子育て家庭のニーズを把握し、現行施策の進捗状況等を踏まえ、「第2期大河原町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、「おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原」を基本理念とし、すべての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持ち、たくましく育つことができるまち、子育てに喜びや生きがいを感じられるような地域社会の実現を目指します。この理念の実現に向けて、子育てに関わる関係機関・団体が一体となり、子どもの幸せを第一に考えて本計画を推進してまいりますので、一層のご支援とご協力を心からお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました大河原町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました子育て家庭の皆さま、常日頃から子どもと子育て支援に携わっていただいている多くの皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

大河原町長 齋 清志

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定・推進体制及び点検・評価	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 統計的な状況	5
2 子ども・子育てを取り巻く環境	11
3 子ども子育て支援策の現状	14
4 子ども・子育て支援ニーズ調査結果概要	18
5 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	36
6 大河原町の子ども・子育て支援における課題の整理	37
(1) 就労意欲と教育・保育ニーズの上昇への対応	37
(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	37
(3) 子どもの居場所や子育て家庭を支える地域づくり	37
(4) すべての子どもの健やかな育ちを支える	38
第3章 計画の基本的な考え方（目指す子育て支援の方向）	39
1 計画の基本理念	39
2 基本目標・方針	40
第4章 施策の展開	41
基本目標Ⅰ ニーズに応じたきめ細かな教育・保育サービスの提供	41
基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	43
基本目標Ⅲ 子どもの育ちと子育て家庭を支えるあたたかな地域づくり	47
基本目標Ⅳ 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援	52
第5章 子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策	55
1 教育・保育提供区域の考え方	55
2 教育・保育ニーズ量の見込みの考え方	56
3 教育・保育施設の量の見込みと確保方策	58
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	61
第6章 子どもの貧困対策（子どもの貧困対策推進計画）	68
1 子どもの貧困を取り巻く状況	68
2 子どもの貧困対策	79
資料編	
1 大河原町子ども・子育て会議条例	資料-1
2 大河原町子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）	資料-3
3 用語の解説	資料-4
4 大河原町子育て支援施設マップ	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したところから始まりました。平成15年（2003）7月には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進することを目的として、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が制定されました。同法は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものであり、大河原町（以下、「本町」という。）でも「大河原町次世代育成支援行動計画」を策定して次世代育成支援を図ってきました。

そして、平成24年には、幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量的拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これらの法律に基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。

本町では、この新制度の下、「大河原町次世代育成支援後期地域行動計画」の支援施策を継承しつつ、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域の子育て支援の充実などに取り組むため、子ども・子育て支援法第61条に基づき「大河原町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

新制度施行以降の国・社会の動向を踏まえ、令和元年度末で終了する第1期計画を検証・見直しし、引き続き、すべての子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）に基づき子どもの貧困対策の計画的かつ総合的な推進を図るため、令和2年度（2020）を初年度とする新たな「第2期大河原町子ども子育て支援事業計画」を策定します。

【図表】 第1期計画期間の法律・制度の動向

時期	法律・制度等	内 容
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明示。
	保育士確保プラン	・待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末（2017）までに6.9万人の保育士を確保。（⇒加速化プランに基づく保育の整備目標が40万人から50万人に上積みされたことに伴い、保育人材の確保数は9万人に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化。
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年（2025）3月末までの時限立法に延長。
平成28年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。

時期	法律・制度等	内 容
	児童福祉法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約を踏まえ、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先して考慮されることを明確化。 ・児童虐待対策の強化。 ・子育て世代包括支援センターの法制化。
	ニッポン一億総活躍プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の処遇を新たに2%相当改善。 ・平成30年度（2018）以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制などを明確化。
平成29年 (2017)	子育て安心プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末（2020）までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%達成を目指す。
	新しい経済政策パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「人づくり革命」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30年 (2018)	子ども・子育て支援法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引下げ。
	基本指針の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取扱いの変更を明示。
	新・放課後子ども総合プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブについて、令和3年度（2021）末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。女性就業率のさらなる上昇に対応するため、令和5年度（2023）までに約5万人分拡充し、令和元年度（2019）からの5年間で約30万人分の受皿を整備する。 ・すべての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施する。引き続き1万か所以上での一体的な実施を目指す。 ・放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を活用する。新設する放課後児童クラブの約80%は小学校内で実施することを目指す。 ・子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図るという放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
令和元年 (2019)	幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年（2019）10月より、世帯の収入に関わらず、3歳以上の子どもの認定こども園、幼稚園、保育所等の保育料が月額37,000円まで（幼稚園は月額25,700円まで）無償化された。（0～2歳児については、住民税非課税世帯のみが、月額42,000円まで無償化の対象） ・認可外保育施設については、保育の必要性の認定を受けた子どもが無償化の対象となった。

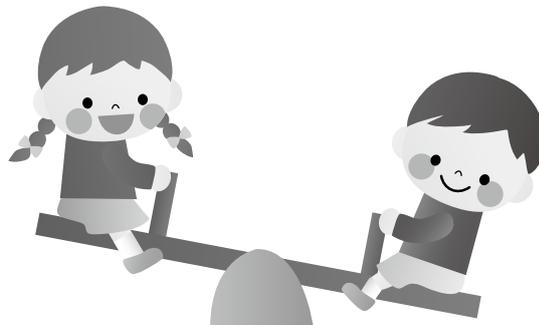
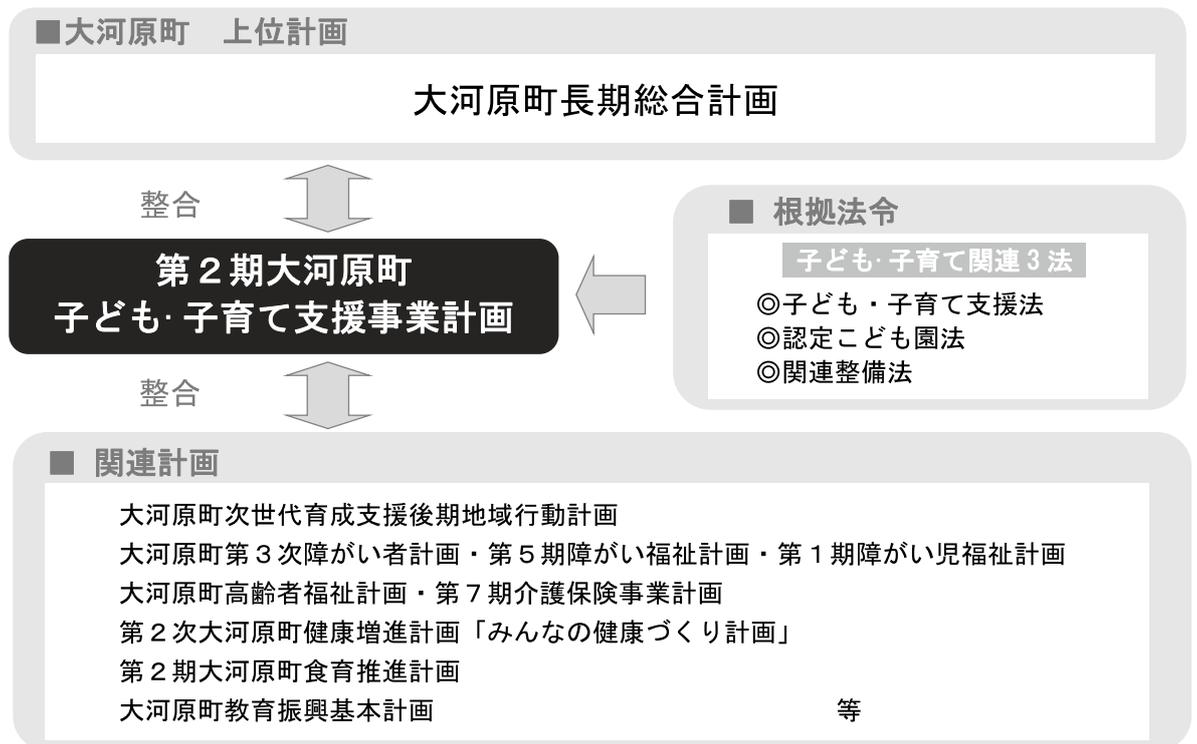
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられます。

また、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に則して策定するとともに、子どもの貧困対策に関する大綱が示す施策の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取り組みを推進する施策を包含します。

加えて、本町の最上位計画である「大河原町長期総合計画」等の上位計画の方向性を踏まえるとともに関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

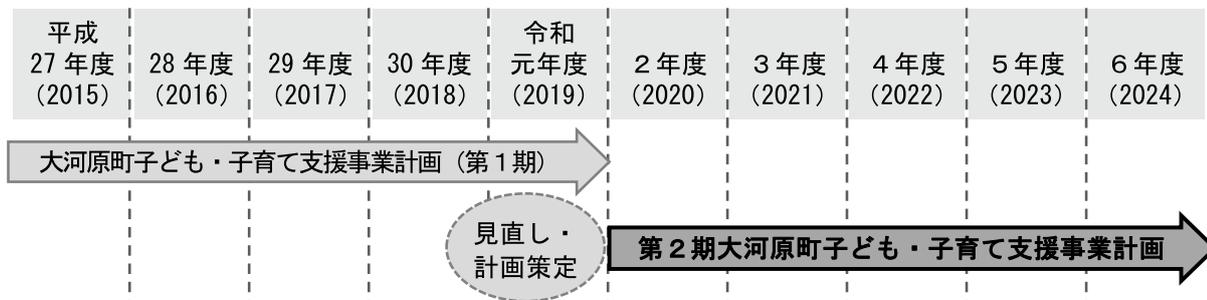
図表 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5年間とします。計画期間中に大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離が生じた場合等には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図 計画期間

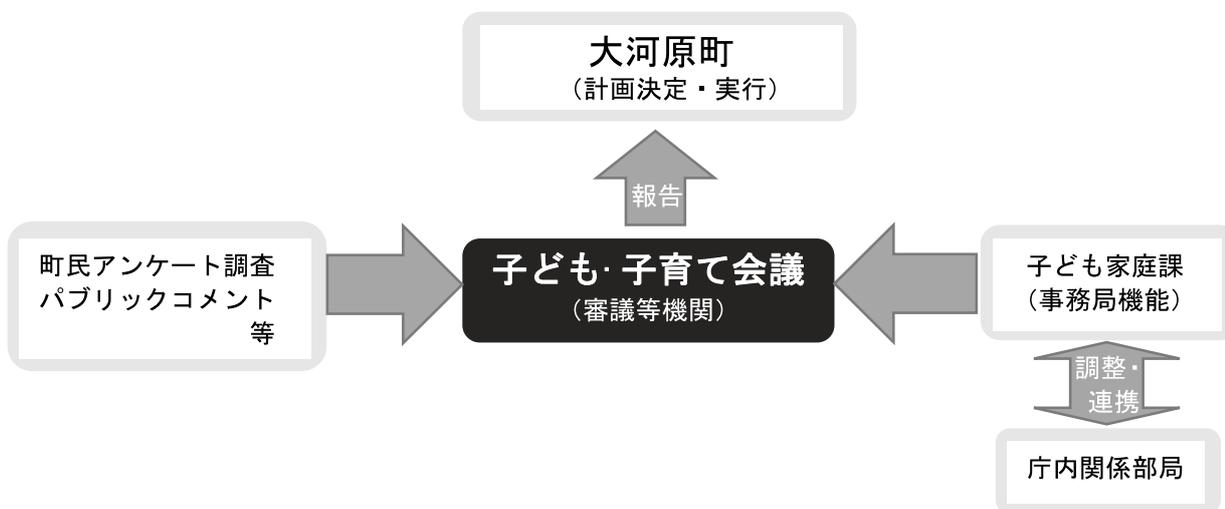


4 計画の策定・推進体制及び点検・評価

子ども・子育て支援法第77条第1項に定められている「合議制の機関」（地方版子ども・子育て会議）として「大河原町子ども・子育て会議」を設置します。

庁内の関係各課及び関係機関との連携・調整を行いながら、総合的で効果的かつ効率的な施策推進を図ります。本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査を行うとともに、計画書（最終案）ができた段階でパブリックコメントを実施しました。町民、関係団体からの計画に対する意見等計画書への適切な反映に努め、本計画が目指す方向性を共有し、相互に連携・協力しながら、施策の推進を図ります。

図 計画の策定・推進体制



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

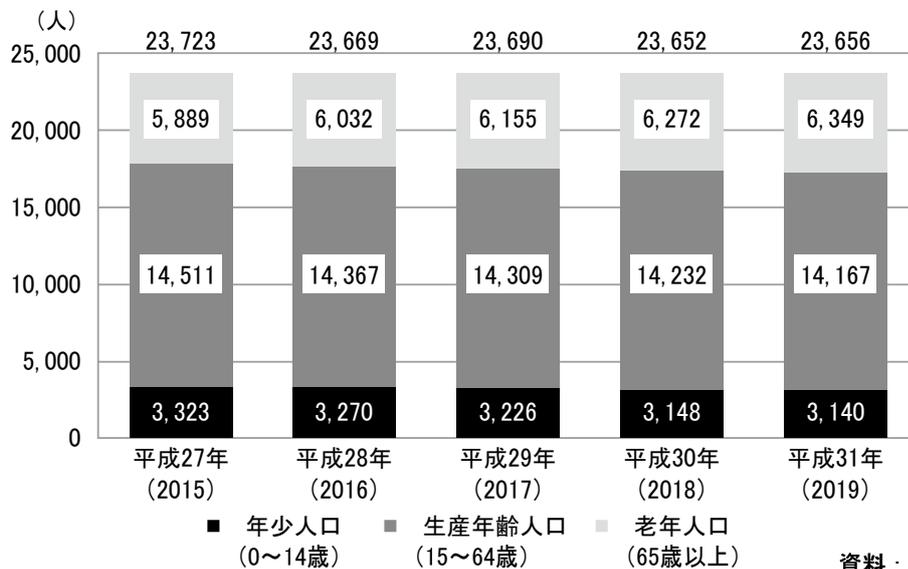
1 統計的な状況

(1) 人口・世帯

総人口は平成31年(2019)4月1日現在で23,656人となっており、平成27年(2015)以降概ね横ばいで推移しています。

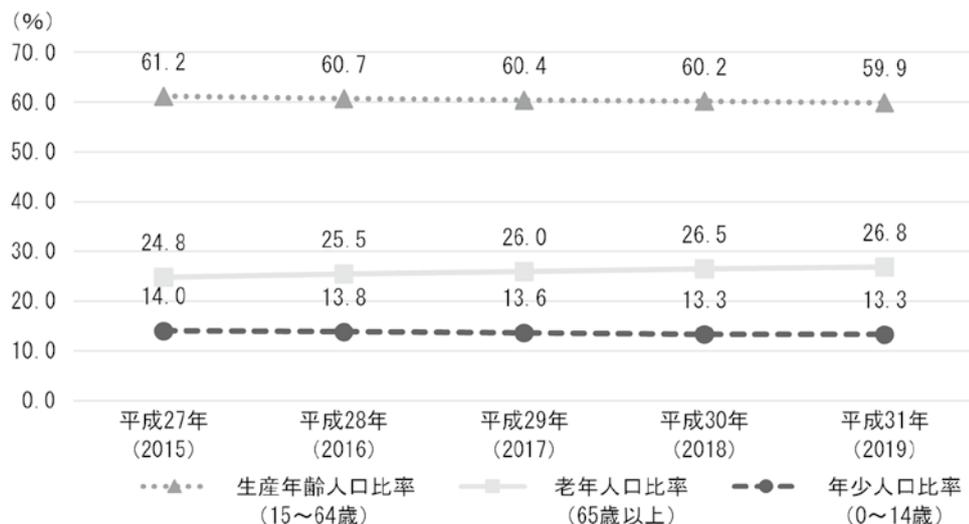
年齢3区分別人口比率をみると、年少人口率(総人口に占める0~14歳人口の割合)は、減少傾向で推移しており、平成31年(2019)には13.3%となっています。

■総人口・年齢構成別人口の推移(平成27年(2015)~平成31年(2019))



資料：住民基本台帳

■年齢構成別人口割合の推移(平成27年(2015)~平成31年(2019))

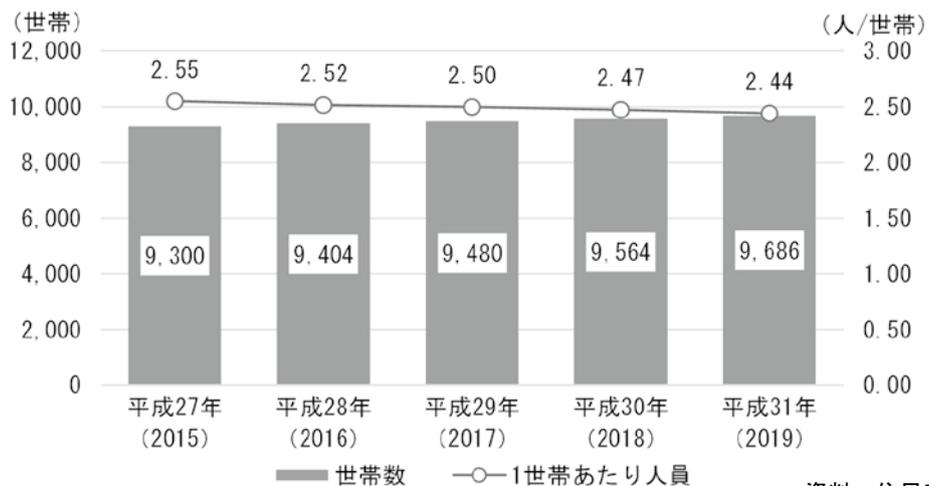


資料：住民基本台帳

本町の世帯数は、平成 27 年（2015）以降、増加傾向にあり、平成 31 年（2019）では 9,686 世帯となっています。一方、1 世帯あたり人員は減少傾向が続いており、平成 31 年（2019）では 2.44 人と、世帯の細分化が進行しています。

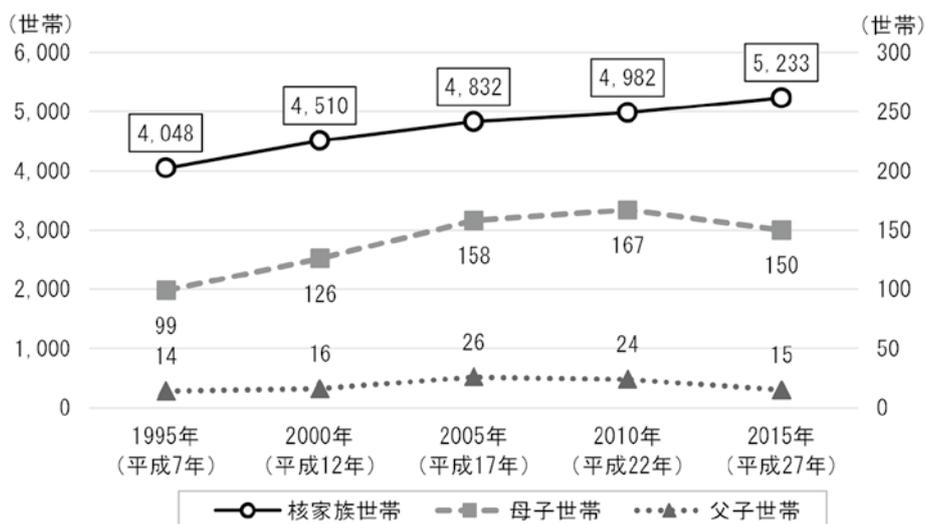
また、国勢調査による核家族世帯・ひとり親世帯数の推移をみると、平成 7 年（1995）からの 20 年間で、核家族世帯は 22.6%（1,185 世帯）、母子世帯は 34.0%（51 世帯）増加しています。

■世帯数・世帯人員の推移（平成 27 年（2015）～平成 31 年（2019））



資料：住民基本台帳

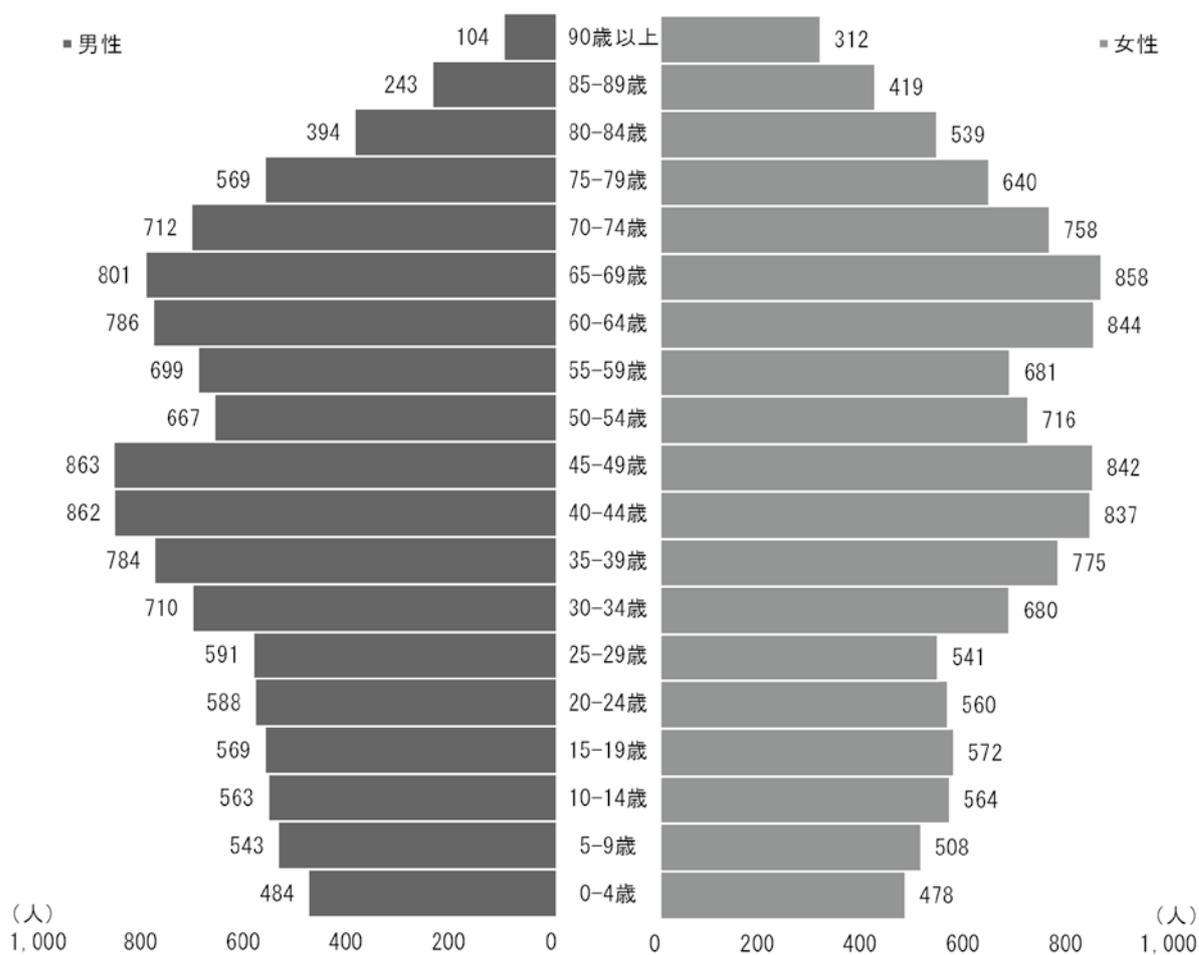
■核家族世帯・ひとり親世帯数の推移（平成 7 年（1995）～平成 27 年（2015））



資料：国勢調査

平成 31 年 (2019) 4 月 1 日の年齢構成をみると女性は団塊の世代を含む 60 代後半、男性は 40 歳後半が最も多く、男女ともに年齢層が低くなるに従い人口がやや少なくなる傾向にあります。

■性別・年齢階級別人口（平成 31 年（2019））



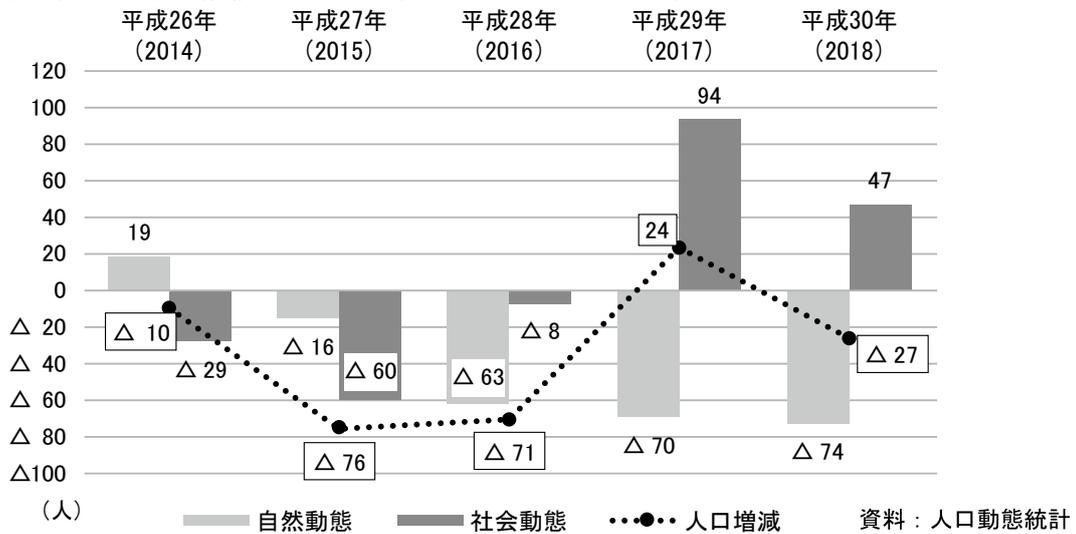
資料：住民基本台帳

(2) 人口動態

平成26年(2014)から平成30年(2018)の人口移動の状況をみると、自然動態(出生-死亡)については、年平均で41人の自然減が続いており、減少数は拡大傾向にあります。こうした背景には、平均寿命の伸びによる高齢者の増加、出生率の低下、母親世代人口の減少等が考えられます。

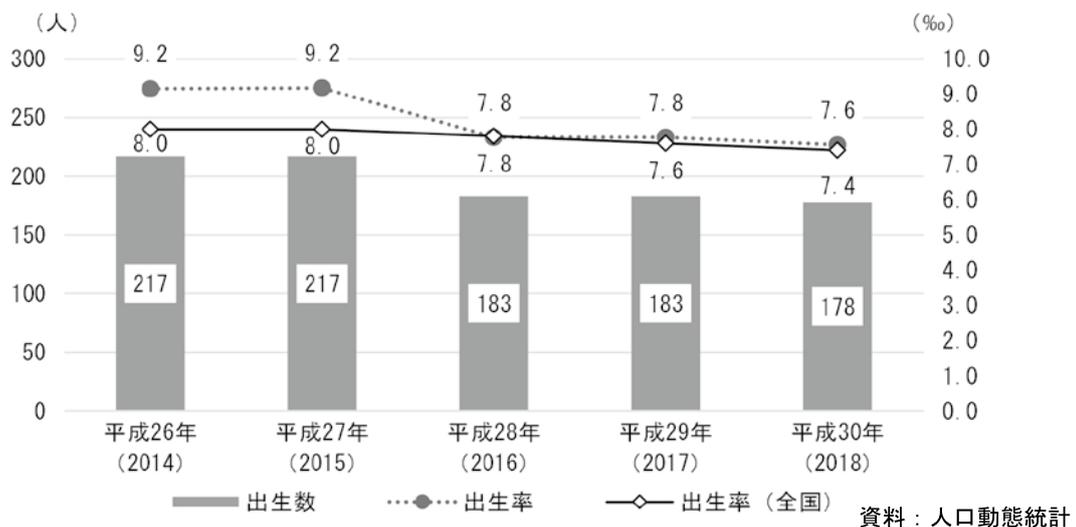
また、社会動態(転入-転出)については、平成28年(2016)まで社会減が続いていましたが、平成29年(2017)に転入者数が転出者数を大きく上回り、年平均では9人の社会増となっています。自然減、社会減を合わせた人口減は、年平均で32人の減少となっています。

■ 自然動態・社会動態の推移(平成26年(2014)～平成30年(2018))



出生率(人口千人あたり出生数)は、平成27年(2015)までは9%代と全国平均に比べ高い割合で推移していたものの、平成28年(2016)以降は全国平均並みの値となっています。

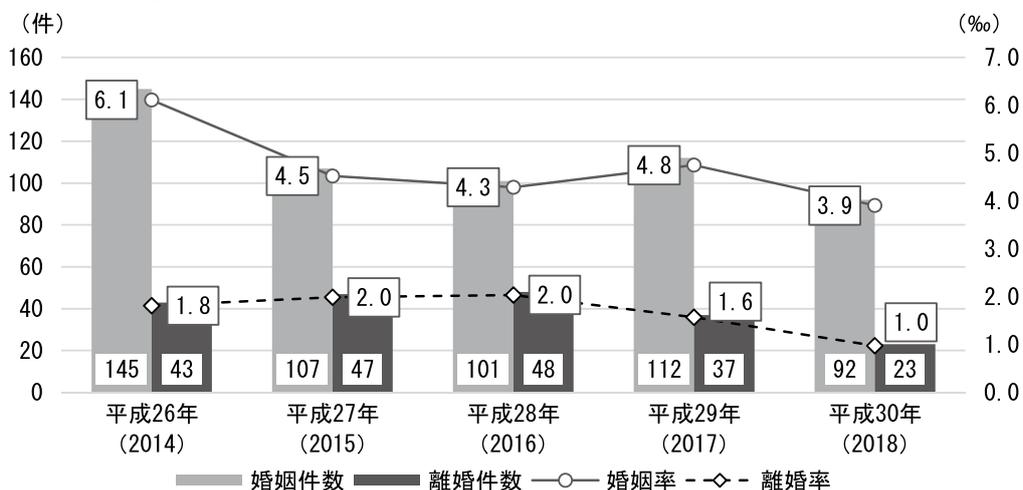
■ 出生の推移(平成26年(2014)～平成30年(2018))



婚姻件数及び婚姻率（人口千人あたり婚姻件数：単位‰）は、平成27年（2015）に減少し、以降は概ね横ばいで推移しています。

離婚件数及び離婚率（人口千人あたり離婚件数：単位‰）は、平成29年（2017）以降減少傾向にあり、平成30年（2018）には23件（1.0‰）に減少しています。

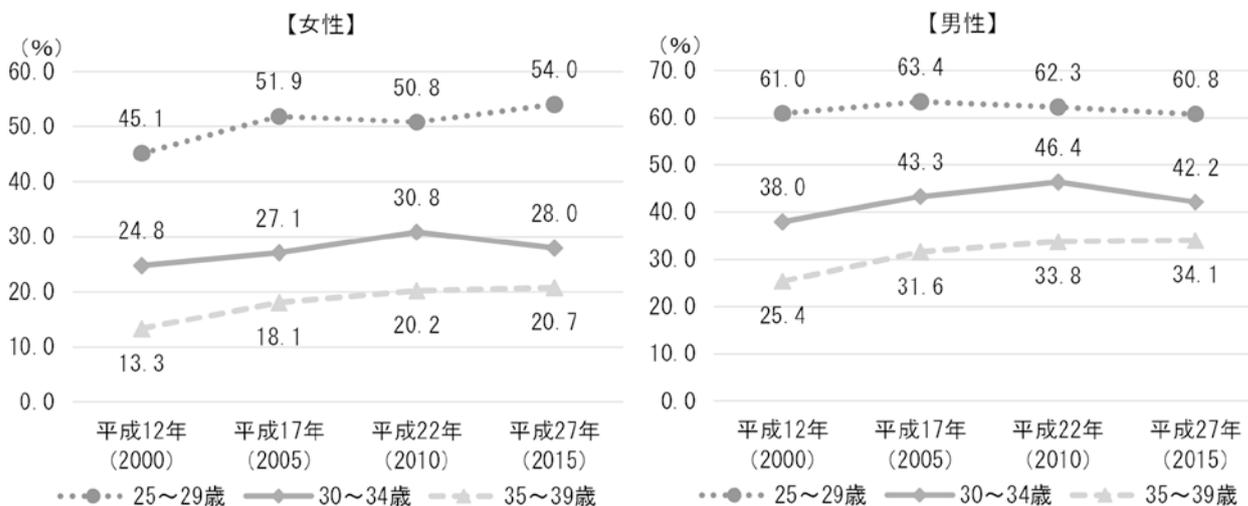
■婚姻・離婚件数の推移（平成26年（2014）～平成30年（2018））



資料：人口動態統計

国勢調査による性別・年齢別の未婚率をみると、25～29歳の男性以外はいずれも上昇傾向にあります。

■性別・年齢別未婚率の推移（平成12年（2000）～平成27年（2015））

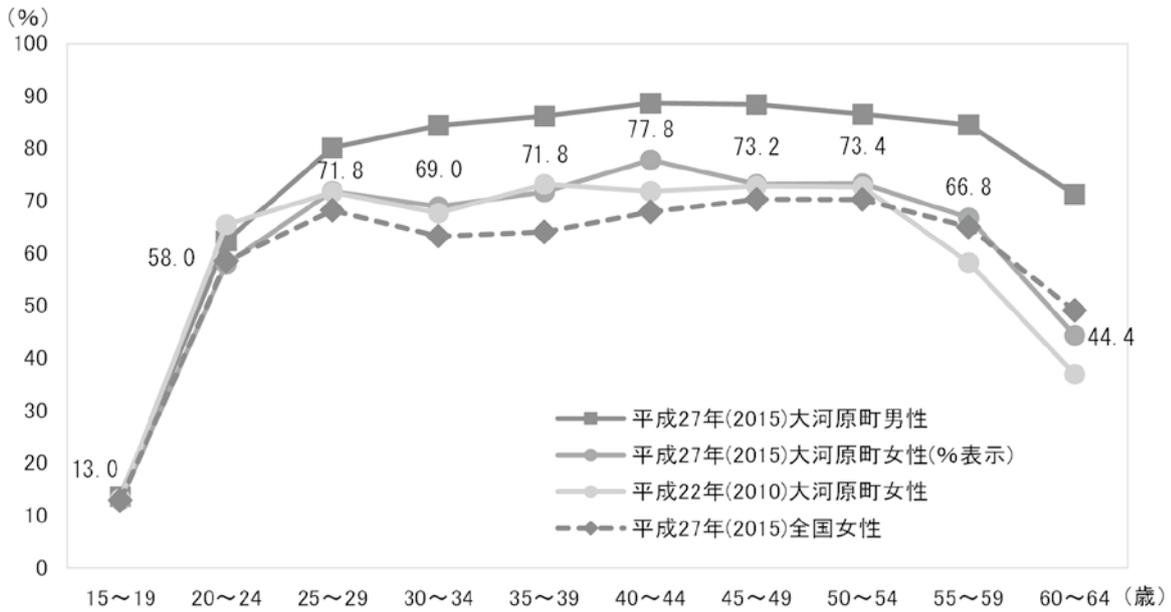


資料：国勢調査

(3) 就業状況

女性の従業状況の推移をみると、30～34歳の就業率が低下しており、結婚・出産期にあたる年代に就業率が一旦下がり、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」がみられます。

■年齢別就業率の推移（平成22年（2010）～平成27年（2015））



資料：国勢調査



2 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 幼稚園・保育所・地域型保育事業の状況

大河原町内には平成31年(2019)時点で、幼稚園が1か所、保育所(園)が5か所、地域型保育事業が2か所あります。

受け入れ児童数をみると、町内の幼稚園では平成31年(2019)で145人受け入れています。また、本町から町外の幼稚園に通う児童数は平成30年(2018)で77人となっています。保育所(園)は、定員を超える受け入れが続いていましたが、保育園モンテッソーリ子どもの家ぼこぼこが開設し定員が50名増加したことにより、平成31年(2019)では全体で97.3%の入所数となっています。地域型保育事業では定員数の100%の受け入れとなっています。

■町内幼稚園児童数の推移

単位：人

施設名	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成31年 定員数	平成31年 充足率
大河原カトリック幼稚園	155	145	151	147	145	180	80.6%

※(各年4月1日)

資料：大河原町

■町外幼稚園に通う児童数の推移

単位：人

施設名	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
熊野幼稚園	67	74	70	56
浄心幼稚園	9	5	8	11
角田カトリック幼稚園	1	1	1	0
ひかり幼稚園	11	7	5	6
たんぼ幼稚園	0	1	2	3
岩沼さくら幼稚園	0	0	0	1
ミネ幼稚園	1	0	0	0
合計	89	88	86	77

※(各年5月1日)

資料：大河原町

■保育所(園)別児童数の推移

単位：人

施設名	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成31年 定員数	平成31年 充足率
町立桜保育所	111	107	113	110	111	120	92.5%
第一光の子保育園	196	186	185	204	178	200	89.0%
第二光の子保育園	140	137	136	134	130	120	108.3%
金ヶ瀬カトリック保育園	74	71	74	69	69	60	115.0%
保育園モンテッソーリ子どもの家ぼこぼこ					47	50	94.0%
広域入所	0	1	0	0	0	-	-
合計	521	502	508	517	535	550	97.3%

※(各年4月1日)

資料：大河原町

■地域型保育事業別児童数の推移

単位：人

施設名	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	平成 31 年 定員数	平成 31 年 充足率
こどもの家ぽこぽこおお がわら	7	12	10	16			
キッズフィールド おおがわら園	10	11	14	12	12	12	100.0%
キッズフィールド フォルテ園				19	19	19	100.0%
合計	17	23	24	47	31	31	100.0%

※（各年 4 月 1 日）

資料：大河原町

（２）小・中学校の状況

小・中学校別の推移をみると、全体として児童、生徒数が減少傾向の中、金ヶ瀬小学校、金ヶ瀬中学校は増加傾向にあります。

■小学校別児童の推移

単位：人

学校名	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
1. 大河原小学校	846	850	828	818	813
2. 大河原南小学校	254	253	262	266	270
3. 金ヶ瀬小学校	216	229	222	221	212

※（各年 5 月 1 日）

資料：大河原町

■学年別小学生児童の推移

単位：人

学年	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
小学 1 年生	200	224	194	193	213
小学 2 年生	236	204	226	194	193
小学 3 年生	222	234	208	229	193
小学 4 年生	207	218	234	211	227
小学 5 年生	222	211	218	238	211
小学 6 年生	210	221	210	217	237
特別支援学級	19	20	22	23	21

※（各年 5 月 1 日）

資料：大河原町

■中学校別生徒の推移

単位：人

学校名	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
1. 大河原中学校	651	625	615	595	579
2. 金ヶ瀬中学校	105	100	105	102	115

※（各年 5 月 1 日）

資料：大河原町

■学年別中学生生徒の推移

単位：人

学年	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
中学 1 年生	251	228	236	224	224
中学 2 年生	240	247	226	235	225
中学 3 年生	253	241	248	228	232
特別支援学級	12	9	10	10	13

※（各年 5 月 1 日）

資料：大河原町

（3）放課後児童クラブ・放課後子ども教室の状況

放課後児童クラブの利用状況の推移をみると、登録者数は平成 27 年（2015）の 123 人から平成 31 年（2019）では 285 人と約 2.3 倍となっています。また、平成 31 年（2019）の実施か所数は 8 か所、定員数は 300 人、指導員数は 20 人となっています。

放課後子ども教室は 3 か所で実施し、平成 31 年（2019）は 97 人が利用しています。

■放課後児童クラブの推移

単位：人

学校名	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	平成 31 年 定員	平成 31 年 指導員数
児童センター児童クラブ	27	47	47	48	50	45	3
児童センター第 2 児童クラブ					33	35	2
わくわく児童クラブ	22	36	42	45	44	45	3
すまいる児童クラブ	22	37	44	46	43	45	2
上谷児童館児童クラブ	24	34	37	30	30	30	2
第 2 上谷児童館児童クラブ				24	29	30	2
金ヶ瀬児童クラブ	14	24	24	22	22	30	2
金ヶ瀬カトリック児童クラブ				27	34	40	4
第 2 金ヶ瀬児童クラブ	14	26	29				
合計	123	204	223	242	285	300	20

※（各年 5 月 1 日）

資料：大河原町

■放課後子ども教室の推移

単位：人

学校名	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
1. 大河原小学校	30	23	16	27	31
2. 大河原南小学校	38	24	22	28	32
3. 金ヶ瀬小学校	34	34	34	34	34
合計	102	81	72	89	97

※（各年 5 月 1 日）

資料：大河原町

3 子ども子育て支援策の現状

(1) 教育・保育提供体制の確保

認定区分ごとの推移をみると、1号認定、2号認定、3号認定については概ね計画値に近い実績で推移しています。

また、認定区分ごとの待機児童の推移をみると、2号認定、3号認定ともに増加傾向にあり、特に1～3歳児の待機児童が多くなっています。

■ 1号認定の推移

単位：人

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
計画値	1号認定	209	201	203	203	200
実績		239	227	233	220	211
	幼稚園	0	0	0	0	3
	確認を受けない幼稚園（町内）	150	139	147	143	140
	確認を受けない幼稚園（町外）	89	88	86	77	71

■ 2号認定の推移

単位：人

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
計画値	2号認定	372	357	362	361	356
実績値	保育所	320	304	324	346	346

■ 2号認定待機児童の推移（各年4月1日）

単位：人

	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)
3歳児	4	7	10	5	13
4歳児	0	1	2	3	1
5歳児	0	0	0	1	1
合計	4	8	12	9	15

■ 3号認定の推移

単位：人

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
計画値	3号認定	225	224	218	213	207
実績		195	200	188	214	220
	保育所	190	179	171	171	189
	地域型保育	5	21	17	43	31

■3号認定待機児童の推移（各年4月1日）

単位：人

	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)
0歳児	3	0	3	2	3
1歳児	8	3	4	12	6
2歳児	2	4	3	1	13
合計	13	7	10	15	22

（参考）保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人数（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値としています。

		平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)
第1期計画 目標値	保育利用率	33.0	36.7	36.9	37.1	36.9
	推計児童人数（0～2歳）	615	605	591	574	561
実績	保育利用率	30.6	31.7	31.8	38.0	39.4
	推計児童人数（0～2歳）	637	630	591	563	559

（2）地域子ども・子育て支援事業の実施状況

■利用者支援事業の推移

単位：か所・人

		平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)
確保方策（計画値）	実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
確保数（実績）	実施か所数（か所）	1	1	1	2	2
	利用者数（人）	135	77	228	127	-

■地域子育て支援拠点事業の推移

単位：利用者数（人日）/実施か所（か所）

		平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)
確保方策（計画値）	計画利用者数	22,725	22,500	21,825	21,150	20,700
確保数（実績）	実施か所数	1	1	1	1	1
	利用者数	12,859	10,077	12,730	14,309	-

■妊婦健康診査事業の推移

単位：人

		平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)
確保方策（計画値）	計画利用者数	201	195	191	185	181
確保数（実績）	利用者数	170	159	154	143	-

■乳児家庭全戸訪問事業の推移

単位：人

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
確保方策（計画値）	計画利用者数	201	195	191	185	181
確保数（実績）	利用者数	197	176	170	171	-

■養育支援訪問事業の推移

単位：人

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
確保方策（計画値）	計画利用者数	1	2	3	5	5
確保数（実績）	利用者数	17	21	29	14	-

■子育て短期支援事業の推移

単位：人日

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
確保方策（計画値）	計画利用者数	0	0	0	0	0
確保数（実績）	利用者数	0	0	0	0	0

■子育て援助活動支援事業の推移

単位：人日

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
確保方策（計画値）	計画値利用者数	1	1	0	0	0
確保数 (実績)	依頼会員（人）	0	0	21	42	-
	提供会員（人）	0	0	13	21	-
	両方会員（人）	0	0	1	1	-
	実施件数（件）	0	0	28	302	-
	送迎（件）	0	0	17	231	-
	預かり（件）	0	0	11	71	-

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育）

単位：利用者数（人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
確保方策（計画値）	計画利用者数	3	3	3	3	3
確保数（実績）	利用者数	0	0	0	0	2

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育以外）

単位：利用者数（人）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
確保方策（計画値）	計画利用者数	89	86	86	86	84
確保数（実績）	利用者数	133	92	86	74	-

■延長保育事業（時間外保育）の推移

単位：利用者数（実人数・延べ人数）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
確保方策（計画値）	計画利用者数	134	130	130	128	125
確保数（実績）	利用者数（実人数）	-	-	-	243	-
	利用者数（年間延べ数）	9,449	8,829	8,042	7,410	-

■病児保育事業、子育て援助活動支援事業の推移

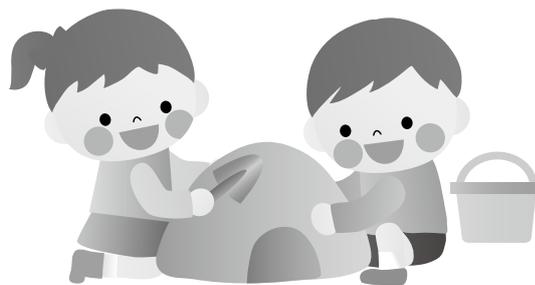
単位：人

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
確保方策（計画値）	計画利用者数	5	5	5	5	5
確保数 (実績)	病児保育事業（か所）	0	0	0	0	0
	病児保育事業（人日）	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業（人日）	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業の推移

単位：利用者数（月間平均人数）/実施か所（か所）

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
確保方策 (計画値)	低学年の計画利用者数	201	199	189	189	180
	高学年の計画利用者数	89	92	92	86	89
	計	290	291	281	275	269
確保数 (実績)	低学年の利用者数	235	235	235	234	-
	高学年の利用者数	0	0	0	0	-
	計	235	235	235	234	-



4 子ども・子育て支援ニーズ調査結果概要

(1) 実施概要

■調査期間、調査対象、調査票の配布・回収状況

調査期間	調査対象者	配布数	回収票数	未回収票数	回収率
平成31年1月21日	就学前児童保護者	900票	713票	187票	79.2%
～平成31年2月8日	小学生児童保護者	1,300票	1,066票	234票	82.0%

※「n」は当該設問の回答者数(限定設問においては該当者数)を示しています(以下同様)。

(2) 調査結果の概要(就学前児童・小学校就学児童)

1. 回答者の概要(就学前児童・小学生児童)

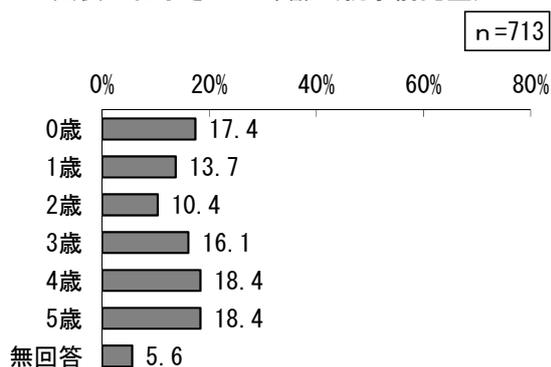
本調査での回答は就学前児童のいる家庭では91.3%、小学生児童のいる家庭では90.4%が「母親」の回答となっており、本調査では子育て家庭において、特に母親の視点からの回答となっています。

また、お子さんの年齢から就学前児童のいる家庭では、「0～2歳児のいる家庭」が41.5%、「3～5歳のいる家庭」が52.9%となっています。

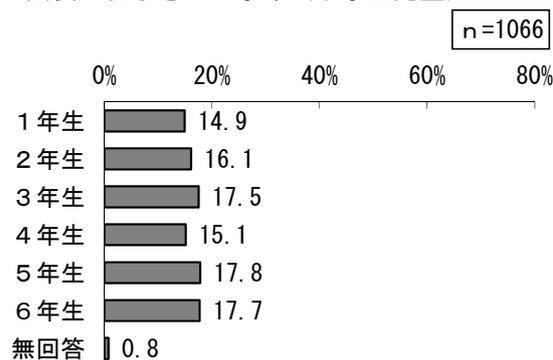
一方、小学生児童のいる家庭では、「小学1～3年生(低学年)」が48.5%、「小学4～6年生(高学年)」が50.6%をそれぞれ占めています。

その他、配偶者の有無から、ひとり親と考えられる家庭(※配偶者がいないと回答した家庭)は、就学前のいる家庭で5.6%、小学生児童のいる家庭で9.2%となっています。

図表 お子さんの年齢(就学前児童)



図表 お子さんの学年(小学生児童)

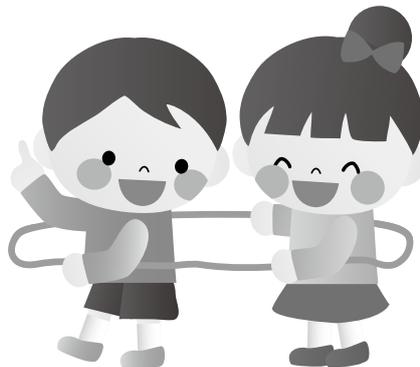
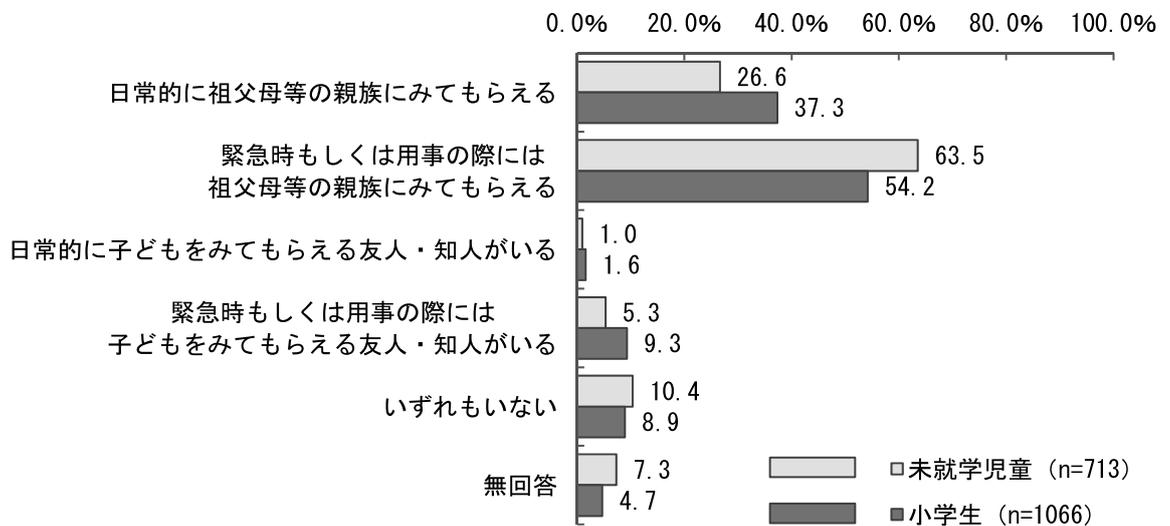


2. 子育てを取り巻く環境（就学前児童・小学生児童）

日頃、お子さんをみてもらえる親族の状況を見ると、就学前児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる割合が 26.6%、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が 63.5%、小学生児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる割合が 37.3%、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が 54.2%となっており、5～6割の家庭で、いざというときの預かりや子育て相談など、子育て家庭を支える環境にあります。

一方で、お子さんをみてもらえる状況については、「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭（10.4%）、小学生のいる家庭（8.9%）となっており、地域での孤立状態が懸念されます。

図表 お子さんをみてもらえる親族・知人



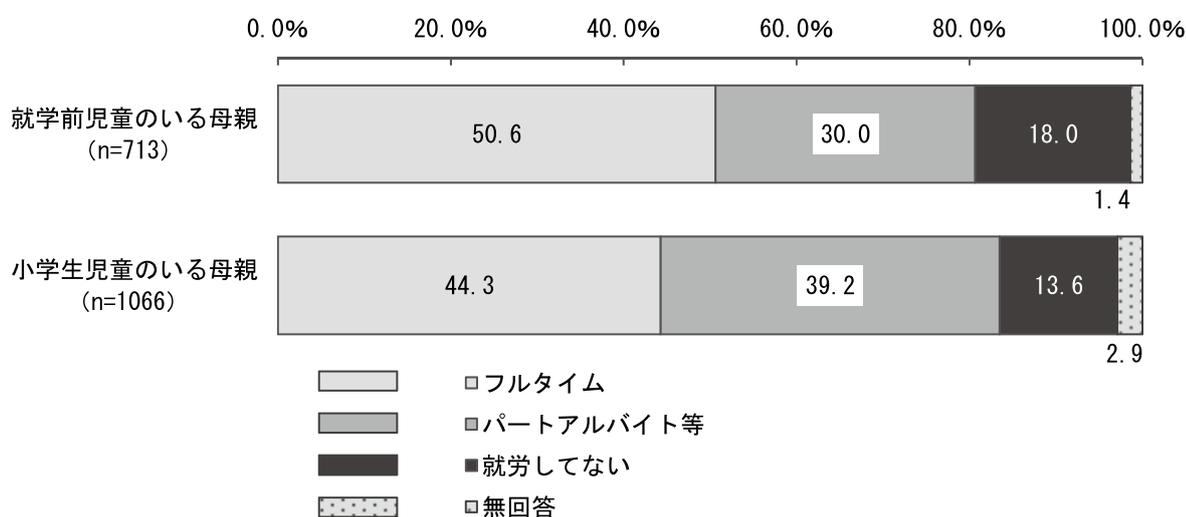
3. 母親の就労状況（就学前児童・小学生児童）

就労状況について、就学前児童の母親では、「フルタイム」（50.6%）、「パートアルバイト等」（30.0%）を合わせた就労率は8割（80.6%）、小学生の母親では、「フルタイム」（44.3%）、「パートアルバイト等」（39.2%）を合わせた就労率は8割（83.5%）となっています。

前回調査と比べると、就学前児童、小学生の母親ともに「就労していない」の割合が減少し、「フルタイム」、「パートアルバイト等」の割合が増加しています。

また、現在就労していないが、今後“就労したい”意向のある潜在的な母親は、就学前児童の保護者（n=128）で71.1%、小学生の保護者（n=145）で53.1%となっています。

図表 現在の就労状況



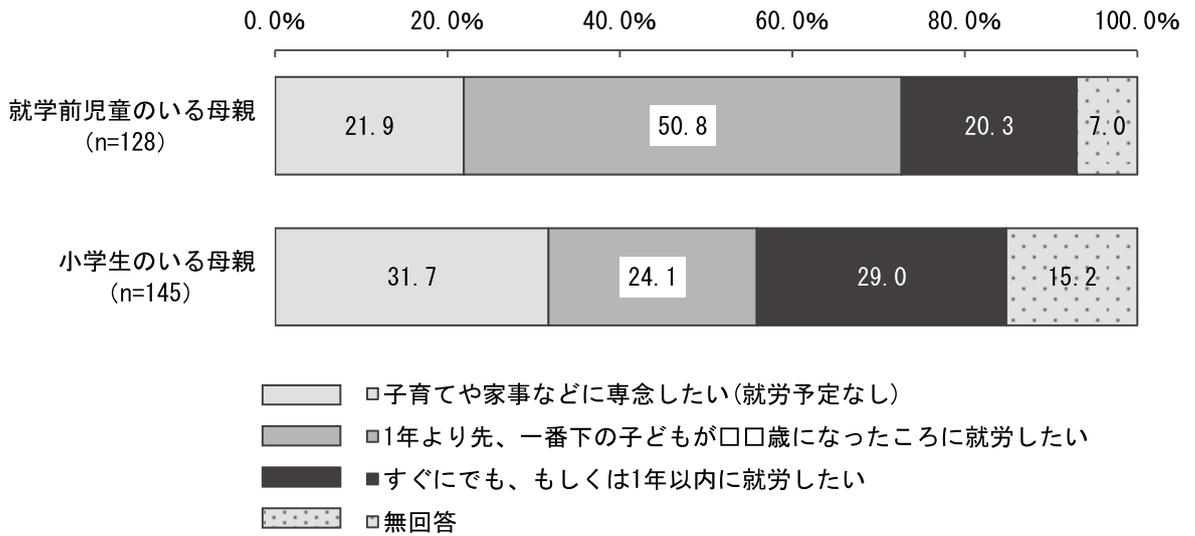
■前回調査（H25）との比較（上：就学前児童、下：小学生児童）

単位：%

カテゴリー名	前回	今回
フルタイム	43.0	↑ 50.6
パートアルバイト等	24.6	↑ 30.0
就労していない	31.4	↓ 18.0
無回答	0.9	↑ 1.4

カテゴリー名	前回	今回
フルタイム	38.4	↑ 44.3
パートアルバイト等	32.7	↑ 39.2
就労していない	25.7	↓ 13.6
無回答	3.2	↓ 2.9

図表 現在就労していない母親の就労の意向



■前回調査（H25）との比較（上：就学前児童、下：小学生児童）

単位：%

カテゴリー名	前回	今回
子育てや家事などに専念したい(就労予定なし)	27.6	↓ 21.9
1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい	43.3	↑ 50.8
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	11.0	↑ 20.3
無回答	18.1	↓ 7.0

カテゴリー名	前回	今回
子育てや家事などに専念したい(就労予定なし)	25.6	↑ 31.7
1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい	63.2	↓ 24.1
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	3.0	↑ 29.0
無回答	8.3	↑ 15.2



4. 教育・保育の利用状況（就学前児童）

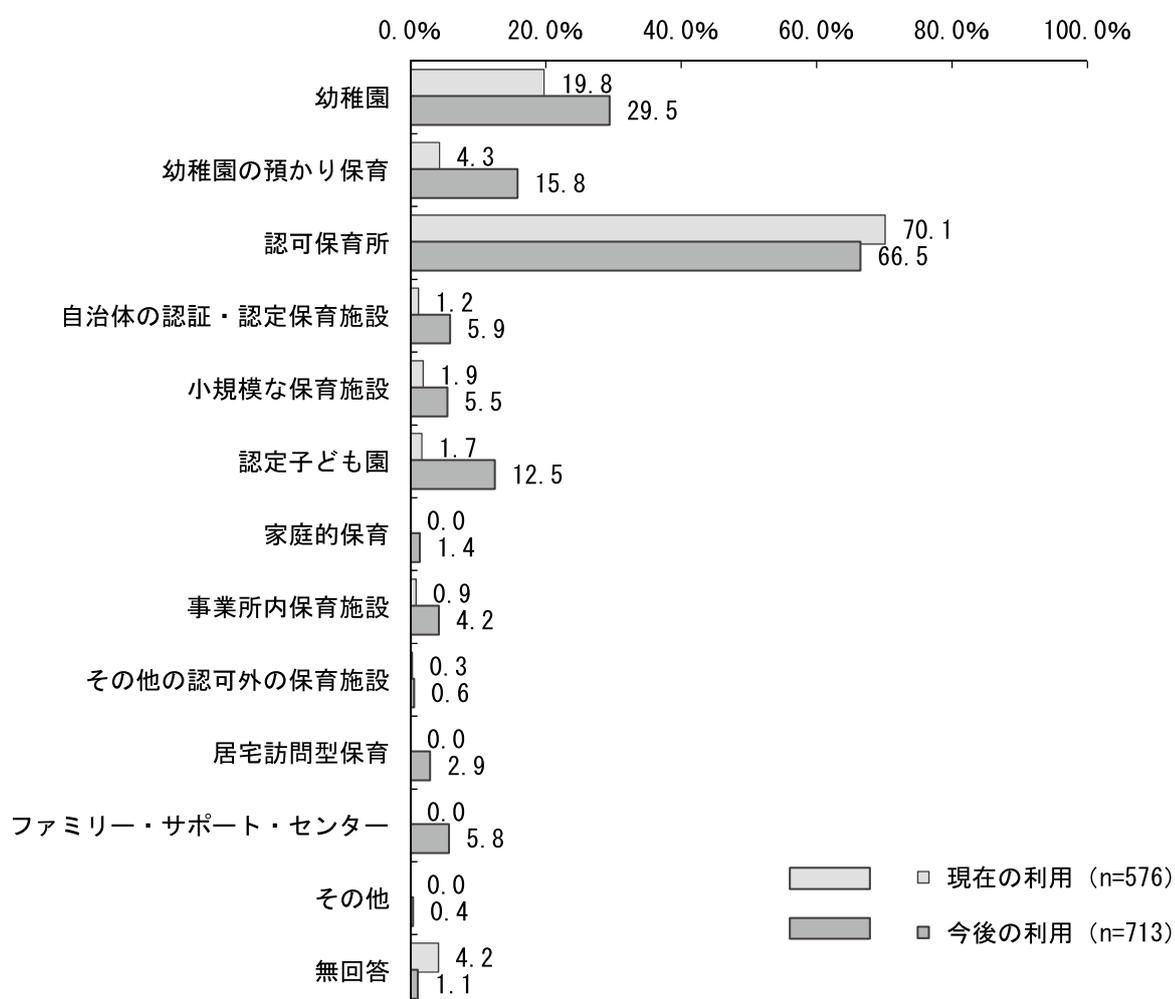
就学前児童の教育・保育施設を現在「利用している」割合は8割（80.8%）で、利用しているサービスとしては、「認可保育所」（70.1%）、「幼稚園」（19.8%）、「小規模保育施設」（4.3%）が多くなっています。

前回調査の結果と比較すると、「認可保育所」の割合が増加し、「幼稚園」の割合が減少しています。

また、今後の定期的な利用の意向としては、「認可保育所（園）」（66.5%）、「幼稚園」（29.5%）、「幼稚園の預かり保育」（15.8%）を挙げています。

なお、教育・保育施設を選ぶ際に重視することとしては、「居住地や親族の家、通期場所に近い」（64.9%）、「活動内容（評判）が良い」（63.1%）、「教育・保育に対する運営方針に共感できる」（61.2%）といった点を挙げています。

図表 教育・保育の利用状況・今後の利用意向

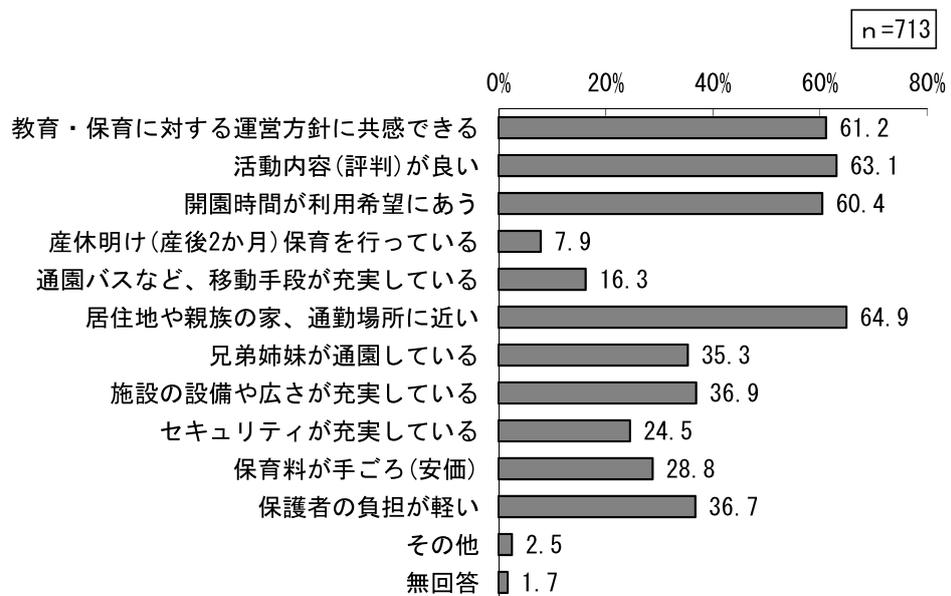


■前回調査（H25）との比較（利用状況）

単位：％

カテゴリー名	前回	今回
幼稚園	38.0	↓ 19.8
幼稚園の預かり保育	3.2	↑ 4.3
認可保育所	56.3	↑ 70.1
自治体の認証・認定保育施設	1.8	↓ 1.2
小規模な保育施設	0.4	↑ 1.9
認定子ども園	0.4	↑ 1.7
家庭的保育	0.0	↑ 0.0
事業所内保育施設	1.1	↓ 0.9
その他の認可外の保育施設	1.8	↓ 0.3
居宅訪問型保育	0.0	↑ 0.0
ファミリー・サポート・センター	0.0	↑ 0.0
その他	0.7	↓ 0.0
無回答	0.4	↑ 4.2

図表 教育・保育の利用状況・今後の利用意向



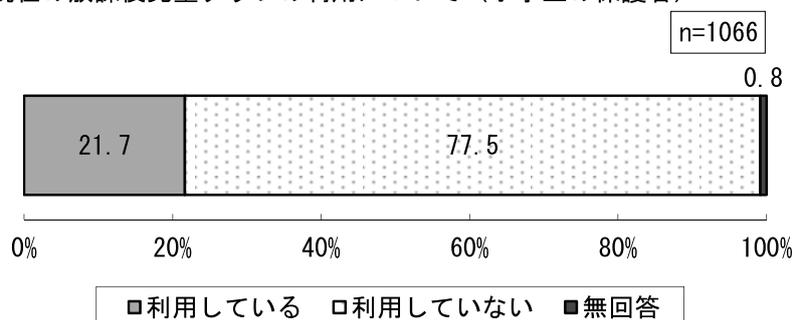
5. 放課後の過ごし方・放課後児童クラブについて（就学前児童・小学生児童）

小学生で学童クラブ（放課後児童クラブ）を「利用している」と回答した割合は 21.7%、小学4年生以降に「放課後児童クラブを利用したい」と回答した割合は 20.0%となっています。

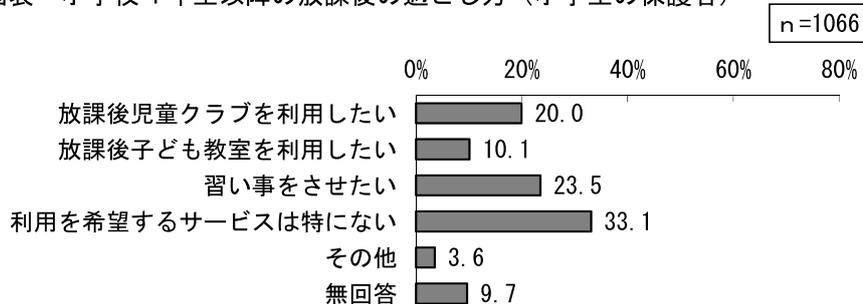
また、来年度就学予定の児童を持つ保護者（n=131）のうち、小学校低学年（1～3年生）時に放課後児童クラブを利用したいとする人は 49.6%、小学校高学年時（4～6年生）に利用したいとする人は 23.7%となっています。

前回調査の結果と比較すると、放課後児童クラブを利用希望は低学年時で 11.3ポイント増加しています。

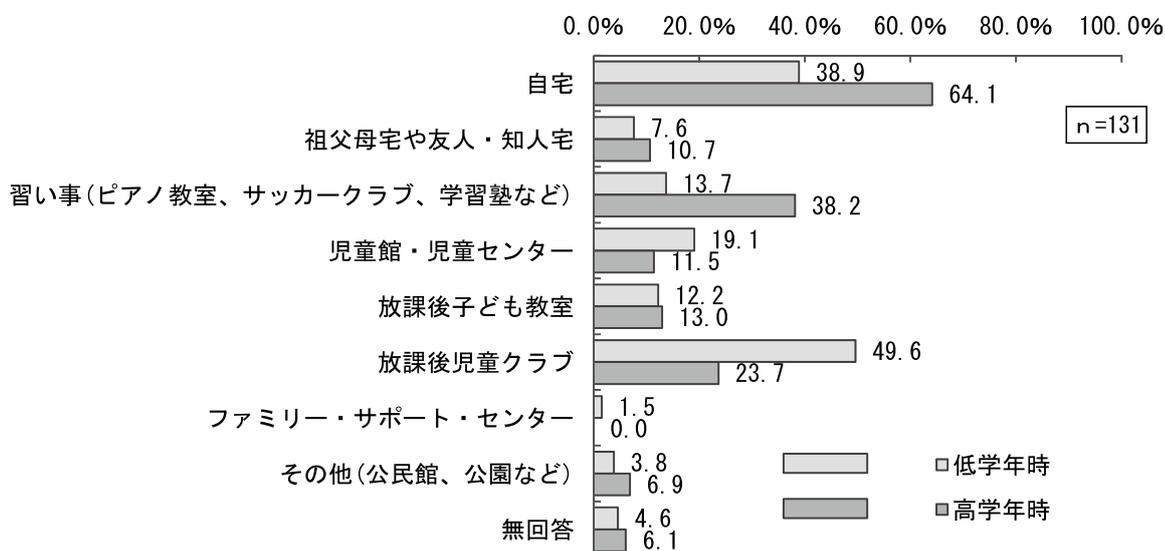
図表 現在の放課後児童クラブの利用について（小学生の保護者）



図表 小学校4年生以降の放課後の過ごし方（小学生の保護者）



図表 小学校低学年時の放課後の過ごし方（5歳児の保護者）



■前回調査（H25）との比較（上：低学年時、下：高学年時）

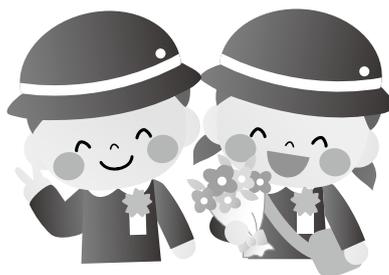
単位：％

カテゴリー名	前回	今回
自宅	47.9	↓ 38.9
祖父母宅や友人・知人宅	22.3	↓ 7.6
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	28.7	↓ 13.7
児童館・児童センター	14.9	↑ 19.1
放課後子ども教室	17.0	↓ 12.2
放課後児童クラブ	38.3	↑ 49.6
ファミリー・サポート・センター	0.0	↑ 1.5
その他（公民館、公園など）	6.4	↓ 3.8
無回答	4.3	↑ 4.6

カテゴリー名	前回	今回
自宅	67.0	↓ 64.1
祖父母宅や友人・知人宅	25.5	↓ 10.7
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	51.1	↓ 38.2
児童館・児童センター	9.6	↑ 11.5
放課後子ども教室	13.8	↓ 13.0
放課後児童クラブ	26.6	↓ 23.7
ファミリー・サポート・センター	1.1	↓ 0.0
その他（公民館、公園など）	7.4	↓ 6.9
無回答	4.3	↑ 6.1

図表 放課後児童クラブに関する自由記述

年齢・学年	居住地区(学区)	
2歳	大河原小	放課後児童クラブを1年～6年までにしてほしい。小学生のうちはまだ家に一人でいさせるのは心配。
2年生	大河原小	放課後児童クラブを学年ごとに分けてほしい。せめて1年生は、2、3年生と別にしてあげる時間をつくってほしい。



6. 育児休業について（就学前児童）

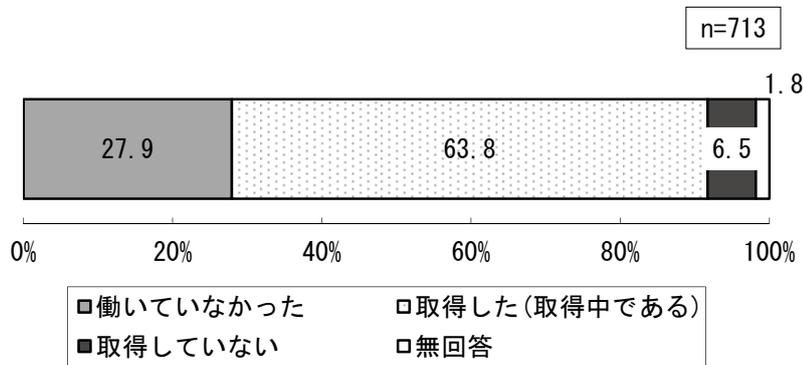
母親の育児休業の取得状況は 63.8%、父親の育児休業の取得状況は 6.6%となっています。

また、育児休業取得後の母親（n=323）が職場復帰するタイミングは、「年度初めの入所に合わせたタイミング」が 49.2%、「それ以外」が 49.8%となっています。

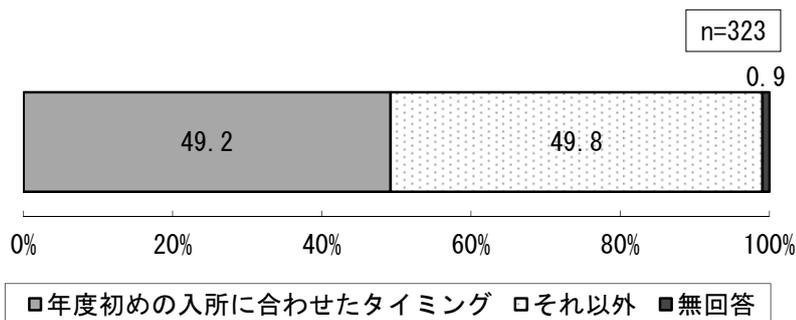
本町では、保育所等を利用する3歳児以下の子どもの保護者が保育所等入所児以外の出産による育児休業を取得した場合、国の基準に基づき入所児の退所をお願いしてきました（いわゆる「育休退園」）。

しかし、育休退園がもたらす環境の変化が子どもの発達上好ましくない場合もあることから、令和2年度（2020）からは、原則として保護者の希望に応じて保育所等の継続利用ができるようにしました。

図表 母親の育児休業の取得状況



図表 育児休業を取得した後の職場復帰のタイミング（母親）



図表 育児休業に関する自由記述

年齢	居住地区(学区)	自由記述
0歳	大河原小	育休中のため退園した(未満児のため)。
1歳	-	育休退園の制度を見直してほしい。

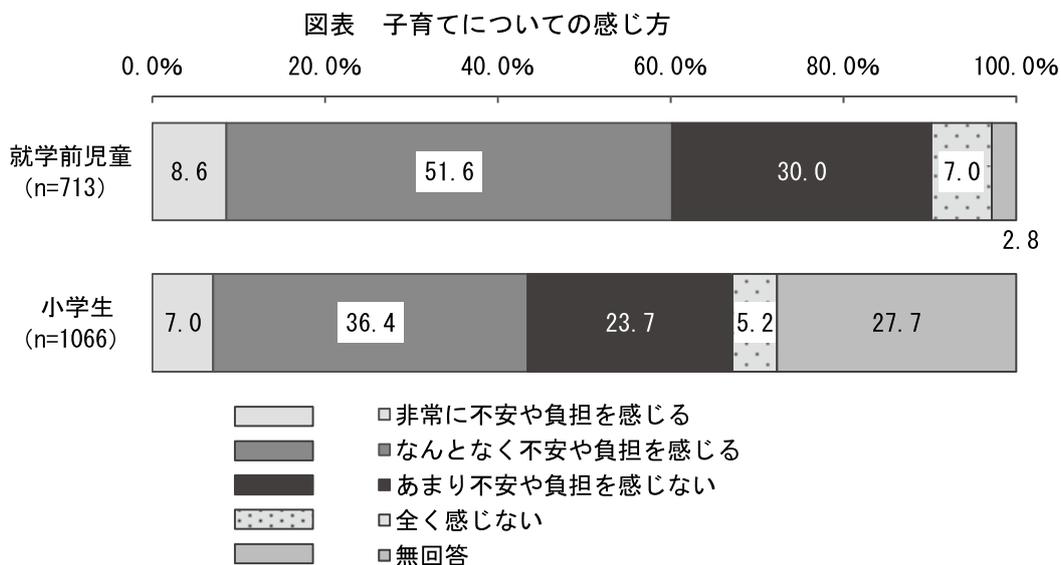
7. ご自身のお気持ちやお考えについて（就学前児童・小学生児童）

① 子育てに関する不安や負担感について

子育てについて「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した割合は、就学前児童の保護者では 60.2%、小学生の保護者では 43.4%を占めています。

年齢別にみると0歳、5歳、小学1年生で「非常に不安や負担を感じる」の割合が他の年齢に比べて高くなっています。

また、子育てに関する不安や悩みについて、就学前児童の保護者では“病気や発育・発達に関すること”、“子どもを叱りすぎているような気がする”、“子どもとの接し方に自信が持てないこと”を、小学生の保護者では“子どもの教育に関すること”、“子どもを叱りすぎているような気がする”、“子育てで出費がかさむこと”を上位に挙げています。

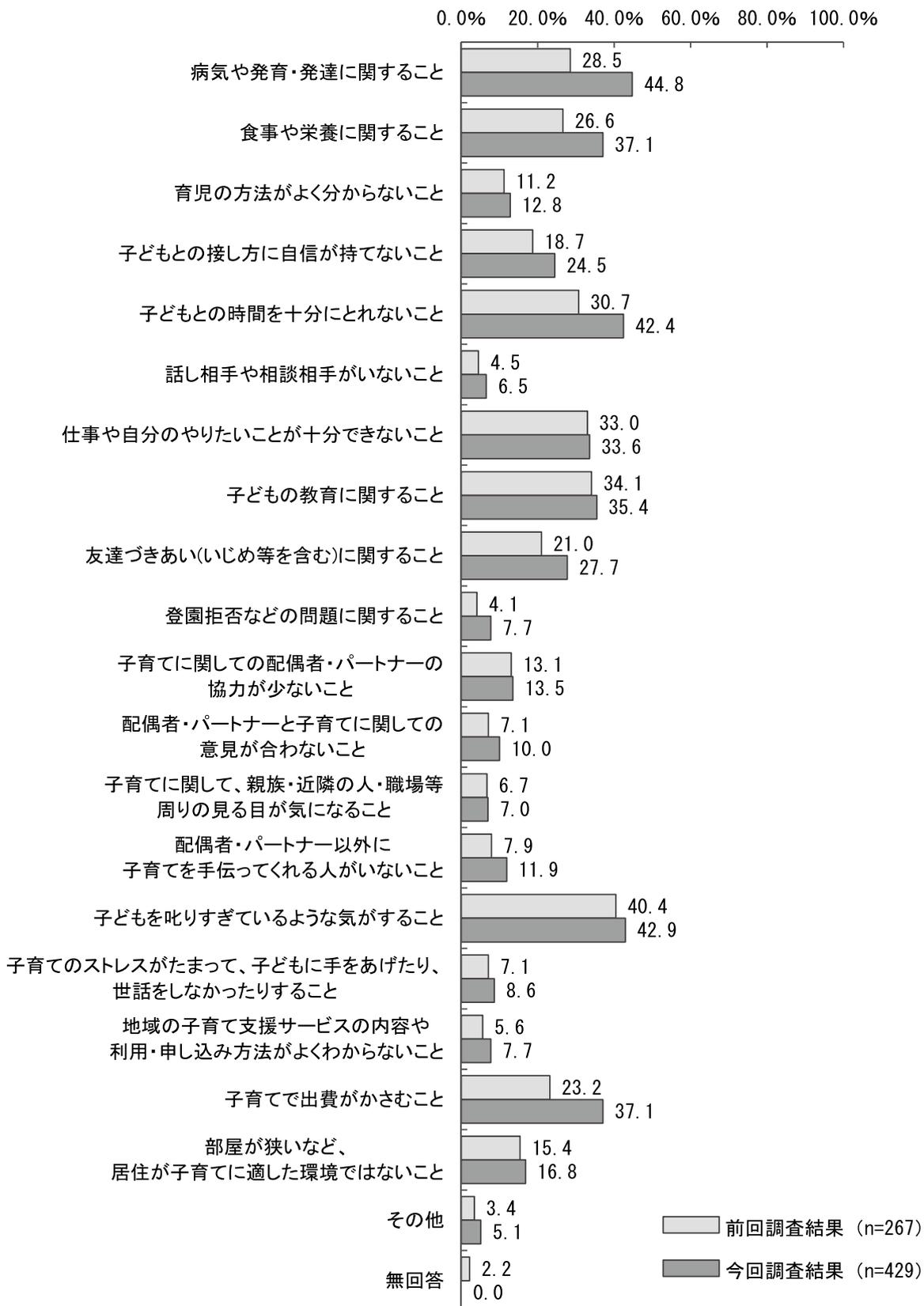


図表 子育てに関する不安や悩み（就学前・小学生別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=429)	病気や発育・発達に関すること 44.8%	子どもを叱りすぎているような気がする 42.9%	子どもとの接し方に自信が持てないこと 42.4%
小学生 (n=463)	子どもの教育に関すること 48.4%	子どもを叱りすぎているような気がする 43.2%	子育てで出費がかさむこと 39.5%

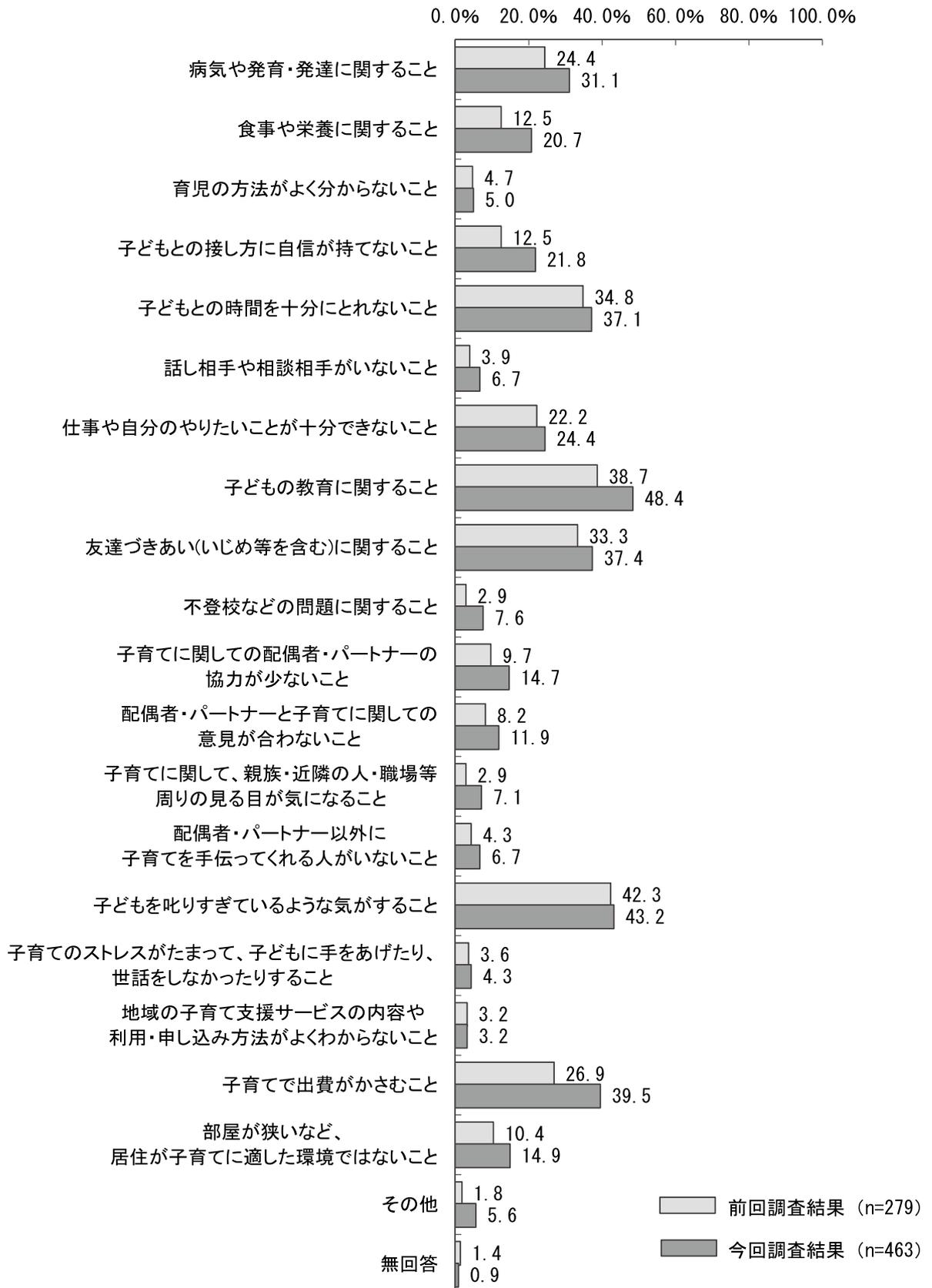
■ 前回調査(H25) との比較(就学前児童)

単位: %



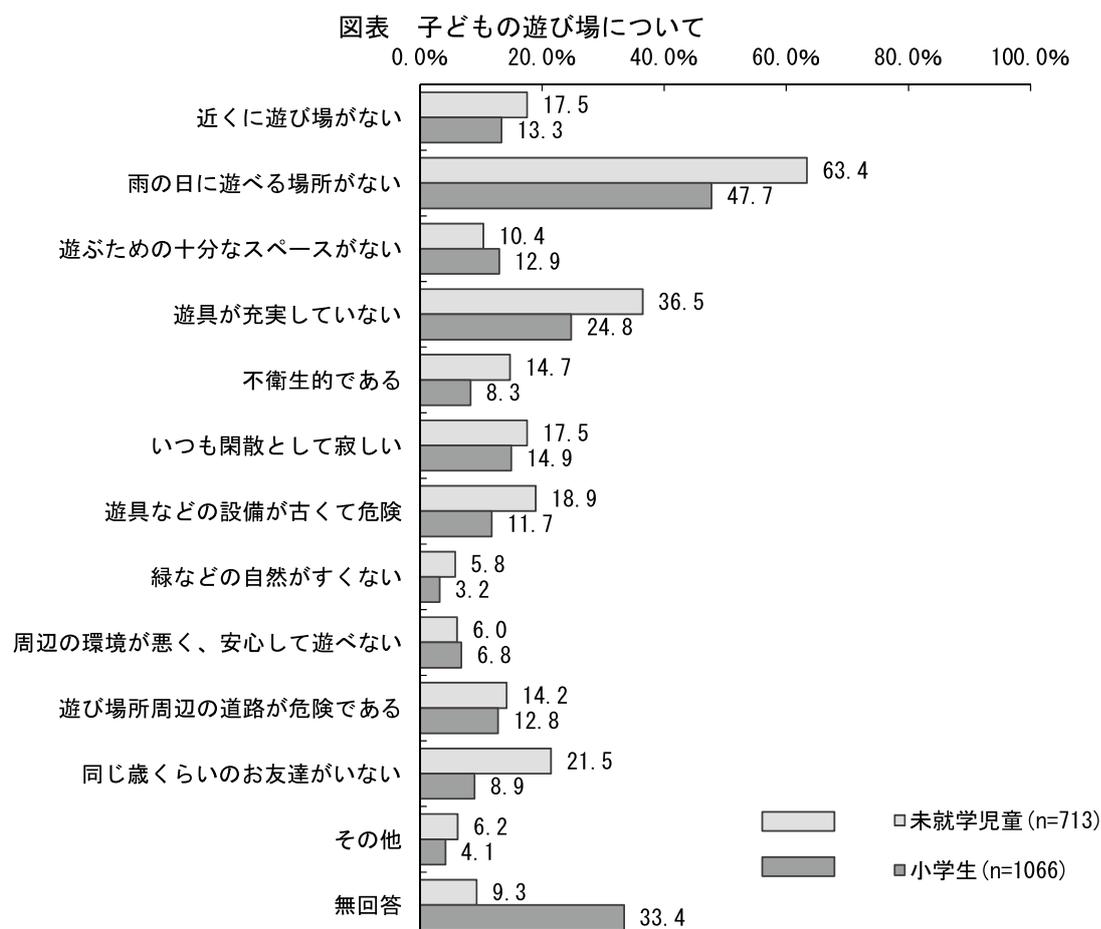
■前回調査(H25)との比較(小学生児童)

単位: %



② 子どもの遊び場

自宅近くの子どもの遊び場について日頃感じていることとして、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「雨の日に遊べる場所がない」、「遊具が充実していない」を上位に挙げています。地区別にみると、大河原小学校校区で「道具が充実していない」の割合が高くなっています。本町では白石川河川敷を活用し、親子で遊ぶことができる公園を整備します。



図表 子どもの遊び場について（地区別（％））

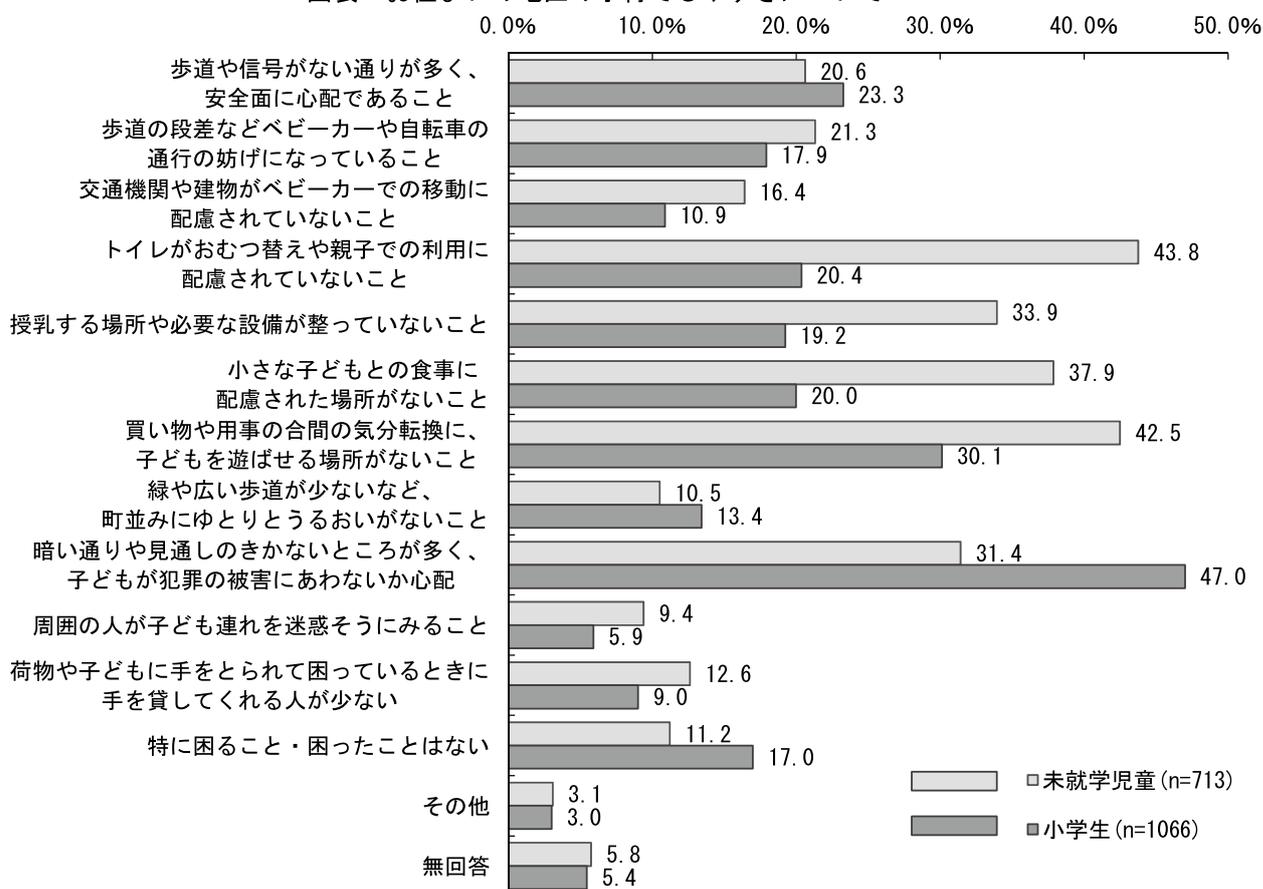
	大河原小学校校区	大河原南小学校校区	金ヶ瀬小学校校区
近くに遊び場がない	14.7	24.8	20.8
雨の日に遊べる場所がない	63.4	64.1	63.3
遊ぶための十分なスペースがない	9.0	13.8	12.5
遊具が充実していない	41.1	29.7	27.5
不衛生的である	16.3	15.2	10.0
いつも閑散として寂しい	20.5	17.9	6.7
遊具などの設備が古くて危険	23.0	16.6	8.3
緑などの自然が少ない	5.3	7.6	5.8
周辺の環境が悪く、安心して遊べない	5.1	7.6	8.3
遊び場所周辺の道路が危険である	13.3	16.6	15.8
同じ歳くらいのお友達がいない	19.8	24.1	26.7

③ 子どもとの外出の際に困ることや困ったことについて

子どもとの外出の際に困ることや困ったことについて、未就学児童の保護者では「トイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が43.8%で最も高く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」(42.5%)、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」(37.9%)と続いています。

小学生の保護者では「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」が47.0%で最も高く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」(30.1%)、「歩道や信号がない通りが多く、安全面に心配であること」(23.3%)と続いています。

図表 お住まいの地区の子育てしやすさについて



図表 子どもとの外出についての自由記述

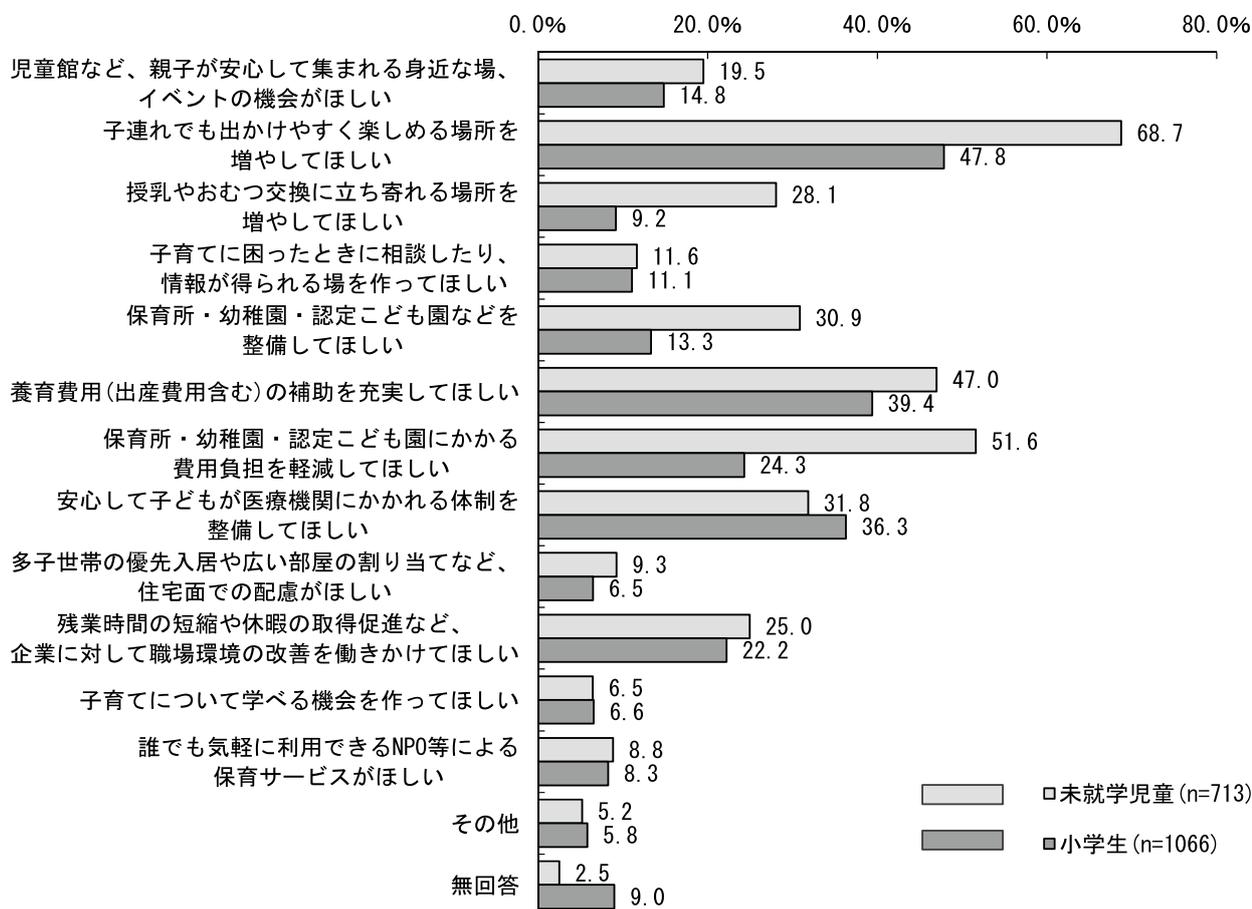
年齢	居住地区(学区)	子どもとの外出について
3歳	大河原小	子ども用トイレの少なさ。
5年生	大河原小	通学路になっている道に街灯がなく、中学生の男子でも部活が遅くなったときの帰り道は「怖い」と言っています。

④ 今後充実を期待する町の子育て支援について

今後充実を期待する町の子育て支援について、未就学児童の保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が68.7%で最も高く、次いで「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい」(51.6%)、「養育費用（出産費用含む）の補助を充実してほしい」（47.0%）と続いています。

また、小学生の保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が47.8%で最も高く、次いで「養育費用（出産費用含む）の補助を充実してほしい」（39.4%）、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」（36.3%）と続いています。

図表 今後充実を期待する町の子育て支援



図表 今後充実を期待する町の子育て支援（就学前・小学生別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=713)	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい 68.7%	保育所・幼稚園・認定こども園に係る費用負担を軽減してほしい 51.6%	養育費用（出産費用含む）の補助を充実してほしい 47.0%
小学生 (n=1066)	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい 47.8%	養育費用（出産費用含む）の補助を充実してほしい 39.4%	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい 36.3%

■前回調査（H25）との比較（就学前児童）

単位：%

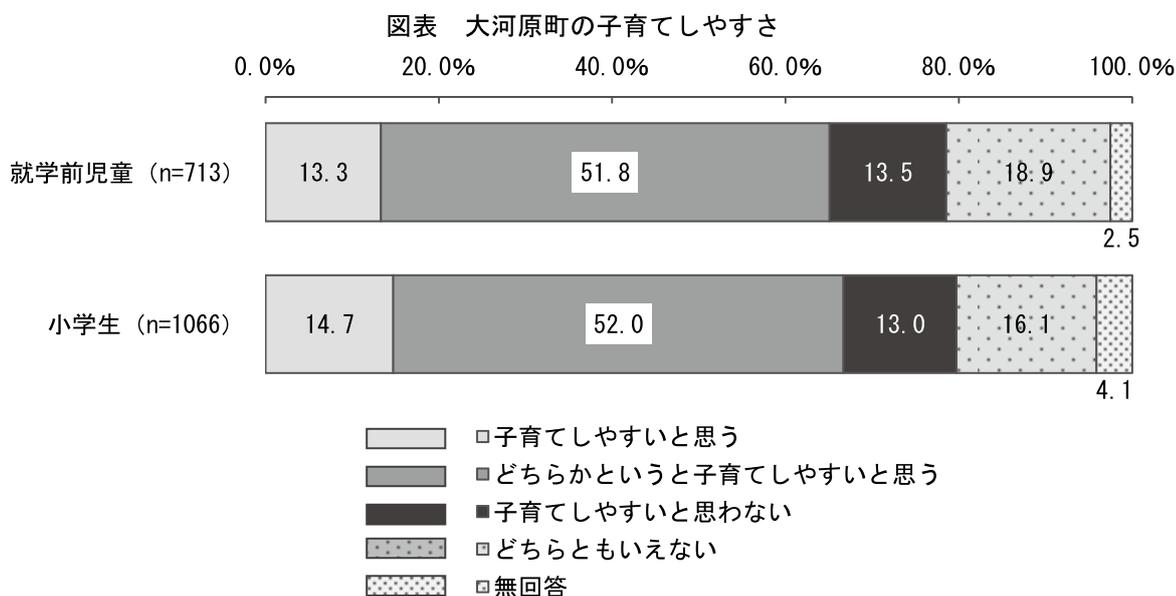
カテゴリー名	前回	今回
児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい	19.0	↑ 19.5
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	56.0	↑ 68.7
授乳やおむつ交換に立ち寄れる場所を増やしてほしい	18.0	↑ 28.1
子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場を作ってほしい	9.2	↑ 11.6
保育所・幼稚園・認定こども園などを整備してほしい	28.8	↑ 30.9
養育費用（出産費用含む）の補助を充実してほしい	43.5	↑ 47.0
保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい	56.5	↓ 51.6
安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	32.6	↓ 31.8
多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮がほしい	5.9	↑ 9.3
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	18.0	↑ 25.0
子育てについて学べる機会を作ってほしい	5.2	↑ 6.5
誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービスがほしい	8.7	↑ 8.8
その他	3.5	↑ 5.2
無回答	2.1	↑ 2.5



⑤ 大河原町の子育てしやすさ

大河原町の子育てしやすさについて、未就学児童の保護者では、「子育てしやすいと思う」（13.3%）、「どちらかという子育てしやすいと思う」（51.8%）を合わせた“子育てしやすいと思う”と回答した割合は65.1%、「子育てしやすいと思わない」が13.5%、「どちらともいえない」が18.9%となっています。

小学生の保護者では、「子育てしやすいと思う」（14.7%）、「どちらかという子育てしやすいと思う」（52.0%）を合わせた“子育てしやすいと思う”と回答した割合は66.7%、「子育てしやすいと思わない」が13.0%、「どちらともいえない」が16.1%となっています。



■ 前回調査（H25）との比較（就学前児童）

単位：%

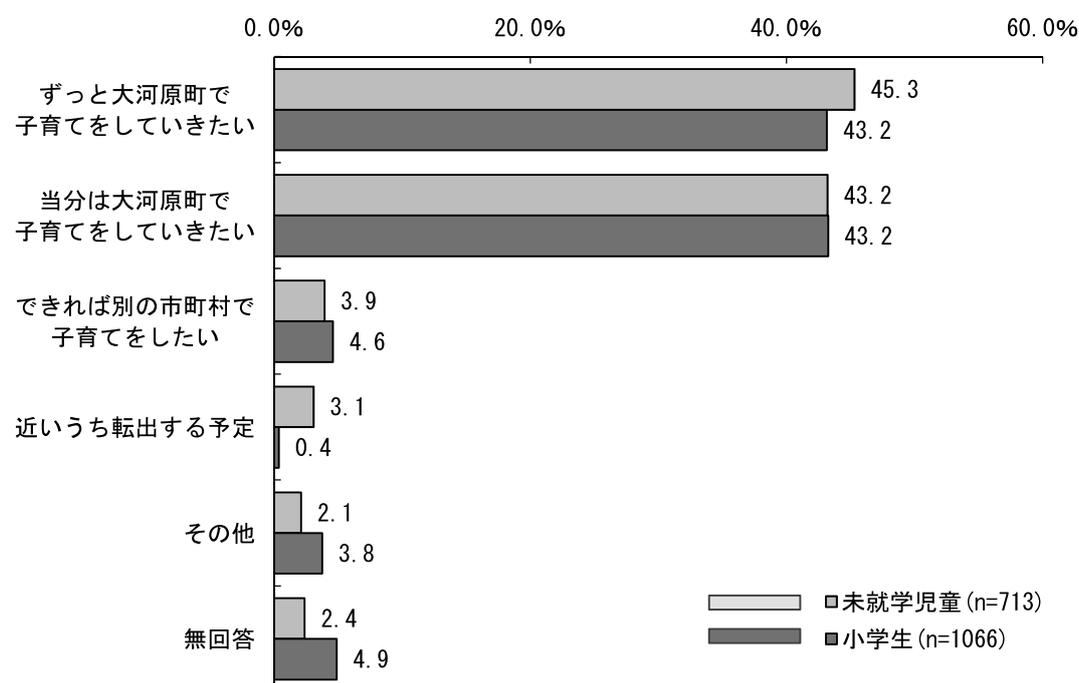
カテゴリー名	前回	今回
子育てしやすいと思う	12.3	↑ 13.3
どちらかという子育てしやすいと思う	53.2	↓ 51.8
子育てしやすいと思わない	14.2	↓ 13.5
どちらともいえない	19.4	↓ 18.9
無回答	0.9	↑ 2.5

⑥ 今後も大河原町で子育てをしていきたいか

今後も大河原町で子育てをしていきたいかについて、未就学児童の保護者では、「ずっと大河原町で子育てをしていきたい」（45.3%）、「当分は大河原町で子育てをしていきたい」（43.2%）を合わせた“大河原町で子育てをしていきたい”と回答した割合は88.5%となっています。

小学生の保護者では、「ずっと大河原町で子育てをしていきたい」（43.2%）、「当分は大河原町で子育てをしていきたい」（43.2%）を合わせた“大河原町で子育てをしていきたい”が86.4%となっています。

図表 今後も大河原町で子育てをしていきたいかについて



5 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

第1期計画に掲げられた施策・事業の進捗状況を自己評価した結果は、以下のとおりとなっています。

※評価…S：施策の内容以上の取り組みを実施し大いに成果が上がっている。
 A+：施策の内容について概ね取り組むことができ、ある程度成果が上がっている。
 A-：施策の内容について概ね取り組んできたが、あまり成果が上がっていない。
 B：施策の内容について、一部、取り組めていない。
 C：施策の内容について、あまり取り組めていない。

施 策	掲載 事業数	評価				
		S	A+	A-	B	C
基本目標 第1節：多様な教育・保育サービスの充実したまち						
(1) 施設型給付体制への転換	8	0	5	2	1	0
(2) 地域型保育給付事業の推進	4	0	1	1	2	0
基本目標 第2節：まち全体で子育てを支えるまち（多様なネットワークづくり）						
(1) 地域の子育て支援事業の充実	13	2	8	0	3	0
(2) 交流ネットワークの推進	13	2	7	1	2	1
(3) 子育てをめぐる学びの場の確保	10	0	10	0	0	0
基本目標 第3節：子どもの育ちと子育て家庭を支えるまち						
(1) 親と子どもの健康づくりの推進	16	0	14	1	1	0
(2) 要支援家庭等への支援①障がい児支援体制の整備	13	0	11	1	1	0
(3) 子育て家庭への経済的支援	9	1	8	0	0	0
(4) 被災地子育て支援対策の推進	1	0	1	0	0	0
(5) 子ども等に配慮した公園・道路等の整備	9	0	4	2	3	0
基本目標 第4節：地域・生活・職場環境が調和されたまち						
(1) 仕事と子育ての両立	6	0	0	4	2	0

6 大河原町の子ども・子育て支援における課題の整理

これまでの背景と子ども・子育て支援ニーズ調査の結果から、以下の4つに子ども・子育て支援の課題を整理しました。

(1) 就労意欲と教育・保育ニーズの上昇への対応

本町では、保育所、小規模保育施設等により保育を実施していますが、入所希望者が年々増加しており、現在待機児童が発生しています。アンケート調査結果では、就労している母親の割合が8割以上と前回調査から1割ほど上昇しています。また、現在就労していない人でも、就労したいと回答する割合が増加しており、今後子どもの数は減少が見込まれるものの、特に0から2歳児の保育需要は拡大することが予想されます。

また、教育・保育施設を選ぶ際に重視することとして、「活動内容(評判)が良い」、「施設面が良い」等が上位に来ており、教育・保育の質的側面を重視している状況がうかがえます。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

近年、社会環境の変化等を背景に、子育て家庭が抱える課題や困難が多様化、複合化してきています。特に妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増えてきており、安心して子どもを生み、育てていくために、母親の妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。

アンケート調査結果からも、病気や発育・発達に関することや子どもとの接し方、子育ての出費への懸念等、子育てに関する多様な意見が挙げられています。

本町で安心して子どもを生み、育てられるよう、適切な保健・医療体制の整備や相談体制の充実、経済的支援等、各家庭の状況に応じた支援が必要とされているといえます。

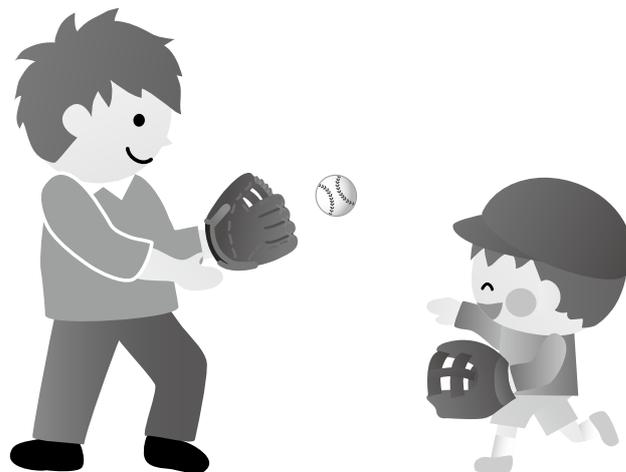
(3) 子どもの居場所や子育て家庭を支える地域づくり

核家族化の進行や共働き家庭の増加、転入者の増加による地域のつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、少子化により兄弟姉妹の数が減ったり、地域の中に子どもがいる世帯数が減ったりし、子ども同士や子育て家庭同士の交流機会が減少してきています。アンケート調査をみると、日頃祖父母や友人等に子どもをみてもらえる状況にない方が1割程度おり、相談相手が身近におらず孤立化の懸念される子育て家庭への支援が必要といえます。また、今後充実を期待する町の子育て支援について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という回答が最も多く、子どもの居場所や遊び場不足も課題となっています。

(4) すべての子どもの健やかな育ちを支える

次世代育成支援行動計画の策定指針には、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮することが掲げられています。また、平成28年に改正された児童福祉法においても、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることが明確化されました。

子ども一人ひとりの状況に応じて最善の利益が尊重され、本町に生まれた子どもたちが健やかに成長していくためにも、障がいや発達に支援が必要な子ども、ひとり親世帯、経済的に困難を抱える世帯など、社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭を守る仕組みづくりが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方（目指す子育て支援の方向）

1 計画の基本理念

本町では、1期計画において『支えあい、繋がりあい、子どもとともに未来をつくる』を基本理念として掲げ、「多様な教育・保育サービスの充実したまち」「まち全体で子育てを支えるまち（多様なネットワークづくり）」「子どもの育ちと子育て家庭を支えるまち」「地域・生活・職場環境が調和されたまち」の4つの基本目標を設定し、施策を推進してきました。

本計画では、1期計画の視点を継承しつつ、子どもの幸せを第一に考え、子育てに喜びや生きがいを感じられるような地域社会の実現を目指し、「おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原」を基本理念とします。

町民憲章にも記載があり、“寛容と知性”そして“豊かな広がり”をイメージさせる、「おおらかに」という言葉を、子育てを支える環境の目指す姿として掲げ、すべての子どもが次の社会を担う存在としてたくましく成長できることを目指します。

基本理念に基づき、国・県の動向や本町が目指す子ども・子育て支援の方向性を踏まえ、以下の3つの視点に配慮した基本目標を掲げ、施策を展開します。

おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原

【計画策定にあたっての基本的視点】

(1) 子どもの幸せを第一に考えすべての子どもの健やかな育ちを支える

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とします。障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく健やかに成長できることを目指します。

(2) 子育て家庭を支え、親の子育て力を高める

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、親としての成長を支援します。妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を通して、子どもと向き合う親の思いに寄り添い、子育てや子どもの成長に楽しさや喜び・生きがいを感じながら、親として成長することができるような環境づくりを進めます。

(3) 地域社会全体で子育てを支えあう

子どもの健やかな成長には、家庭、地域、企業、行政等がそれぞれの役割を果たすことに加え、社会全体が連携することが必要です。子育て支援に携わる人材を育成するとともに、子育て支援のネットワークづくりを進め、地域コミュニティの中で子どもが健やかに育まれる体制づくりを進めます。

2 基本目標・方針

基本理念	基本的な視点	基本目標	基本施策
<p>おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原</p>	<p>子どもの幸せを第一に考えすべての子どもの健やかな育ちを支える</p> <p>子育て家庭を支え、親の子育て力を高める</p> <p>地域社会全体で子育てを支えあう</p>	<p>I ニーズに応じたきめ細かな教育・保育サービスの提供</p>	1. 教育・保育の事業量の確保
			2. 教育・保育サービスの質の確保と向上
		<p>II 安心して子どもを生み育てられる環境の整備</p>	1. 子どもや親の心身の健康づくり
			2. 子育て家庭への経済的支援
			3. 仕事と子育ての両立支援
		<p>III 子どもの育ちと子育て家庭を支えるあたたかな地域づくり</p>	1. 子どもの健やかな育ちを地域で支える
			2. 子育てを支える地域づくりの推進
			3. 子どもに配慮した安全な施設・地域基盤の整備
		<p>IV 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援</p>	1. 障がい児・ひとり親家庭等への支援
			2. 子どもの権利擁護と虐待防止
			3. 子どもの貧困対策の推進

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ ニーズに応じたきめ細かな教育・保育サービスの提供

【現状と課題等】

国は子育て安心プラン、新・放課後子ども総合プラン等において、結婚・出産後も安心して働き続けることができる環境の整備を進めています。本町においても母親の就労率が上昇しており、令和元年（2019）10月に開始された教育・保育の無償化に伴って保育ニーズはさらに高まることが予想され、待機児童の解消が課題となっています。

また、乳幼児期は、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得などにおいて重要な時期であり、質の高い教育・保育の提供が求められます。

【施策の方向】

保育需要の増加や多様化に応えるため、民間保育所等との協働により保育施設及び保育サービスの量的充実を図り、待機児童の解消を図ります。

また、保育士の確保や研修の実施、小規模保育事業所と保育所、幼稚園及び小学校が連携し相互理解を深めることで、質の高い教育・保育環境の整備を進めます。

1. 教育・保育の事業量の確保

必要な事業量が確保されるよう、町内及び町外の広域的調整も含め、町民の利用希望に対応できる体制整備を行います。また、保育士の処遇改善に努め保育士不足の解消、離職防止を図り、施設の受け入れ児童数の最大化を目指します。

施策名・事業名	実施事業	担当課
保育所整備事業	現在唯一の町立保育所であり、築40年以上と老朽化が進む桜保育所の建て替えを進め、定員を拡大することで高まる保育需要に応じた事業量の確保を目指します。民間保育所等との役割分担を図りながら、障がい児保育、延長保育等、町立保育所としての役割を担い、多様な保育ニーズに対応できる保育所の整備を推進します。	子ども家庭課
小規模保育の実施	小規模保育の推進を目指し、保育事業所に対し参入を促すとともに、実施にあたっての支援を行います。令和3年度（2021）から2施設の開設を予定しています。	子ども家庭課
家庭的保育の実施検討	保育士や看護師等の資格保有者が家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かな保育ができるよう検討し、実施を支援します。	子ども家庭課
施設型給付制度に関する広報活動	各幼稚園・保育所等の施設や入所を希望する町民に対し、施設型給付制度についての広報活動を行います。	子ども家庭課

認定こども園への移行の支援	認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所に対し支援を行い、町民が必要とする量の確保に努めます。	子ども家庭課
待機児童の解消	待機児童の解消のために有資格者（保育士）を必要数確保するよう努めます。保育士人材バンクの活用や地域の人的資源との連携方策を検討します。 また、町内の各保育所へ心理学の専門家を派遣し、保育士への相談支援を実施します。巡回相談支援によって保育士の仕事上の不安を取り除き、処遇改善に努めることで、保育士の離職防止、安定的な確保を図ります。	子ども家庭課

2. 教育・保育サービスの質の確保と向上

幼稚園・保育所等における専門職員の適正配置、関係教育・保育施設等と連携により教育・保育の質の確保に努めます。また、幼児教育・保育の無償化制度開始にあたり、円滑な事業実施を目指します。

施策名・事業名	実施事業	担当課
教育・保育サービスの質の確保と向上	多様な教育・保育ニーズへの対応や地域における子育て支援機能の充実を推進するため、幼稚園・保育所等における専門職の適正な人員の配置と外部研修の受講促進により、教育・保育サービスの質の確保・向上に努めます。	子ども家庭課
町民に対する広報活動	教育・保育サービスを受けるための認定制度について町民に対し十分な広報活動を行い円滑な事業転換に努めます。	子ども家庭課
給付体制の整備	円滑な給付体制の整備に努めます。	子ども家庭課
事業所内保育の支援	事業所内保育所について、事業者との連携により人材や施設の充実を支援し、保育環境の充実を図ります。	子ども家庭課

基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

【現状と課題等】

安心して子どもを産み育てることができるようにするためには、妊娠初期からの保健指導により母子の安全を確保するとともに、各種情報の提供や助言・指導等、産後期も含めた切れ目のない支援が必要です。

近年は妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増えてきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭を心身両面で支える仕組みの充実が求められます。

【施策の方向】

専門的人材の育成・確保を図り、妊娠初期からの保健指導により母子の安全を確保するとともに、多職種が連携し、困りごとや課題等を抱える家庭や子どもを包括的に支えていく体制の強化を図ります。

1. 子どもや親の心身の健康づくり

母子健康手帳交付の際の健康相談や離乳食相談、発達相談、新生児訪問の実施から産後うつ病の早期発見などきめの細かい相談体制の整備に取り組みます。また、妊娠期から子育て期までの困りごとに気軽に相談できる窓口として子育て世代包括支援センターを運営していきます。

施策名・事業名	実施事業	担当課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付及び健康相談等を実施します。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	新生児・妊産婦訪問指導を行い、産後の母体や子どもについて母親一人が悩むことがないように、気軽に相談できる訪問事業の充実を図ります。 また、新生児訪問時に産後うつ病のスクリーニングを実施します。	健康推進課 子ども家庭課
養育支援訪問事業	新生児訪問等により産後うつなどの症状がみられた場合は、養育支援訪問事業の実施により適切なケアにつなげていきます。	健康推進課 子ども家庭課
乳幼児相談	健康・育児の相談や離乳食相談など、多様な育児相談の充実を図ります。	健康推進課
発達相談	県児童相談所等の専門機関と連携し、障がいのある児童、障がい疑われる児童を対象とした相談を継続して行います。 また児童相談所で実施している乳幼児精神発達精密健康診査の実施体制について検討します。	健康推進課
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期までの相談窓口として気軽に相談できる体制や、切れ目のない支援を展開する。	健康推進課
妊婦一般健康診査	妊婦健診では、適切な健診回数確保により妊婦の健康確保を推進するとともに、母子保健法に基づき各種健診事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療の指導等、健全な発育と発達を促進し、子育て支援を充実します。	健康推進課
乳児一般健康診査		
4か月児健康診査	母子保健法に基づく各種健診事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療の指導等、健全な発育と発達を促進し、子育て支援を充実します。また、健診内容については、満足度調査を行うなど、受診者ニーズの把握に努めます。	健康推進課
1歳6か月児健康診査		
2歳児歯科健康診査		
3歳児健康診査		

感染症予防事業	感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種法に基づく事業の継続と接種率の向上に努めます。	健康推進課
歯の健康づくり	3歳児の虫歯数を減少させることに努めるとともに、小中学校の歯と口腔の健康づくりに努めます。	健康推進課
食育に関する学習機会の充実	親子の料理教室などを通じて、食べ物大切さを学ぶ事業を推進するとともに、地場産品を活用した料理コンクールや料理講習会、料理実習、食の講座等を実施し、食に関する学習機会の充実を図ります。	健康推進課 農政課
幼児期・学童期・思春期の食育の推進	学童期・思春期の児童に対して、欠食による影響、正しい食習慣の確立等に関する食育を推進します。また、保育所（園）給食や学校給食等で地場産品を活用した食育を推進します。	子ども家庭課 健康推進課 教育総務課
おおがわら子どもの心のケアハウス事業	児童生徒の心の安定を図り、自己有用感・肯定感を持たせるため、支援体制の充実を図ります。安心できる居場所を提供し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応支援・学習支援等の学校復帰や自立支援に向けた様々な取り組みを行います。	教育総務課
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業	各小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、学校教育相談体制の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、経済状況や生活面から福祉的援助が必要となる家庭に対して自立支援のための相談を行い、教育と福祉の両面からの問題解決に努めます。	教育総務課
思春期相談	学童期・思春期における心の問題（不登校・ひきこもり・摂食障害・やせ症・自殺など）に係る専門家の確保と、関係各課や関係機関との連携及び県の各種相談事業の活用（育成相談・非行相談・養護相談）などから地域における相談体制の充実を図ります。	教育総務課 健康推進課 子ども家庭課
性教育・禁煙教育・薬物乱用防止教育	小中高生を対象とした性教育を実施するとともに、児童の健全な成長を促進するため、禁煙教育や薬物乱用防止教育を実施します。	教育総務課 健康推進課
思春期保健教育事業	中学生を対象とした保育実習や妊婦体験を実施します。	生涯学習課 教育総務課 健康推進課
結婚・妊娠・出産等に対する正しい知識の普及	晩婚化や未婚率の上昇に対し、その問題点など正しい知識の普及に努めます。	子ども家庭課

2. 子育て家庭への経済的支援

児童を養育する家庭の生活の安定と次世代を担う児童の健全育成を図るため、各種手当の支給や医療費助成等の拡充を図ります。子ども医療費助成事業は、平成28年4月より所得制限撤廃し対象を拡大して実施しています。

施策名・事業名	実施事業	担当課
児童手当	児童を養育する家庭の生活の安定と次世代を担う児童の健全育成を図るために児童手当の給付を継続して実施します。	子ども家庭課

児童扶養手当	母子・父子家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。	子ども家庭課
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭の経済的支援のため、特別児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。	子ども家庭課
子ども医療費助成事業	0歳から高校3年生までの児童・生徒に対し、通院費及び入院費に係る家計費負担を軽減するため医療費の助成を継続し、制度に関する情報の提供に努めます。平成28年4月からは所得制限を撤廃しています	子ども家庭課
ひとり親家庭医療費助成事業	母子家庭や父子家庭などの医療費における家計費の負担軽減のため、医療費の助成を継続します。	子ども家庭課
要保護児・準要保護児童就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための支援事業を継続します。	教育総務課
育英会事業	就学が困難で向学心旺盛な優秀なる人材に学費を貸与し、有能な人材の育成を図る事業を継続します。	教育総務課
出産育児一時金	国民健康保険加入者の、出産時における費用負担軽減のための事業を継続します。	健康推進課
子育て応援出生祝い金	子育て世帯を応援し、児童の健全な育成を図るため、出生日から1年を経過していない、大河原町に住民登録された第3子以降の子ども一人につき、祝い金10万円を支給します。	子ども家庭課
小学校入学祝い金	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小学校へ入学した第3子以降の児童もしくは児童養護施設等へ入所した児童一人につき、祝い金3万円を支給します。	子ども家庭課

3. 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立できる環境づくりに向け、地域企業との連携協力のもと、ワーク・ライフ・バランスの啓発や就労環境向上を促進します。また、男女双方がそれぞれ父親・母親として子育てに参加できるよう啓発に努めるとともに、保護者の就労形態の多様化に対応多様な子育てサービスに取り組みます。

施策名・事業名	実施事業	担当課
地域企業との連携による就労環境向上の促進	地域企業との連携協力のもと、育児休業後の職場復帰がしやすい環境の整備や育児休業給付制度の適切な運用が行えるよう、企業の支援を行います。 また、国・県・関係機関と連携し制度の啓発に努めます。	商工観光課
仕事と子育ての両立支援に関する周知・啓発と情報提供	町内の事業所を対象に、パンフレットや資料の配布などにより、仕事と子育ての両立支援に関する様々な広報・啓発活動に努めるとともに、育児休業制度などについて広報等を通じて正しい知識や情報の周知と啓発に努めます。 また、地域企業と連携し、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業の情報・紹介を発信するなど、広報・啓発活動の多様化に努めます。	商工観光課 子ども家庭課

父親の育児参加の啓発	行事等への参加を通じて、父親の育児参加の機会を促すとともに、父親を対象とした研修会などを開催し、育児参加への啓発に努めます。	子ども家庭課 健康推進課
男女共同参画社会の普及・啓発	男女がともに子育てや社会に責任を担う社会の実現を目指し、様々な機会に啓発・普及活動を推進します。特に次代を担う若い世代に対してチラシやリーフレット等を配布しその啓発に努めます。	企画財政課
男女共同参画社会の推進	男女の固定的性別役割分担意識を改善するため、教育副読本の作成・配布を検討します。さらに、各種審議会や行政委員会等の女性登用率の向上を図ります。	企画財政課
時間外保育（延長保育）事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、地域の実情に応じた延長保育時間（夜間を含む）を実施します。	子ども家庭課
休日保育事業	休日、祝日等の保育について、就労時間の多様化による保育ニーズに応じるよう検討していきます。	子ども家庭課
乳児保育事業	乳児の保育については、保育士の確保など、従来の保育所における乳児保育事業の人員・施設面での強化を図るとともに、地域型給付事業の提供による受け入れ体制の多様化に努めます。	子ども家庭課



基本目標Ⅲ 子どもの育ちと子育て家庭を支えるあたたかな地域づくり

【現状と課題等】

本町においては、1世帯あたり人員は減少傾向が続いており、こうした世帯の細分化とともに、核家族化の進行や、地域コミュニティの希薄化などによって、子育て家庭が孤立し、子育てへの不安感が高まることが懸念されます。また、少子化により兄弟姉妹の数が減ったり、地域の中に子どもがいる世帯数が減ったりし、子ども同士や子育て家庭同士の交流機会が減少してきています。アンケート調査からは、子どもの居場所や遊び場不足も課題として挙げられており、子どもの居場所や、地域との関わりを築いていくことにより、子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てのできる環境をつくっていくことが求められます。

【施策の方向】

子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、様々な世代や子育て家庭同士の交流の促進を図り、子育てに対する理解を深めることで、誰もが子育てに喜びを感じられる地域づくりを進めていきます。また、子どもの置かれた状況・発達段階に応じた安全・安心な居場所の整備を推進します。

1. 子どもの健やかな育ちを地域で支える

子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう、多様な交流や自分らしく過ごすことのできる様々な居場所づくりを進め、地域で子どもたちを見守り育む環境づくりを目指します。

また、子どもの健全な成長を支えるため、家庭・地域で連携し有害情報から子どもを守る取り組みを進めます。

施策名・事業名	実施事業	担当課
地域子育て支援センター事業の推進	自由来館の利用者は増加傾向にあり、引き続き地域の多様なニーズに対応した子育て支援活動や子育て環境づくりを推進していきます。	地域子育て支援センター 子ども家庭課
地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)	世代交流いきいきプラザとの連携により、親と子がいつでも気軽に集まれる場となる地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)の充実を図ります。	地域子育て支援センター 子ども家庭課
交流機能の充実	地域子育て支援センターや世代交流いきいきプラザの活用により異年齢児との交流イベントの充実に努めます。また、学校や地域、高齢者団体に対し、子どもとの交流事業への参加を促します。	地域子育て支援センター 子ども家庭課
児童相談	学校、保健師、児童相談所等が連携し、非行防止・立ち直り支援、虐待防止支援など児童の相談対応から問題解決を推進し、児童の健全育成を図ります。	子ども家庭課 教育総務課 健康推進課
児童館・児童センター活動	母親サークル活動等の場の確保など、施設利用の充実を図るとともに、ジュニアリーダーの派遣やボランティア活動・育成、異年齢児の交流など中高生にも利用しやすい環境整備及び地域に開かれた施設としての運営を推進します。	子ども家庭課 生涯学習課

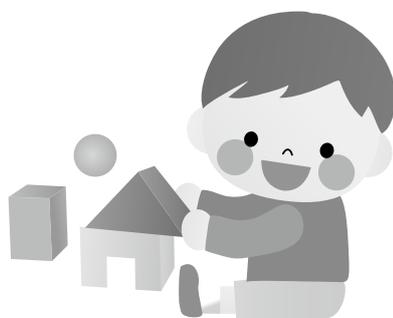
放課後子ども教室	活動員として地域の人の参画を促し、放課後子ども教室の充実を図ります。また、放課後児童健全育成事業との連携により多様な教育や体験活動の提供に努めます。	生涯学習課
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにて高学年まで受け入れるため、施設の改善や指導員の確保のほか、児童館事業や放課後子ども教室事業との連携による良質なサービス提供体制整備に努めます。 また、定員枠の拡大、保育時間の延長、新たな提供体制や障がい児の受け入れ、長期休業期間中における児童クラブでの一時預かり事業の拡大などを検討し、放課後児童健全育成事業の拡充に努めます。	子ども家庭課 生涯学習課
放課後子ども総合プラン	小学校の就学児童の安全・安心な居場所を確保するため、生涯学習課と子ども家庭課が中心となって、教育委員会等関係部局と連携・協議を深めながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する適切な体制づくりを行います。	子ども家庭課 生涯学習課 教育委員会
保育所・子育て支援センター開放	町立保育所・子育て支援センターの土曜日の開放を継続して実施するとともに、時間の延長など、開放形態について検討します。	地域子育て支援センター
学校開放	学校体育館、校庭の開放事業を推進するとともに、登録団体の活用の周知を図りながら円滑な運営に努めます。	生涯学習課
夏休みの子どもの居場所	児童館や放課後児童クラブ、デイキャンプ、小学生スポーツ大会等を通じ、学校の長期休業期間における事業展開の充実を図ります。	子ども家庭課 生涯学習課
中高生と乳幼児とのふれあい事業	中高生を対象とした保育所（園）でのふれあい体験の場を活用し、児童の健全育成に努めます。	子ども家庭課 生涯学習課
地域の子育て活動の支援	子ども会活動など、地域における子育て支援活動に対し積極的な支援を行い、さらに異年齢、世代間交流が進むよう住民の参加を促します。	子ども家庭課 生涯学習課
絵本読み聞かせ	駅前図書館などにおいて、民生児童委員やボランティアサークル等による絵本の読み聞かせを実施します。	社会福祉協議会 福祉課 生涯学習課
たんぼぼ食堂	共働きの家庭の増加に伴い、家族そろっての食事の機会が減少する中、様々な「こしょく」（孤食・個食・固食）という問題が懸念されています。たんぼぼ食堂では、大勢で食事をする楽しみ、温かみを通して地域の様々な世代との交流の場を提供します。	社会福祉協議会
インターネット等による有害情報に関する情報提供	ネットやSNS上でのトラブル回避、有害情報への接続制限に対する意識付けを図るための情報の収集・発信に努めます。	教育総務課
犯罪の未然防止に関する教育の推進	ネットやSNS上のトラブルによるいじめ、不登校、自殺等の問題が起きないように、学校・教育機関のみならず、関係機関との連携を図り、情報の収集・発信に努めます。	教育総務課

2. 子育て家庭を支える地域づくりの推進

子育て家庭を地域全体で支えていくことができるよう、地域で子育て支援活動を行っている団体同士の交流機会の充実を図り、ネットワークづくりを促進するとともに、活動への支援を図ります。また、子育て家庭や子育てを支援する各種団体等に対し、様々な機会を通じて各種制度や相談窓口をはじめ、子育てに関する情報を効果的に発信・普及啓発し、家庭教育の推進に努めつつ、必要な支援につなぎます。

施策名・事業名	実施事業	担当課
子育てネットワークの充実	「子育てサークル代表者会議」などを開催することにより、子育て支援機関・団体・サークル等の情報交換や交流の場づくり、連絡体制の整備など、子育てネットワークづくりを推進します。 また、子どもへの声かけ運動など、地域住民の積極的な関わり運動を展開します。	子ども家庭課 生涯学習課
子育てサークル活動への支援	児童館、児童センター、子育て支援センター等で子育て団体やサークル等の積極的な交流と活性化を図るため、サークルへの加入促進や活動の情報提供等の活動支援を推進します。 また、子育ての情報交換や仲間づくりなど自主サークル活動の場の確保や活動の支援に努めます。	地域子育て支援センター 子ども家庭課 生涯学習課 児童館・児童センター
子育てサポーター活動への支援	講座修了者に対して活躍の場として、子育てニーズの多様化に対応できる体制整備を検討します。	子ども家庭課 生涯学習課
円滑な就学ネットワークづくり	保育所・幼稚園等から小学校への円滑な接続のための保幼小連携・情報共有の推進を図るため、定期意見交換会等の開催について検討します。	子ども家庭課 教育総務課
地域子育て支援センターの充実・強化	地域子育て支援センターの機能を強化し、関係機関との連携を深め、相談機能等の充実や利用者支援事業の強化を目指した体制整備を図ります。 子育て相談の際に、子育て体験や保育所内の保護者懇談会での意見交換などといった情報提供から育児不安・悩みの問題解決に努めます。	地域子育て支援センター 子ども家庭課
利用者支援事業	町を窓口として、子育て支援の必要な方に対する相談機能の強化や相談・情報提供体制の整備等を進めます。 また、地域子育て支援センターにおいても、子育てに関する相談に応じます。	地域子育て支援センター 子ども家庭課
子育てに関する情報提供・意識の啓発	ポスター・リーフレット等を作成するほか、子育て情報紙「みらい」や広報紙、ホームページ等の既存の媒体を活用し、子育て関連施設の情報提供や積極的な啓発活動を行います。	地域子育て支援センター 子ども家庭課
子育て支援情報配信アプリケーション事業	町からの妊娠・出産や子育てに関するお知らせやイベント情報の取得、妊娠中の検診記録や子どもの成長記録・予防接種のスケジュール管理などができるアプリを導入し、情報提供に努めます。	子ども家庭課
子育てサポーターの養成	子育てに関する身近な情報提供やサークル活動の企画など、子育ての親に対する助言などを行う「子育てサポーター」の養成を図ります。	生涯学習課

カウンセラー(臨床心理士)の活用	2歳児歯科検診、3歳6か月児健診時等の健診時や育児相談において、育児・子どもの発達についての不安や育児ノイローゼ解消のため、カウンセラー(臨床心理士)の活用を推進します。	健康推進課
読み聞かせボランティアの募集と育成	読み聞かせボランティアを募集し、お話し会等で、子どもたちに絵本の楽しさを伝えられるよう、読み聞かせ養成講座やお話し会拡大版に向けた打合せ会を開き、ボランティアの育成を図ります。	駅前図書館
チャイルドシート等貸出事業	子どもの命を交通事故から守ることと、子育て世帯への経済的な支援を図るため、6歳未満の乳幼児を持つ保護者の方を対象に、チャイルドシート・ジュニアシートの貸出事業を実施します。	社会福祉協議会
ブックスタート事業～新生児等あったか事業～	民生委員児童委員協議会等関係機関との協力のもと、4か月児・1歳6か月児健診の際に月齢にあった絵本を贈呈します。幼児の時から絵本と親しみ、母親やまわりの大人たちとふれあいながら、豊かな心を育むためのきっかけづくりを行います。	社会福祉協議会 福祉課
家庭教育の普及・推進	家庭教育推進の立場で、親育ち・子育て講座の実施により、家庭教育の推進に努めます。	地域子育て支援 センター 生涯学習課
ファミリー・サポート・センター事業	専門のアドバイザーを1名配置し、子どもの預かりや送迎をお願いしたい方と、お手伝いしたい方のマッチングを図ります。また、保護者の負担軽減と、さらなる利用促進を目指し、ひとり親世帯や非課税世帯に対する利用料助成制度を実施します。	子ども家庭課



3. 子どもに配慮した安全な施設・地域基盤の整備

子どもの遊びや健康づくりの場である都市公園施設を快適に利用できるよう、施設・遊具等を整備し、安全で魅力のある公園づくりを進めます。白石川右岸河川敷地内に多世代の交流の場となる施設の整備を検討します。

また、地域住民やP T Aと連携した安全・安心な道路交通環境づくりや、子どもを事故・犯罪から守る地域全体での防犯対策を推進します。

施策名・事業名	実施事業	担当課
公園施設の計画的な整備・管理	都市公園等や公園施設・遊具等を整備し、地域の子どもたちが安全に楽しく遊べる空間をつくります。また、計画的な公園施設の安全点検や修繕・更新を行うとともに、地域の方々の積極的な協力を得て公園の日常管理体制を拡充することで、利用者ニーズに応じた魅力ある公園づくりに努めます。	地域整備課
白石川右岸河川敷等整備事業	白石川右岸河川敷地内に、子どもからお年寄りまで皆が楽しめる空間を整備する予定です。	地域整備課
歩道・指定通学路の安全管理	妊産婦の移動、ベビーカーや車椅子、子どもが安全に通れる歩道整備を進めます。また、通学中の子どもが交通事故などに巻き込まれないよう、大河原町通学路交通安全プログラムに基づき、指定通学路の点検、対策の検討、安全対策の実行、効果の検証の実施に努めます。	地域整備課 教育総務課
交通安全活動・交通安全教室	交通安全指導隊による通学時の街頭指導やながら見守り隊の活動等、地域住民やP T Aの自主的な交通安全活動を推進するため、積極的な働きかけを行います。 また、子ども及び保護者向け交通安全教室等を開催し、子どもが関係した事故の減少に努めます。特に、保育所や幼稚園において長期休暇前時期の就学前児童に向けた取り組みを行います。	総務課
事故防止対策	P T Aや地域住民などとの連携により、駅・公園・通学路等の点検を実施します。 また、通学路検討委員会の開催や交通安全運動時に町内会域で広報活動等を実施するなど、事故防止対策を推進します。	総務課 教育総務課
防犯対策の推進	犯罪等からの避難場所として、「子ども110番の家」の周知と身近な施設の活用などにより、防犯対策の拡充を図ります。 また、防犯ボランティア活動に対する広報・周知活動を積極的に行うことに加え、下校時間帯の見守り活動をしながら見守り隊へ依頼する等、地域の犯罪抑止力の向上を目指した事業を実施します。	総務課

基本目標Ⅳ 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭の支援

【現状と課題等】

子ども一人ひとりの最善の利益が尊重され、本町に生まれたすべての子どもが健やかに成長していくためにも、ひとり親世帯や発達に支援が必要な子ども、経済的に困難を抱える世帯など、社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭を守る仕組みづくりが求められています。

本町には、障がい児福祉計画等、個別計画において支援を行えるよう取り組んでいます。

今後は、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭に対する支援策を推進し、成長段階に応じて切れ目のない施策を実施する必要があります。

【施策の方向】

障がいや発達に支援が必要な子ども、ひとり親家庭など、社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭に対する関係機関等と密接に連携しながら、必要な支援策を推進します。

また、虐待から子どもを守り、安心して生活できるよう、警察や医療機関などの関係機関が連携を深め、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

さらに、すべての子どもが置かれた環境に左右されることなく成長していけるよう、関係機関・地域と連携を図りながら、子どもの貧困対策の取り組みを総合的に推進します。

1. 障がい児・ひとり親家庭等への支援

育児相談や健診時における障がいの早期発見や障がい特性に応じた総合的な相談体制を整備するとともに、特別児童扶養手当を給付し、障がい児家庭へきめ細かな支援を行います。また、ひとり親家庭に対しては、相談支援や保育所・放課後児童クラブへの優先登録といった生活支援に加え母子福祉資金の貸付けやひとり親家庭の医療費の助成、児童扶養手当の給付などの経済的支援を行います。

施策名・事業名	実施事業	担当課
相談体制の整備	定期健診や児童相談または保育所（園）等において障がい児の把握に努め、入所（園）や進学または就職等について気軽に相談できる体制を整えます。	健康推進課 子ども家庭課 福祉課
障がい児保育事業	母子保健事業との連携により、障がいの早期発見に努めるとともに、現在受け入れている障がい児保育を継続して実施します。加えて民間保育所で実施する場合の財政支援を行います。	子ども家庭課
障がい児支援体制の推進	障がい児の把握と育成・相談支援を充実するために、関係機関や関係各課、団体と連携した障がい児支援体制を推進します。	教育総務課 健康推進課 子ども家庭課 福祉課
障がい児通所支援事業	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの通所支援事業の実施により、障がい児の地域での生活を支援します。	健康推進課 福祉課
障がい児入所支援事業	福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設への入所により、安心できる体制づくりを進めます。	健康推進課 福祉課

特別支援教育の充実	特別支援学校と特別支援教室が連携し、障がいのある児童・生徒一人ひとりの障がいの程度に応じた指導方法等による教育の充実を図ります。	健康推進課 教育総務課 福祉課
障がい児の交流・居場所づくりの推進	町内のボランティア団体等との連携により交流会を開催し、障がい児の交流や居場所づくりを図ります。	社会福祉協議会
発達相談	【再掲】(p43 参照)	子ども家庭課
特別児童扶養手当	【再掲】(p45 参照)	子ども家庭課
ひとり親家庭への生活支援	ひとり親家庭における児童の生活や成長に合わせた相談を行うとともに、保育所(園)の入所(園)、放課後児童クラブの優先利用、母子生活支援施設の入所に対する相談対応など、母子・父子家庭等に対して多様な支援サービスを行います。	子ども家庭課 仙南保健福祉事務所
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援を行うために、母子福祉資金の貸付けを行うとともに、ひとり親家庭の医療費の助成と自立支援に向けた児童扶養手当の支給等を推進します。	子ども家庭課 仙南保健福祉事務所
児童扶養手当	【再掲】(p45 参照)	子ども家庭課
ひとり親家庭医療費助成事業	【再掲】(p45 参照)	子ども家庭課
被災地への教育・保育事業や子育て支援事業の推進	国・県で実施する復旧・復興事業に協力するとともに、子育て事業においては、町外からの被災者の受け入れや広域連携を含めた支援を推進します。	地域子育て支援センター 子ども家庭課

2. 子どもの権利擁護と虐待防止

子育て世代包括支援センター事業等の関係機関との連携のもと、児童虐待の早期発見や援助活動等といった虐待防止対策を推進し、子どもの権利擁護に取り組みます。また、児童福祉法の改正を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点事業の整備を検討します。

施策名・事業名	実施事業	担当課
子どもの権利擁護	子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を擁護するシステムづくりを推進し、子ども、子育て家庭の相談や支援、要保護児童への対応の充実を図ります。	子ども家庭課
虐待防止の講座・研修	関係機関との連携のもと、虐待防止に関する講座・研修を実施します。	子ども家庭課 健康推進課
虐待相談事業	健康診査でのチェック等、虐待の早期発見や必要時に対応する相談窓口、関係者による情報収集、援助活動など、関係機関との連携のもと、虐待の早期発見に努めます。	子ども家庭課 健康推進課 教育総務課 仙南保健福祉事務所
虐待防止ネットワークの充実	関係機関との連携による要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の充実を図ります。	子ども家庭課 健康推進課 教育総務課
見守りサポート事業	虐待を受けた児童の精神的不安の軽減や、虐待児の保護、支援等の充実を図るとともに、虐待した親等への指導及び支援の充実を図ります。	子ども家庭課 健康推進課 教育総務課 仙南保健福祉事務所

子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待防止対策に関する児童福祉法の改正を踏まえ、子育て支援や虐待情報の収集にあたる子ども家庭総合支援拠点の整備を検討します。(下記「児童等に対する支援体制の関係 (イメージ図)」参考)	子ども家庭課
養育支援訪問事業	【再掲】(p43 参照)	健康推進課 子ども家庭課
子育て世代包括支援センター事業	【再掲】(p43 参照)	子ども家庭課

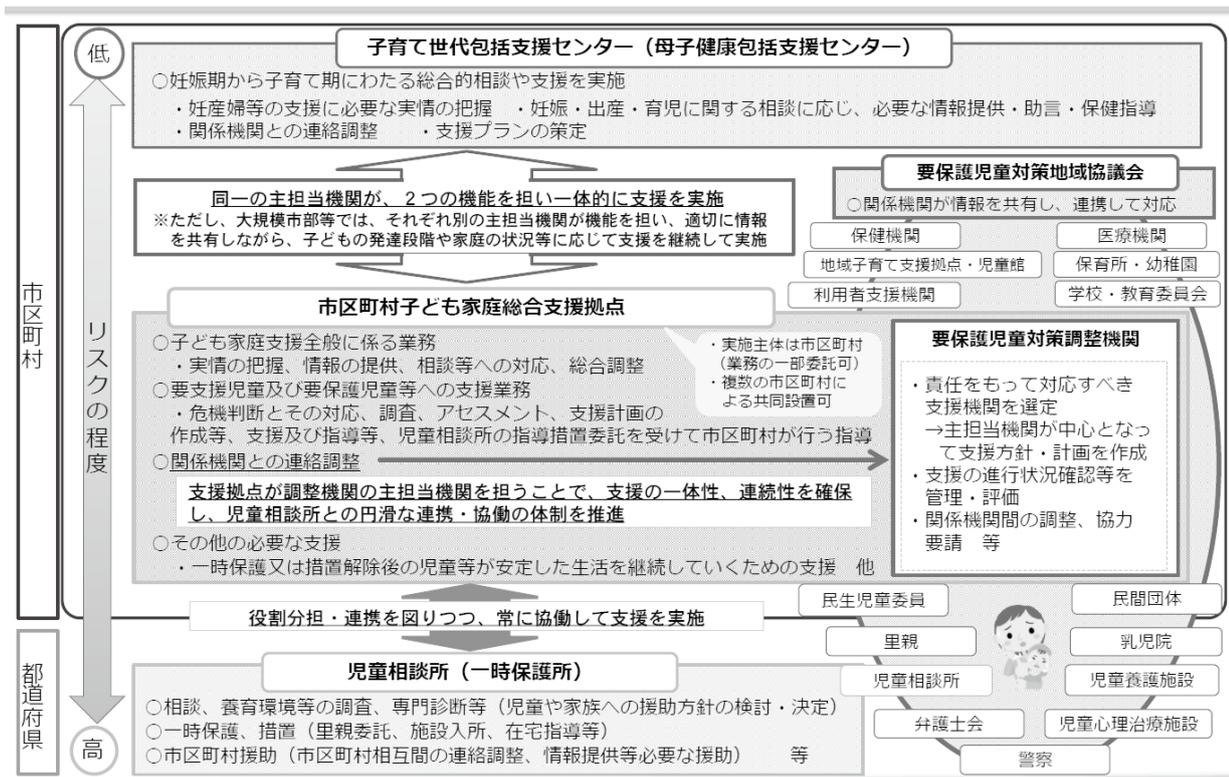
3. 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが将来に夢と希望を持って成長していけるよう、経済面にとどまらない総合的な支援の充実を図ります。

施策名・事業名	実施事業	担当課
子どもの学習支援事業の推進	県が実施している学習支援事業に対して、事業の実施者との連携を図りながら、会場との調整や対象者への参加促進等を行います。	教育総務課
子ども食堂開設運営事業補助制度の推進	町内で子どもの居場所づくりのため「子ども食堂」を開設し、継続して運営する団体に経費の一部助成を行います。令和2年度より金ヶ瀬地区にて1か所の開設を見込んでいます。	子ども家庭課
フードバンク事業	食品流通事業者から、品質には問題がないものの包装に不備のある食品や賞味期限が近い食品などの寄付を受け、生活困窮者へ提供します。	社会福祉協議会

詳細は、第6章「子どもの貧困対策推進計画」に記載します

図 児童等に対する支援体制の関係 (イメージ図)



資料：厚生労働省 市区町村子ども家庭総合拠点スタートアップマニュアル

第5章 子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を示さなければならないとされています。

第1期計画では、町全体を1区域として設定しています。本町は用途地域の50%以上が、土地区画整理事業によって計画的に整備されたことから、住宅地等が連担したコンパクトな都市形成がなされており、本計画においても町全体を1区域として捉え効率的な供給体制を整えることとします。



2 教育・保育ニーズ量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」の考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、就学前児童及び就学児童の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出したのち、本町の地域特性や「大河原町子ども・子育て会議」における審議を踏まえ、設定しました。量の見込みの算出にあたっては、ニーズ調査の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出しています。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率(×日数)}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

(2) 教育・保育事業の認定区分・対象事業

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

■認定区分

認定区分		対象事業
1号	満3歳以上で、家庭での保育が可能な就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、親の就労等により、家庭での保育ができない就学前の子ども	保育所（園）・認定こども園
3号	満3歳未満で、親の就労等により、家庭での保育ができない子ども	保育所（園）・認定こども園・地域型保育

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

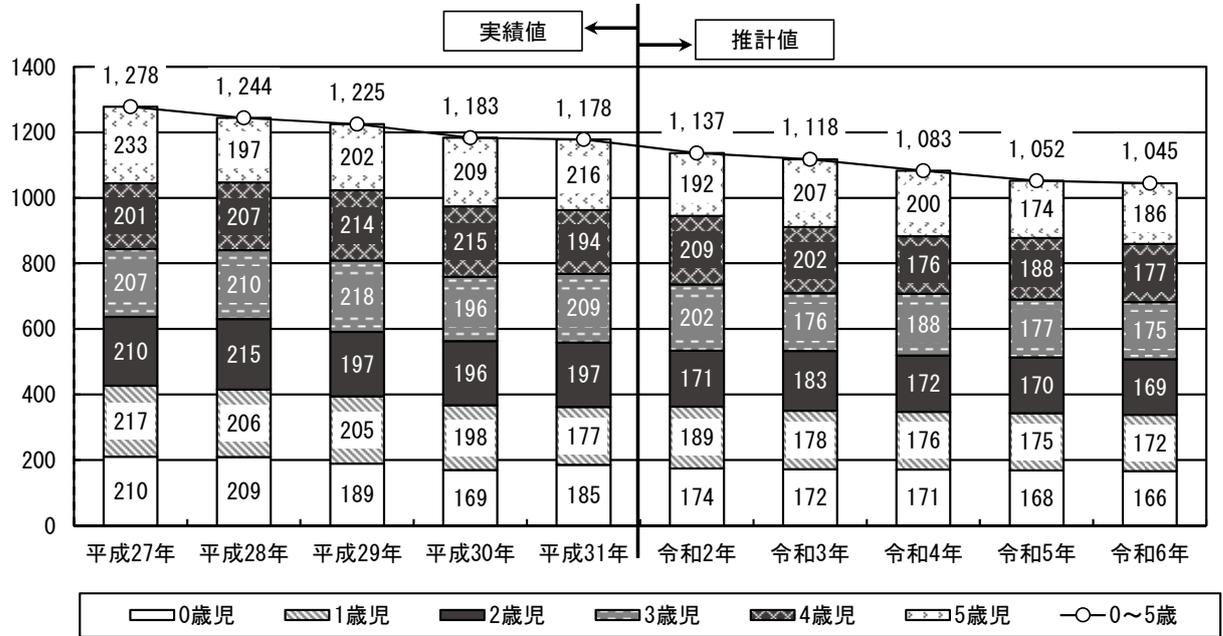
※「認定こども園」は本町にはありません。

(3) 児童数の見込み

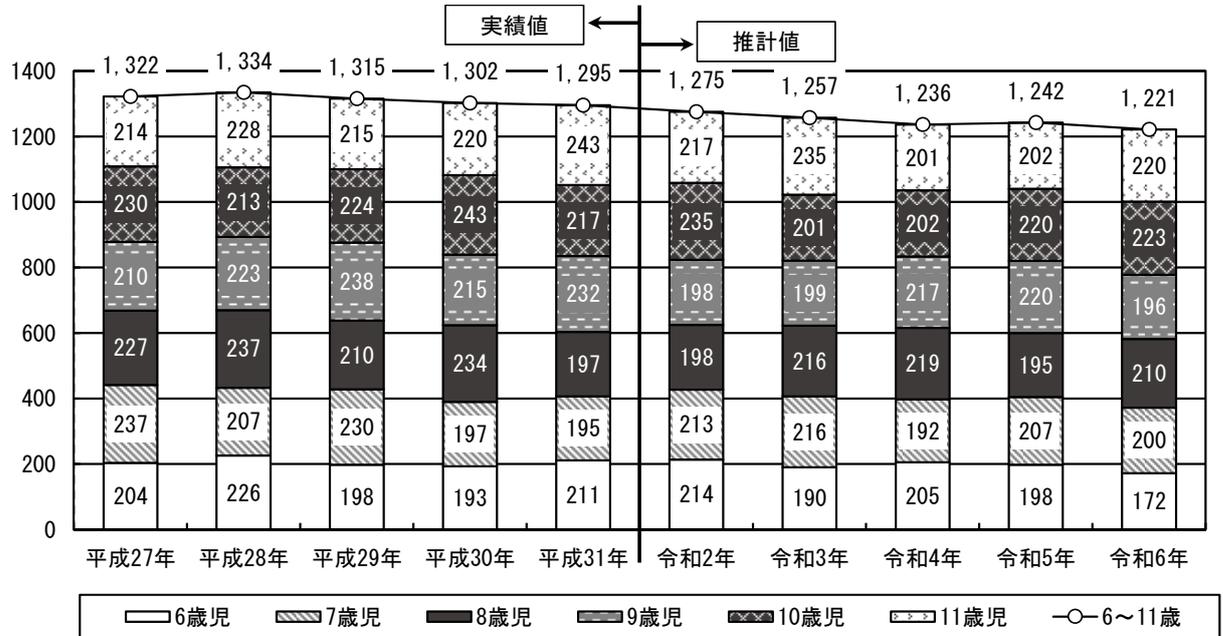
近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は以下のとおりです。

計画期間における推計では、児童数の減少が予測されています。

図表 児童数の推移（0～5歳）



図表 児童数の推移（6～11歳）



3 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

計画期間に想定される教育・保育事業の利用希望数を、本町の地域特性や「大河原町子ども・子育て会議」における審議を踏まえ、設定します。1号認定については、恒常的に町外施設の利用がみられ、供給不足は生じないことが見込まれます。

認定区分	令和2年度(2020)				令和3年度(2021)			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①想定利用希望数 (量の見込み)	159	415	43	189	149	417	45	200
②供給数 (確保方策)	185	402	48	191	185	402	54	206
	幼稚園	125	25	/	125	25	/	/
	町外幼稚園	60	25	/	60	25	/	/
	保育所	/	352	42	166	/	352	42
地域型保育	/	/	6	25	/	/	12	40
需給の過不足 (②-①)	26	▲13	5	2	36	▲15	9	6

認定区分	令和4年度(2022)				令和5年度(2023)			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①想定利用希望数 (量の見込み)	139	417	47	204	127	412	48	213
②供給数 (確保方策)	185	402	54	206	185	402	54	206
	幼稚園	125	25	/	125	25	/	/
	町外幼稚園	60	25	/	60	25	/	/
	保育所	/	352	42	166	/	352	42
地域型保育	/	/	12	40	/	/	12	40
需給の過不足 (②-①)	46	▲15	7	2	58	▲10	6	▲7

認定区分	令和6年度(2024)				備考
	1号	2号	3号		
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①想定利用希望数 (量の見込み)	121	417	50	220	
②供給数 (確保方策)	185	402	54	206	
	幼稚園	125	25	/	
	町外幼稚園	60	25	/	
	保育所	/	352	42	166
地域型保育	/	/	12	40	
需給の過不足 (②-①)	64	▲15	4	▲14	

(2) 教育・保育の一体的提供の推進

本町における子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、及び当該教育・保育の推進体制確保の内容については、下記のとおりです。

1. 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられました。認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取り組みが進められています。

しかし、私立の幼稚園・保育所（園）においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

令和元年度（2019）現在、本町には認定こども園が設置されておりませんが、保育園及び幼稚園の認定こども園への移行については、施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮して検討を進めるものとします。また、国及び県において財政支援施策がある場合には、その活用を検討していくものとします。

2. 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

乳幼児期は、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、子どもの健やかな発達を保証するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

3. 関係者間の相互連携等の推進について

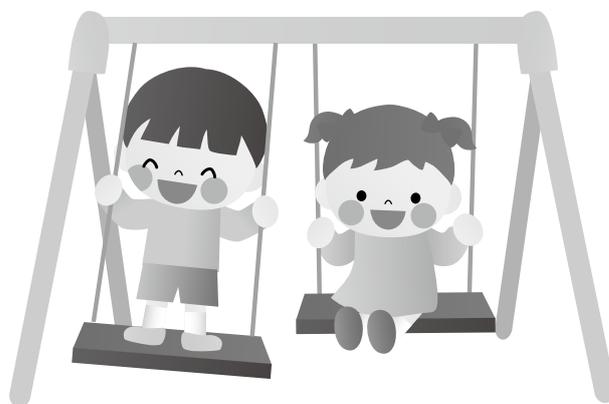
妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、子ども・子育て支援に関わるすべての関係者同士の密着な連携が必要となります。関係者間で意見交換や情報交換を行えるよう、町として支援していきます。

また、保育園から小学校へ子どもが円滑な移行を行えるようにするために、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」の推進状況を踏まえつつ、保育園と小学校が連携し、相互理解を深めることで、幼児教育及び学校教育の充実と、小学生生活への円滑な接続を図ります。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年（2019）10月に開始された幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」では、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うことが求められています。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請について、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が、それぞれのニーズに合わせて教育・保育施設・地域型保育施設及び地域子育て支援事業等の中から適切なものを円滑に利用できるよう情報を集約・提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整を実施する事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

子ども家庭課に相談窓口を設け、利用者支援相談員を配置して「特定型（いわゆる保育コンシェルジュ）」として支援します。また、健康推進課内に設置された子育て世代包括支援センターと連携して、妊娠期から産後の支援を行う「母子保健型」での実施をします。

(単位：か所)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
実施か所数	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流・育児相談等を、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で実施し、育児不安等を解消する事業です

【見込み量の考え方・確保の方策】

すべての家庭類型の0～2歳で、「地域子育て支援拠点事業」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数（月当たり日数×12月）を乗じて算出します。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み		16,464	16,428	15,984	15,828	15,636
確保の方策	利用者数	16,464	16,428	15,984	15,828	15,636
	実施か所数	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳交付時に保健師・栄養士と健康相談を実施し、検診等の各種母子保健サービスの情報提供を行うほか、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付します。

【見込み量の考え方・確保の方策】

該当年度の翌年度の推計児童数（0 歳）を事業量とします。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み（就学後）	172	171	168	166	164
確保の方策	172	171	168	166	164

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐことや、育児不安の軽減のため、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。生後 28 日目までの家庭訪問をすることを目標に、子育て支援に関する相談・情報提供や産婦と新生児の健康状態、生活環境及び支援が必要な状況等の把握に努めます。支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問等の適切なサービス提供につなげます。

【見込み量の考え方・確保の方策】

推計児童数（0 歳）を事業量とします。

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	174	172	171	168	166
確保の方策（利用者数）	174	172	171	168	166

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問等により産後うつなどの症状がみられた場合など、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

(平成27年～平成30年の0歳児の数に対する実績割合の傾向から算出)

(年間延べ利用数 単位：人日)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	22	22	23	24	25
確保の方策(利用者数)	22	22	23	24	25

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の入院や通院、出張や冠婚葬祭等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等で保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

すべての家庭類型の0～5歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を、推計児童数に乗じて算出した値を、泊りがけで子どもを預けなければならなかった際の対処の困難度から補正し、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

現在は実施しておらず、第2期計画期間中の実施については、ニーズの推移を見極めた上での検討課題です。

(年間延べ利用数 単位：人日)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（病児・緊急対応強化事業以外）

乳幼児や小学生等の児童のいる子育て家庭を対象に、育児をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

【見込み量の考え方】

依頼会員数、提供会員数、両方会員数は、平成 29 年（2017）以降の実績値の傾向から算出しました。実施件数は平成 31 年（2019）の実績の想定数をもとに見込みました。

【確保の方策】

引き続き事業の周知を図るとともに、相互利用の促進に努めます。

（年間延べ利用数 単位：人日）

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	
量の見込み	依頼会員（人）	63	63	63	63	63	
	提供会員（人）	29	32	32	34	35	
	両方会員（人）	1	2	2	2	2	
	実施件数（人日）	100	100	100	100	100	
		送迎	90	90	90	90	90
	預かり	10	10	10	10	10	
確保方策	実施か所数	1	1	1	1	1	
	実施件数（人日）	100	100	100	100	100	
		送迎	90	90	90	90	90
		預かり	10	10	10	10	10

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、冠婚葬祭、保護者の疾病等の社会的事由、または育児疲れの解消等の私的理由により、一時的な保育を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方・確保の方策】

実績から利用率を設定し、1号認定の推計児童数を乗じて算出しています。

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育）（年間延べ利用数 単位：人日）

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	10,448	9,972	9,455	8,885	8,717
確保の方策	10,448	9,972	9,455	8,885	8,717

② 幼稚園預かり保育以外

【見込み量の考え方・確保の方策】

平成 27～30 年度の利用率に基づき計画期間の利用率を設定し、0～5 歳児の推計児童数を乗じて算出しています。

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育以外）（年間延べ利用者数 単位：人日）

	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込み	59	52	44	37	30
確保の方策	59	52	44	37	30

（ 9 ）延長保育事業（時間外保育）

保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間の延長需要に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

平成 30 年度（2018）の利用実績から平均利用率を設定し、0～5 歳児の推計児童数を乗じて利用者数を算出しています。この値に、平成 30 年度（2018）の延べ利用者数と利用者の実人数の比を乗じて各年度の年間延べ利用者数を見込んでいます。町内 7 か所の保育所、地域型保育事業所にて実施します。

（単位：実人数・年間延べ人数）

		令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
量の見込み	利用者数（実人数）	234	230	222	216	215
	年間延べ利用者数	7,122	7,003	6,784	6,589	6,546
確保の方策	利用者数（実人数）	234	230	222	216	215
	実施か所数	7	7	7	7	7

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、病気にかかっている子どもや回復期にある子ども、または保育所等に入所している子どもが体調不良となった際に、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

本事業は現在実施しておりません。見込み量はニーズ調査の算定結果から、日頃子どもをみてもらえる方を除いて算出しています。実施の可否等については今後の検討課題とします。

(年間延べ利用数 単位：人日)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み		65	64	63	60	60
確保の方策	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

平成27～30年度の利用実績から学年ごとに登録率の推移を推計し、計画期間の推計児童数に乗じて利用児童数を算出しています。

【確保の方策】

ニーズが上昇しており、高学年まで受け入れられない状況となっています。「放課後子ども教室」との一体型、連携の実施を検討し、放課後児童の育成支援強化を図ります。

(単位：人)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み	小学1年生	119	109	121	120	106
	小学2年生	99	103	94	104	102
	小学3年生	58	65	67	61	67
	小学4年生	14	17	21	24	24
	小学5年生	5	5	6	7	8
	小学6年生	0	0	0	0	0
	合計	295	299	309	316	307
確保の方策(合計)		300	300	300	300	300

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【見込み量の考え方・確保の方策】

幼児教育・保育の無償化に伴う給付を実施します。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担軽減を図っていきます。

(単位：人・か所)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
量の見込み		30	30	30	30	30
確保の方策	利用者数	30	30	30	30	30
	実施か所数	1	1	1	1	1



第6章 子どもの貧困対策（子どもの貧困対策推進計画）

1 子どもの貧困を取り巻く状況

（1） 国・県の動向

□ 国における子どもの貧困対策の動向

貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることが決してないように、国では、子どもの貧困対策の推進における基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成25年（2013）6月に成立させました。この法律は、子どもたちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと合わせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に平成26年（2014）1月に施行が開始されました。

その後、「子どもの貧困対策会議」や「子どもの貧困対策に関する検討会」での検討・調整を経て、平成26年（2014）8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、今後の子どもの貧困対策における基本的な方針が示されました。また、平成27年（2015）12月には、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭や多子世帯の自立を応援するため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」が取りまとめられました。

□ 県における子どもの貧困対策の動向

宮城県においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するために「宮城県子どもの貧困対策計画」（平成28年度～平成31年度）を平成28年（2016）3月に策定しました。

県の計画では、子どもの貧困に関する指標として、「生活保護世帯や児童養護施設の子どもの進学率・就職率」や「スクールソーシャルワーカーの配置数・配置率」、「ひとり親家庭の親の就業率」等が挙げられており、指標を改善する取り組みとして、「教育の支援」をはじめ、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「東日本大震災被災児童等への支援」の5つの施策項目が挙げられています。また同計画では、子どもの貧困対策のさらなる推進に向けた施策として、「ひとり親家庭や児童養護施設の入所児童等に関する支援の創設・拡充」、「子どもの居場所の整備や新たな施策の検討」、「地域における実態把握と連携体制の整備の推進」の3つの施策項目が示されています。

(2) 大河原町子どもの貧困に関する実態調査

■アンケート調査の概要

調査期間	調査対象者	調査方法	有効回収率
平成 29 年 10 月 16 日～ 10 月 31 日	①町内の小学 5 年生・中学 2 年生 451 名	学校での配布・回収	86.5%
	②町内の小学 5 年生・中学 2 年生の保護者 451 名	学校での配布・回収	59.3%
	③町内の満 18 歳未満の子を持つ保護者 1,000 名	郵送での配布・回収	

■支援者ヒアリング調査の概要

調査機関	調査対象者
平成 30 年 1 月 31 日(水) 午後 3 時～午後 4 時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> ・在学青少年教育相談員 1 名 ・スクールソーシャルワーカー 1 名（ヒアリングシートにより回答） ・主任児童委員 1 名

* 貧困線の設定について *

貧困の状況にあると考えられる方の把握にあたり、保護者アンケートでは、「貧困線」の水準について、以下のように、国における貧困線の基準をもとにして設定した（個別訪問で実施している国民生活基礎調査をもとにした国の「貧困率」とは算出方法が異なる）。

○世帯の可処分所得（手取り収入）について、世帯員人数別に 6 段階の選択肢を設定し、いずれに該当するかを回答していただいた。

○6 段階の選択肢は、国民生活基礎調査による方法で定められた貧困線をもとに設定し、下から 2 つ目までの選択肢に回答した世帯を貧困線未満に該当するものとした。なお、国の平成 24 年の貧困線（名目値）は 2 人世帯で 173 万円だが、本調査では答えやすさを考慮し、175 万円としている。

世帯員人数	可処分所得の水準						国における貧困線の基準
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ	
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上	173万円
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上	211万円
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上	244万円
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上	273万円
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上	299万円
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上	323万円
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上	345万円
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上	366万円

↓
貧困線未満の世帯

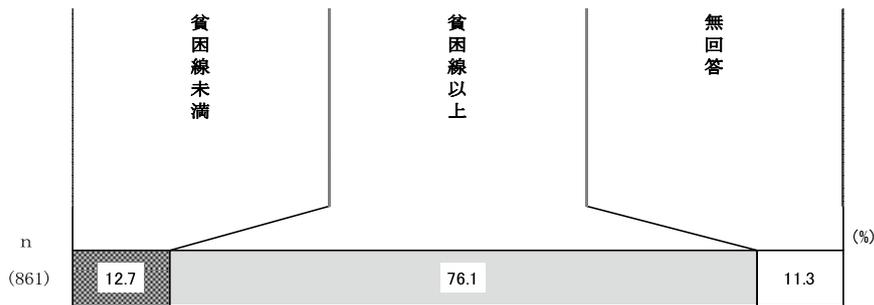
① 家庭の経済的状況

◆可処分所得からみる貧困の状況

回答者の可処分所得から、世帯の貧困の状況をみると、貧困線未満の世帯は12.7%でした。ひとり親世帯では、44.4%が貧困線未満の世帯となっています。

本調査の回答者の世帯に含まれるすべての子どものうち、上記の「貧困線未満」の世帯に属する子どもの割合は13.7%となっています。

図表 可処分所得からみる貧困の状況

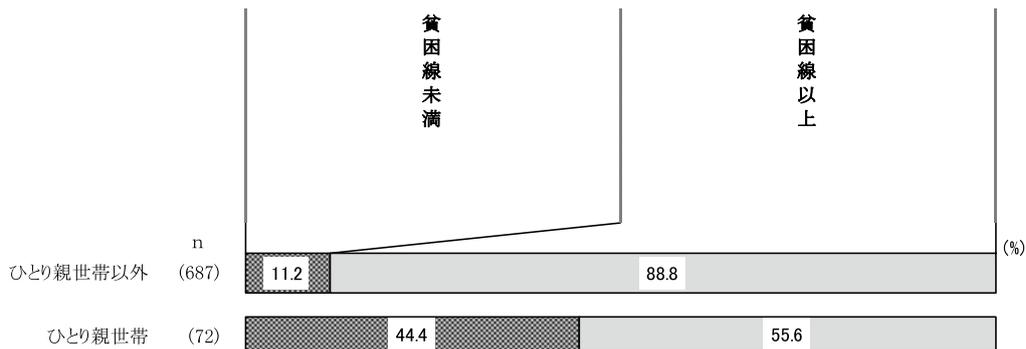


貧困線未満の世帯で生活する子どもの割合

貧困線未満の世帯に属する子どもの人数 ÷ 全体の子どもの人数 = **13.7%**

	子どもの数の合計
全体	1,673
貧困線未満	229
貧困線以上	1,240

図表 世帯構成別_貧困の状況

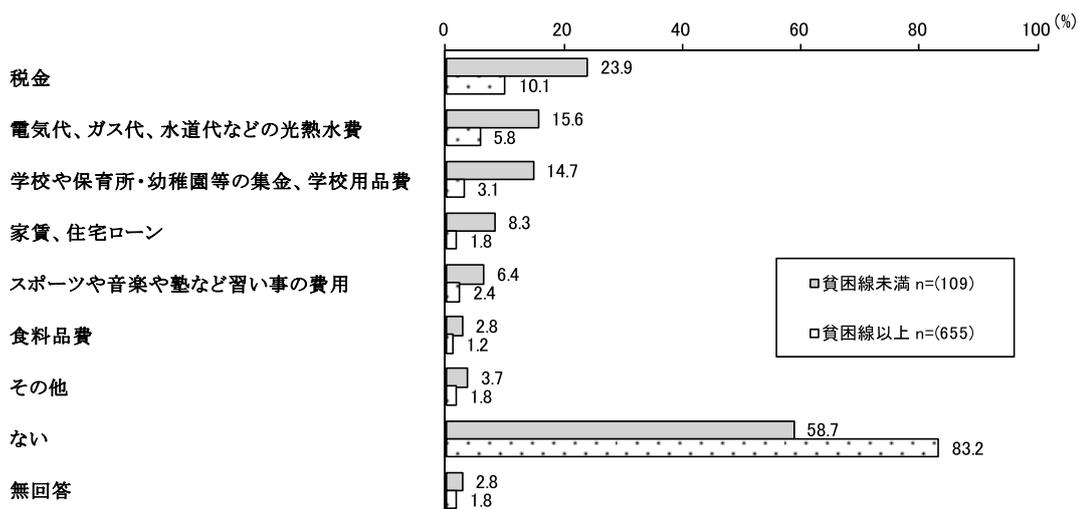


◆過去1年間で支払いができなかったもの等

過去1年間で支払いができなかったもの等について、貧困線未満の世帯では、「税金」で23.9%、「電気代、ガス代、水道代などの光熱水費」で15.6%、「学校や保育所・幼稚園等の集金、学校用品費」で14.7%の人が支払えなかった経験があると回答しています。

「ない」は貧困線未満の世帯で58.7%、貧困線以上の世帯で83.2%となっており、大きな差がみられます。

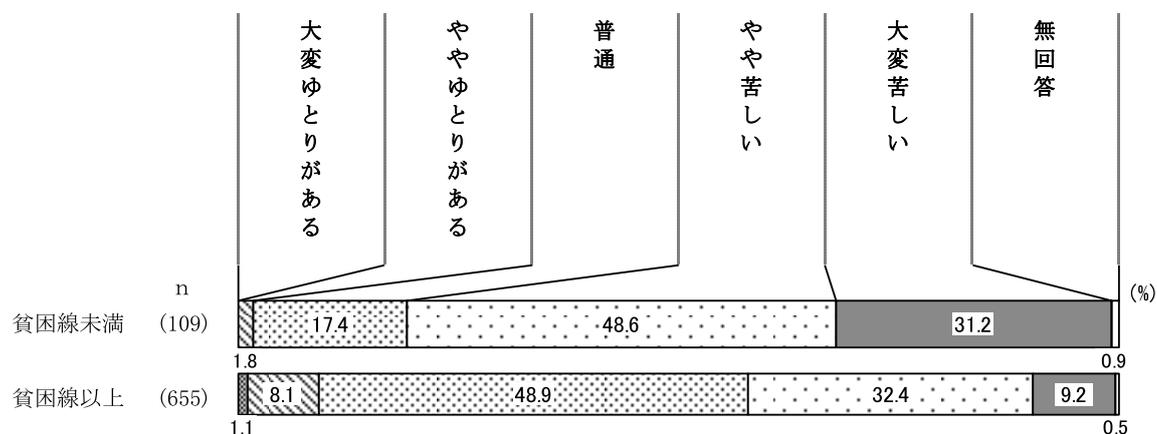
図表 貧困の状況別_過去1年間で支払いができなかったもの等



◆暮らしの状況

暮らしの状況について、貧困線未満の世帯では、「大変苦しい」が31.2%で、「やや苦しい」（48.6%）と合わせると79.8%の人が『苦しい』と回答しています。

図表 貧困の状況別_現在の暮らしの状況について



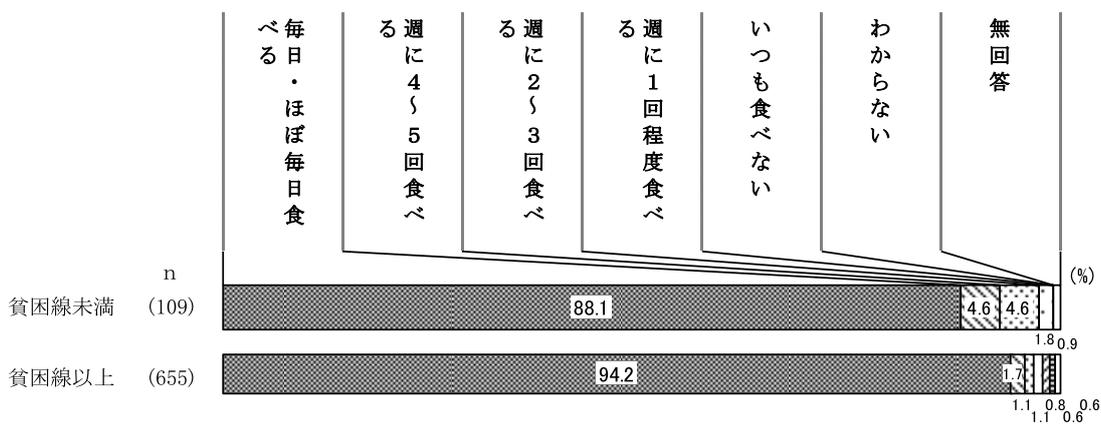
② 子どもの状況

◆生活の状況

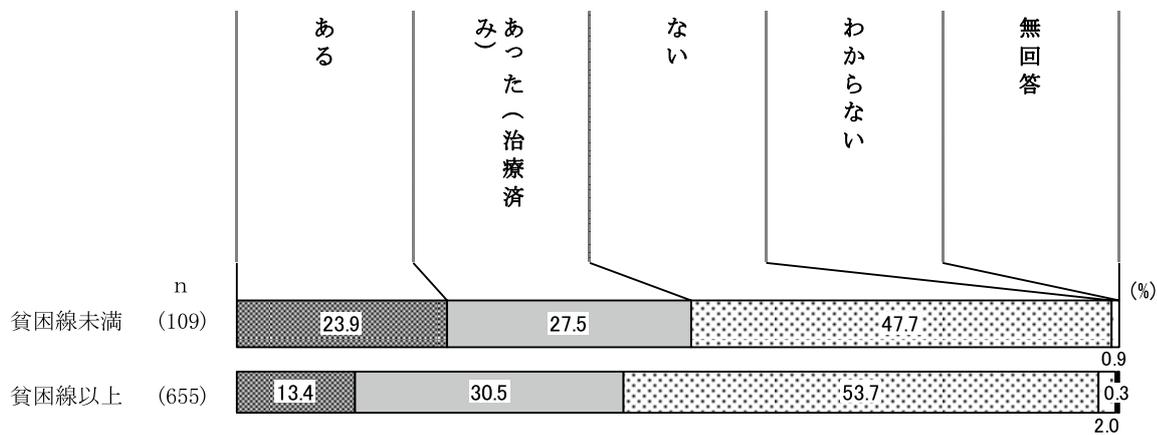
子どもの朝食の摂取状況をみると、貧困線未満の世帯の子どもでは、約1割で朝食を欠食している状況がみられます。

子どもの虫歯の有無では、「ある」の割合が、貧困線未満の世帯の子どもが23.6%、貧困線以上の世帯の子どもが13.4%となっており、差がみられました。

図表 貧困の状況別_子どもの朝食の摂取状況



図表 貧困の状況別_子どもの虫歯の有無

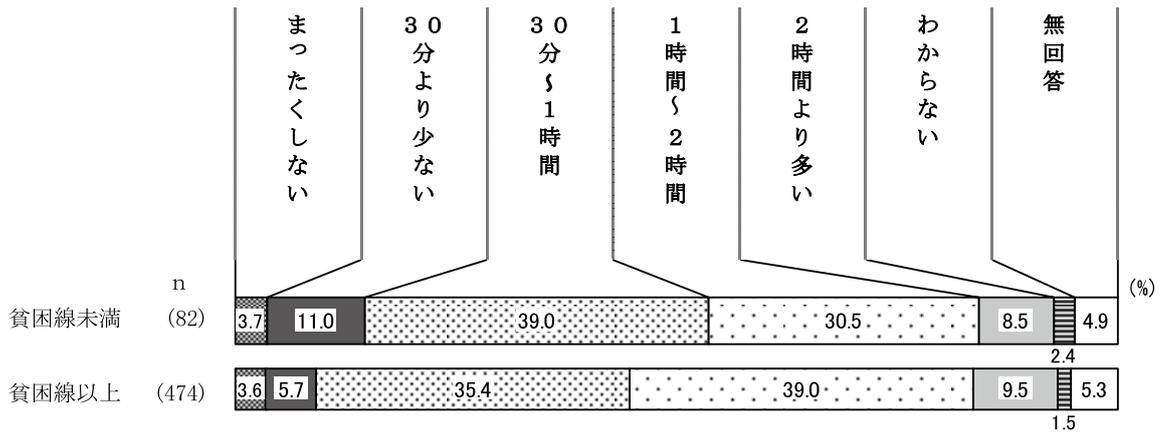


◆学習の状況

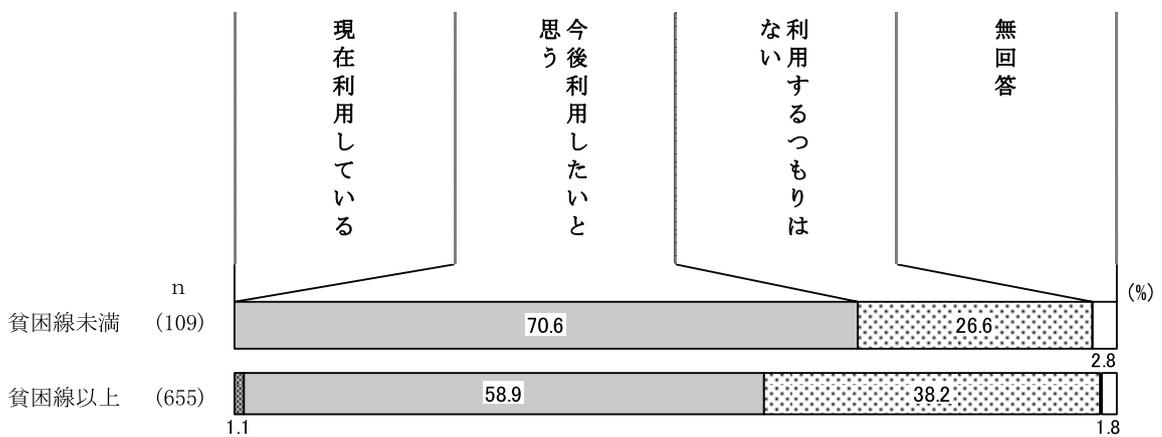
小学生以上の子どもの普段の勉強時間について、1時間以下の割合が、貧困線未満の世帯の子どもでは53.7%、貧困線以上の世帯の子どもでは44.7%と、貧困線未満の世帯の方が、勉強時間が短い子どもの割合が高くなっています。

学生ボランティア等による無料の学習支援制度の利用意向について、「今後利用したいと思う」の割合は、貧困線未満の世帯が70.6%、貧困線以上の世帯が58.9%となっています。

図表 貧困の状況別_子どもの普段の勉強時間



図表 貧困の状況別_無料の学習支援制度の利用意向



③ 保護者の状況

◆就労の状況

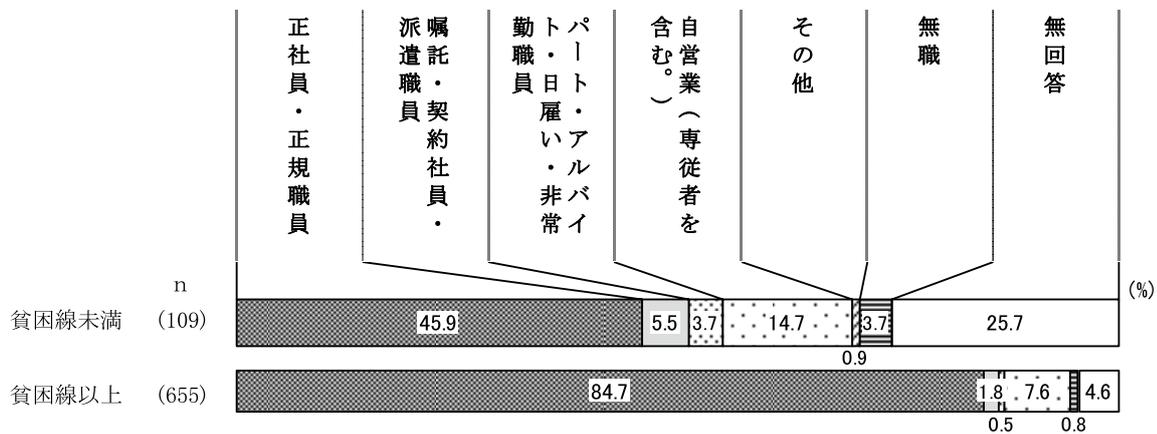
父親の就労状況をみると、貧困線未満の世帯では、「正社員・正規職員」が45.9%で、貧困線以上の84.7%と比べると低くなっています。また、無回答が25.7%となっています。

母親の就労状況をみると、父親と同様、貧困線未満の世帯では、貧困線以上の世帯に比べて「正社員・正規職員」の割合が低く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が高くなっています。

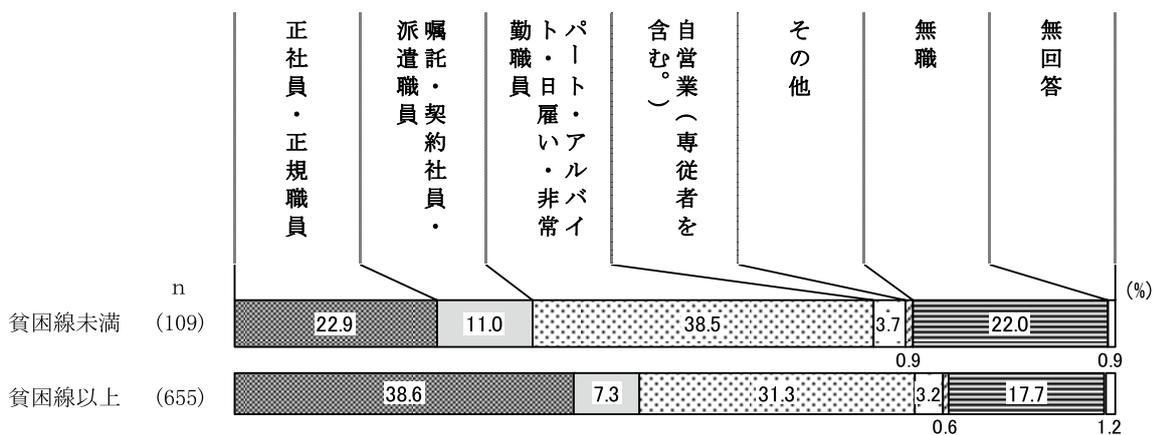
現在、働いていない母親の、今すぐに働きたいのに働いていない理由について、「子どもの保育の手だてがない」の割合が51.4%で最も高くなっています。

図表 貧困の状況別_保護者の職業形態

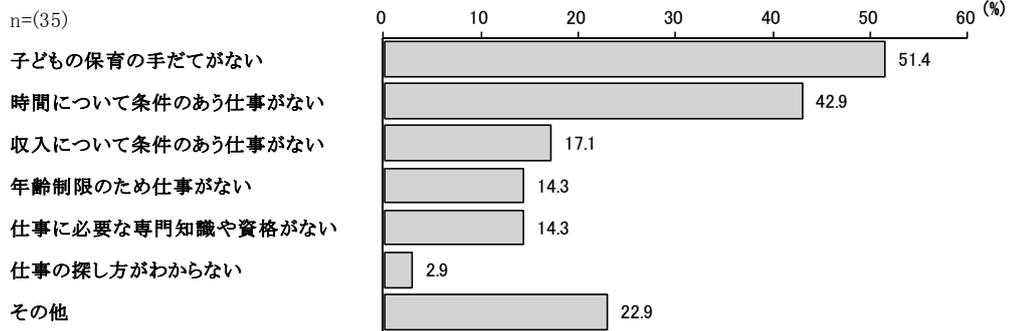
[父親]



[母親]



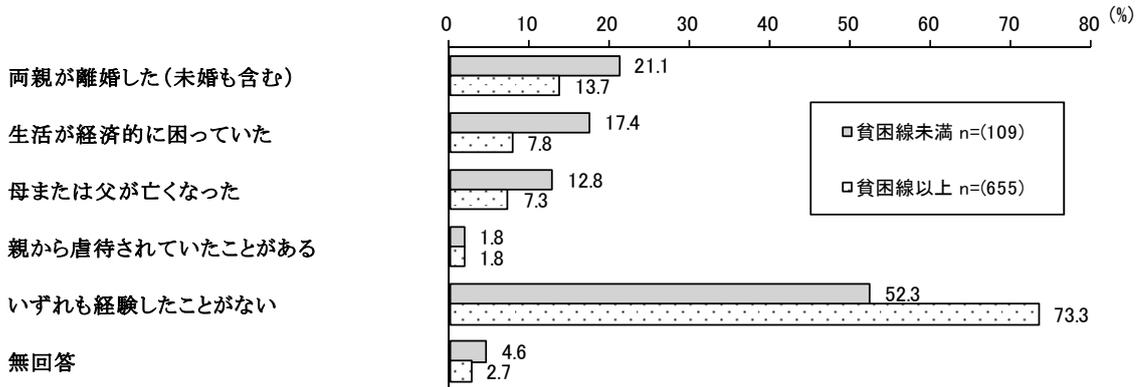
図表 今すぐ働きたいのに働いていない理由



◆成人する前の家庭での経験

保護者自身の成人前の経験について、貧困線未満の世帯では、「両親が離婚した（未婚も含む）」、「生活が経済的に困っていた」、「母または父が亡くなった」の割合が、貧困線以上の世帯と比べて高くなっています。

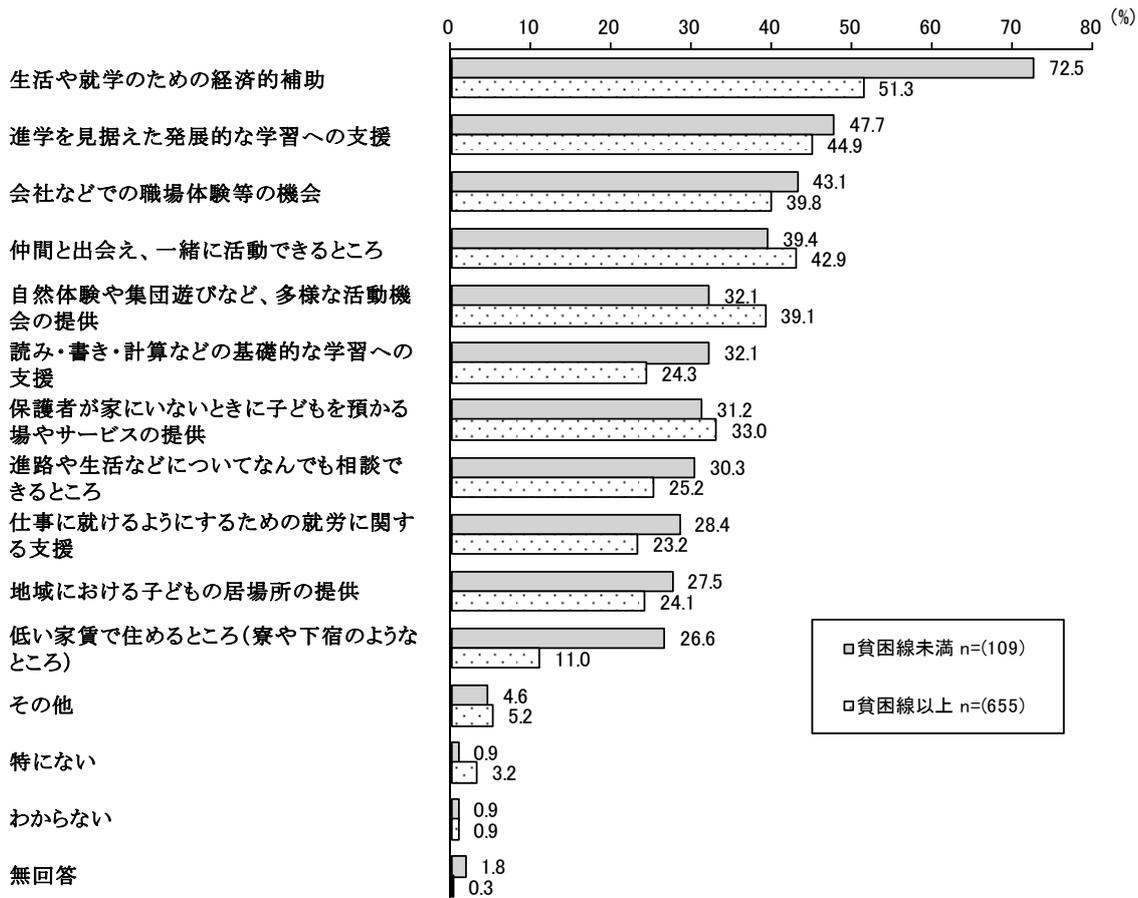
図表 保護者の成人する前の家庭での経験の有無



④ 子どもにとってあるとよいと思う支援

子どもにとって、現在または将来的にあるとよいと思う支援について、貧困線未満の世帯では、「生活や就学のための経済的補助」「低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなどころ）」が貧困線以上の世帯に比べて特に多くなっています。

一方、貧困線以上の世帯では、貧困線未満の世帯と比べて、「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」、「仲間と出迎え、一緒に活動できるところ」等の割合が高くなっています。



⑤ 支援関係者へのヒアリング調査

◆貧困家庭の保護者の特徴・課題等

- ・他の地域から転入してきており、本人の過去の情報が無い。
- ・望まない妊娠や出産をしている。軽率に結婚や離婚をしている。
- ・お金を計画的に使えない。まとまったお金が入ると遊びに使うため、生活がままならない。
- ・契約雇用で職場がよく変わる。
- ・子どもよりも、外出やゲームなど自分の楽しみを優先する。我慢ができない。
- ・可愛がるか邪魔にするかの接し方が極端。都合よく扱う。

◆貧困家庭の子どもの特徴・課題等

- ・不潔な環境の中にいる。そのため、いじめられて不登校になりやすい。
- ・外食や旅行に行く日もあれば食事ができない日もある。
- ・親に対して否定的なイメージを持っている。
- ・家にスペースがなく、落ち着いて勉強することができない。
- ・スマートフォンでのつながりが重視されているため、料金のために働こうと考えている子どももいる。

◆制度・連携の仕方等に関する課題等

- ・手当や奨学金を子どものためではなく、生活費に使っている保護者がいる。
- ・手当や奨学金を借りる／もらうことに積極的な人もいれば、制度について知らなかったり期限までに手続きができない人もいる。
- ・地区から出ていくと情報が途切れて支援ができなくなる。
- ・進学してもすぐやめてしまうこともあるので、定時制高校や就職という選択肢も視野に入れてほしい。
- ・虐待や非行などの問題がなければ、貧困のみでの介入や各機関との連携は難しい。

◆大河原町に希望する支援策

- ・お金ではなく、物品を直接支給することで保護者の流用を防げるのではないかな。
- ・学習が遅れて子どもが自信を失う前に早めの支援が必要である。
- ・小学校の一日入学など、意識の低い家庭の保護者でも必ず参加する場で、意識を高める講話を行ってほしい。
- ・就学援助制度については、把握するのも難しいが対象世帯へ個別での案内文書、説明紹介があるとよい。
- ・高校中退者、進学先が決まらず卒業した15～20歳の若者を対象とした相談、支援施設（窓口）を設置してほしい。

(3) 子どもの貧困対策に係る課題の整理

◆子どもに対する支援

実態調査の結果から、家庭の経済的状況が食習慣や学習習慣、虫歯など健康状態に影響を与えている状況がうかがえます。心身の健康や学校での成績、成功体験等は、自己肯定感や意欲につながることから、子どもに対する生活支援、学習支援に取り組んでいくことが必要です。

また、子どもの現在及び将来のために必要な支援として、貧困線未満の世帯では、「生活や就学のための経済的補助」の割合が7割強と高く、また、貧困線以上の世帯に比べて「低い家賃で住める場所（寮や下宿など）」の割合が高くなっています。子どもが経済的な理由で進学・就学をあきらめることのないための支援が必要です。

ヒアリング調査では、経済的に困窮している家庭での学習環境や親に対する否定的なイメージを持つ子どもについての指摘が聞かれました。家庭での学習習慣、学習意欲の醸成に加え、地域の中で学習できる環境づくりや無料の学習支援、それらの活動等を通じた信頼できる大人との関わりを創出を図っていくことが重要です。

◆保護者に対する支援

貧困線未満の世帯では、貧困線以上の世帯に比べて、パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員や嘱託・契約社員・派遣社員の割合が高くなっており、収入が低く、不安定な就労環境に置かれている状況がうかがえます。

また、現在働いていない保護者のうち、今すぐ働きたいと回答した人は2割強となっています。働きたいが働いていない理由として、「子どもの保育の手だてがない」、「時間について条件のあう仕事がない」の割合が高くなっています。特にひとり親世帯の保護者は、家計と子育てを一人で支えなければならない状況も多く、様々な側面から就労を支援していく必要があります。

実態調査では、親自身が成人前に両親の離婚や死別、経済的困窮を経験している人の割合が高い状況がみられました。また、ヒアリング調査では、暮らしている生活環境やお金の管理についての懸念が聞かれました。保護者の学び直しや生活全般に関する支援、家計管理支援など、抱えている課題や困りごとに寄り添った包括的な支援に取り組む必要があります。

◆生活基盤の確保に向けた経済的支援

貧困線未満の3割以上の人が、現在の暮らしが「大変苦しい」と回答し、「やや苦しい」を合わせると約8割が『苦しい』と感じています。また、過去1年間で税金や光熱水費等の公共料金、学用品費等を払えなかった人が4割程度となっています。

経済的に困窮している状況は心身の健康や気持ちの余裕がなくなるだけでなく、心身の健康状態や、子どもの健全な成長にも影響を及ぼすことから、安定的に生活できる基盤を確保するための経済的支援が必要です。

2 子どもの貧困対策

大河原町子どもの貧困に関する実態調査によると、貧困線未満の世帯に属する子どもの割合は13.7%と、国における子どもの貧困率とは単純に比較することができないものの、全国と大きく差はない割合となっており、本町においても貧困状況にある子どもへの支援が必要であるといえます。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするために、本町では、子どもの学びの支援、家庭生活の充実、生活基盤としての就労・経済環境の充実の視点から貧困状況にある子ども及びその家庭を支援していきます。

(1) 教育・学習支援の充実

子どもたちが育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくためには、すべての子どもに教育の機会が確保される環境を整えることが必要です。また、単なる学力を身につけるだけではなく、目標達成までやり抜く力や周囲とのコミュニケーション力などがより重要となります。

本町では、学習機会の不足により子どもの将来の選択肢が狭められることがないよう、学習環境の充実を図るとともに、多様な教育や体験学習等を通して、生きる力や自立心、困難に立ち向かう強い心が育つよう支援します。

①学習習慣・学習意欲の醸成

家庭環境に関わらず、学習意欲や学習習慣を身につけることができるよう、家庭教育支援ネットワークによる家庭学習支援や将来への希望や職業観を持つことができる機会の創出等に取り組みます。

②学習支援の充実

基礎的学力を確保できるよう、学校教育において、学力向上策「5本の矢+1」の推進や一人ひとりの学力に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、地域における学習支援の場の創出を図ります。

③就学・進学に係る経済的負担の軽減

経済的な理由で就学に困難をきたしたり、進学をあきらめることのないよう、就学援助や奨学金の貸付け等を行います。

■主な関連事業

- ・家庭教育支援ネットワーク事業
- ・子どもの学習支援事業（県）の推進
- ・就学援助事業
- ・育英会事業

(2) 子どもに対する生活支援の充実

核家族化や共働き世帯の増加により、放課後の保護者が帰ってくるまでの時間帯を子ども一人で過ごすケースが増えています。こうした日常生活で孤立している子どもは、悩みや困難を一人で抱え込んでしまうことも考えられるため、学校や日常生活の中で身近に相談できる存在も重要となっています。

本町では、児童館や放課後児童クラブの整備や子ども食堂の運営補助等を通じて、子どもが孤独を感じることなく過ごせる居場所づくりやサービスの充実を図ります。また、各関連機関と連携して、子どもが相談しやすい環境づくりを推進します。

①子どもの居場所づくり

経済的に困難な家庭の子どもや様々な困難、生きづらさ等を抱えている子どもも含め、誰もが自分らしく、安心して過ごすことができ、また、地域の信頼できる大人との交流や関わりを持つことができる居場所の創出を図ります。

②多様な体験機会の創出

地域活動団体等と連携・協力しながら、経済的状况に関わらず誰もが気軽に参加できる多様な体験活動の充実に努めるとともに、参加促進を図ります。

③望ましい生活習慣・食習慣の定着支援

様々な機会を通じて子どもの生活習慣・食生活の実態把握に努めつつ、家庭教育支援ネットワーク等の活動を通じて、望ましい生活習慣・食生活の定着を図ります。

④相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、子どもの悩みや不安に寄り添った専門的な相談ができる体制の充実に努めるとともに、SNSや子どもの居場所などを活用することにより、子どもが気軽に相談でき、あるいは子どもが発信するSOSに気づき、支援につなげることができる相談体制の構築に努めます。

■主な関連事業

- ・子ども食堂開設運営事業補助制度
- ・放課後子ども教室
- ・夏休みの子どもの居場所
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・たんぼぼ食堂
- ・児童館・児童センター活動
- ・児童相談・思春期相談

(3) 保護者に対する生活支援の充実

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるため、保護者が安定した生活を過ごすため、家庭ごとの実情に応じた生活環境改善を図ることが求められます。特に、ひとり親家庭では、子どもと過ごす時間の確保や経済事情の面での困難に直面する傾向にあります。

また、子どもが安心して日々の生活を過ごすためには、保護者の心の安定も重要です。子育てに対して強い不安やストレスを抱えている保護者や若い母子、産後うつ、不適切な養育状態にある保護者に対する支援が必要となります。

本町では、ひとり親家庭の生活支援をはじめ、乳幼児の保育等の充実に取り組み、生活に困難を抱える保護者の生活支援を進めます。また、子育てに関する相談支援や親子への切れ目のない支援を行い、相談できる相手がいなかったり、支援に消極的な保護者に対してもアプローチしていくことで、育児ストレスや悩みの解消に努めます。

①ひとり親家庭への生活支援の充実

ひとり親家庭における児童の生活や成長に合わせた相談を行うとともに、保育所の入所、放課後児童クラブの優先利用、母子生活支援施設の入所に対する相談対応など、母子・父子家庭等に対して多様な支援サービスを行います。

②切れ目のない相談支援体制の充実

関係機関や多職種が連携し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化し、保護者の悩みや不安に寄り添った相談支援や心身の健康の確保を図ります。

■主な関連事業

- ・ひとり親家庭への生活支援
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・子育てサポーターの養成
- ・妊婦健診・乳幼児健診
- ・子育て世代包括支援センター事業
- ・養育支援訪問事業
- ・乳幼児相談・発達相談
- ・フードバンク事業

(4) 就労支援の充実

保護者が安定した生活を維持できる収入を得られることは、子どもが安心して生活を送る上で欠かすことのできない要素です。

貧困線未満の世帯では正規雇用の割合が少なく、安定的な就労に結びつきにくい状況にあり、無職の保護者も多くみられます。

本町では、地域企業と連携し、保護者が就労を継続しやすい環境を整えるとともに、安定的な就労への支援と自立に向けたサポート体制の充実を図っていきます。あわせて、多様な働き方に対応した保育サービスの充実に努めます。

①就労環境向上の促進

関係機関や地域企業との連携協力のもと、多様な働き方ができ、安心して安定的に就労できる雇用環境の整備を促進します。

②安定的な就労に向けた支援

安定的な就労による経済的自立を支援するため、資格取得支援やひとり親家庭の学び直しの支援に関する各種制度の周知や利用促進を図るとともに、関係機関と連携し、就労に関する相談支援の充実に努めます。

③仕事と子育ての両立支援の充実

仕事と子育ての両立を支援することができるよう、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実に努めます。

■主な関連事業

- ・ 高等職業訓練促進給付金制度等の利用促進
- ・ 自立相談支援事業（県）
- ・ 休日保育・居宅訪問型保育の実施検討
- ・ 事業所内保育事業の支援
- ・ ファミリー・サポート・センター事業

(5) 経済的支援の充実

経済的に厳しい状況にある子育て家庭にとって、生活基盤の安定を支える経済的支援は非常に重要といえます。

本町では、各種手当、助成や貸付け等に関する諸制度の活用促進のための周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちへの適切な支援に努めます。

■主な関連事業

- ・ 児童手当
- ・ 児童扶養手当
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 子ども医療費助成事業
- ・ ひとり親家庭医療費助成
- ・ 出産育児一時金

資料編

資料編

1 大河原町子ども・子育て会議条例

大河原町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 13 日

条例第 12 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。次条第 2 項において「法」という。）

第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大河原町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）

(2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

[略]



2 大河原町子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）

（任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日）

構成		団体・組織名	役職	氏名
1号委員	子どもの保護者	大河原町小中学校 父母教師会連絡協議会	会長	佐藤 義則
		みらい子育てネット らんらんクラブ	書記	押野 知子
2号委員	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	大河原町教頭会 (大河原南小学校教頭)	教頭	遠藤 孝子
		金ヶ瀬カトリック保育園	園長	前田 よし子
		大河原カトリック幼稚園	園長	高橋 美貴
		保育園モンテッソーリ こどもの家ぼこぼこ	園長	香味 みよ子
3号委員	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	世代交流生きいきプラザ (兼大河原町子育て支援センター)	館長	川崎 千秋
		社会福祉法人 光の子児童福祉会	理事長	平塚 幹夫
4号委員	関係行政機関の職員	大河原公共職業安定所	総括職業指導官	鹿野 さつき
5号委員	その他町長が適当と認める者 (町内事業主及び労働者代表)	株式会社 菓匠三全	相談役	高橋 尚敏
		連合宮城仙南地域協議会	事務局長	笠松 利信

3 用語の解説

あ行-----

用語	定義・概要
1号（認定）	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定。

か行-----

用語	定義・概要
カウンセラー	臨床心理学などを修め、各種悩みや心理的問題について相談に応じ、解決のための援助・助言をする専門家。
家庭的保育	保育者の居宅、その他の場所で行われる小規模（定員数：1名～5名）の異年齢保育のこと。平成22年（2010）4月から児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担っている。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅（利用する保護者・子どもの居宅）において、1対1を基本としたきめ細かな保育。
広域入所	自分の住んでいる自治体とは別の自治体の保育園に子どもを預けられる制度。
子育てサポーター	文部科学省の“家庭教育に関する施策”の中の「子育て支援ネットワークの充実」事業の具体的施策の一つとして設けられたもので、子育て経験者などが子育てに関する悩みや不安を抱える親たちをサポートするもの。地域における子育て支援の担い手として期待されている。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
子育てのための施設等利用給付	特定子ども・子育て支援施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の給付。
子ども家庭総合支援拠点	すべての子ども、子育て世帯と妊婦を対象に、子育ての悩み相談や、虐待の情報収集、児童相談所・医療機関等との連絡調整などを担う拠点。
子ども・子育て支援施設等	認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の総称。
子ども食堂	地域の子どもたちに無料または安価で、栄養のある食事を提供する取り組み。食事の提供だけにとどまらず、多世代交流や食育の場としても機能しているケースもあり、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所となっている。
子どもの権利条約	児童の権利に関する条約の通称名。 児童の権利に関する条約は、昭和34年（1959）に採択された「児童の権利に関する宣言」（総会決議1386（XIV））の30周年に合わせ、平成元年（1989）11月20日に国連総会で採択された、児童（18歳未満の者）の権利について定められた国際条約。

用語	定義・概要
子どもの心のケアハウス	不登校状態の児童生徒に安心できる居場所を提供するとともに、児童・保護者からの相談、学習支援を行い、学校・家庭・関係機関と連携して行う児童・生徒の通学再開や自立支援の取り組み。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成25年（2013）6月に制定された法律。子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
子ども110番の家	子どものための緊急避難所設置の取り組み及びその取り組みによって設置された避難所。

さ行-----

用語	定義・概要
3号（認定）	満3歳未満の保育の必要性の認定。
事業所内保育（事業）	企業が、従業員の子どもの地域での保育を必要とする子どもを対象に、事業所その他様々なスペースを利用して行う保育事業。
次世代育成支援対策推進法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年（2003）7月に制定された法律。
施設型給付	子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。従来の財政措置では、保育所・幼稚園・認定こども園に対し、異なる財源のもと個別の給付費として施設への経費や保護者への助成金が支給されてきたが、この制度では「施設型給付費」という共通の給付に一本化し、市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行う。
児童福祉法	昭和22年（1947）法律164号において制定された、児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。
出生率	一定人口に対するその年の出生数の割合をいう。通常は、人口1,000人あたりにおける出生数を指す。
ジュニアリーダー	子ども会を中心に地域活動を行う青少年のこと。
小規模保育（事業）	比較的小規模（定員数：6名～19名）で、家庭的保育に近い雰囲気のもとで行うきめ細やかな保育。
少子化社会対策基本法	少子化に対処するための施策を総合的に推進するため、平成15年（2003）に制定された法律。

用語	定義・概要
少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法第7条に基づき、少子化の流れを変えるための総合的施策展開の指針を示したもの。(平成16年(2004)6月閣議決定)大綱では、3つの視点(Ⅰ.自立への希望と力、Ⅱ.不安と障壁の除去、Ⅲ.子育ての新たな支え合いと連携)と4つの重点課題(Ⅰ.若者の自立とたくましい子どもの育ち、Ⅱ.仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、Ⅲ.生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、Ⅳ.子育ての新たな支え合いと連携)が示されている。
人口動態	ある一定期間における人口の変動のこと。
スクールカウンセラー	心や体の悩みやいじめ、不登校など様々な問題の未然防止や早期発見のため、児童・生徒や保護者からの相談に応じ、解決に向けた支援を行う事業。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の抱える不登校、いじめ、児童虐待等の問題解決に向け、福祉の専門的な知識や経験を活用し、支援を行う事業。
スクリーニング	選別すること。

た行-----

用語	定義・概要
待機児童解消加速化プラン	保育所に入れない待機児童の解消に向け、平成26年度(2014)末までを「緊急集中取組期間」として保育所の定員を20万人分増やし、その後の3年間でさらに20万人増やすことで、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末(2017)までに待機児童ゼロを目指すとした政府のプラン。平成27年(2015)11月には整備目標を50万人に上積みしてさらに取り組みを強化している。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
地域型保育給付	平成24年(2012)8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、小規模な保育施設に対する財政措置。小規模な保育施設を拡充し、待機児童を解消することを目的としている。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の四つの保育事業を「地域型保育事業」として市町村が認可し、地域型保育給付の対象とするもの。
特定子ども・子育て支援施設等	市町村長が施設等利用費の支給に係る施設等として確認する「子ども・子育て支援施設等」のこと。

な行-----

用語	定義・概要
2号(認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定。
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。

は行-----

用語	定義・概要
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う組織。
保育士人材バンク	人材を求める保育施設と働く意思のある保育士、保健師、看護師及び栄養士がそれぞれ求人・求職の登録をし、それをもとに雇用条件の調整や紹介により就職をサポートするもの。 「宮城県保育士人材バンク」は、宮城県の委託を受け、一般社団法人宮城県保育協議会が運営している。
母子福祉資金	母子家庭の母と子及び母子福祉団体に対して、その経済的自立の助成、生活意欲の助長、児童福祉の増進を図るための貸付資金。
母子保健事業	丈夫な子どもを産み、健康に育てるという考えのもとに、母親と子どもの健康保持と増進を図ることを目的とした各種事業のこと。

や行-----

用語	定義・概要
養育支援訪問事業	子育てに不安を抱えていたり、様々な理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭に対して、保健師・助産師・保育士・ヘルパーなどを派遣し、育児や家事を手助けしたり教えたりする事業。
幼稚園預かり保育	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する要保護児童）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成された地域ごとの協議会。

ら行-----

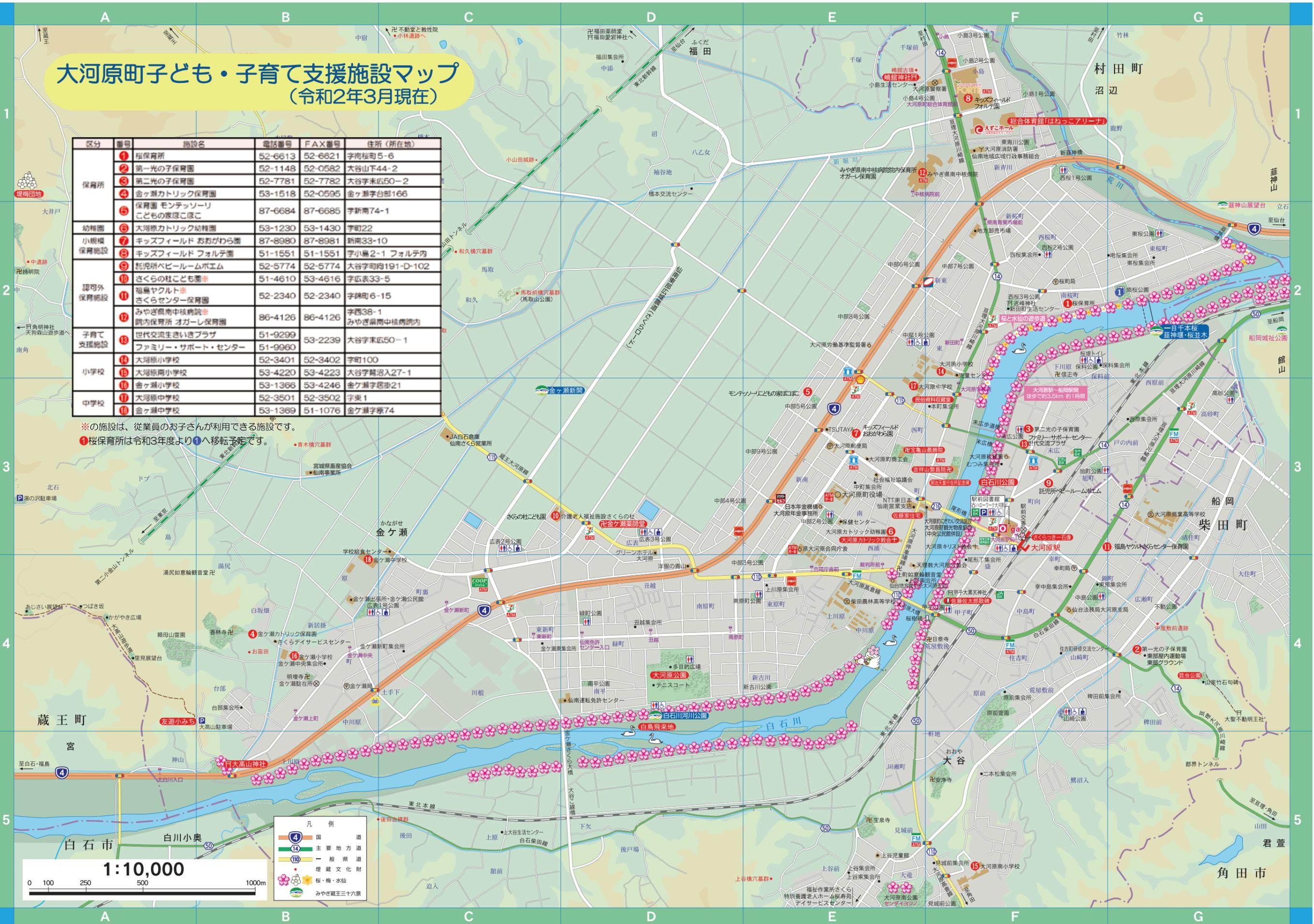
用語	定義・概要
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

4 大河原町子ども・子育て支援施設マップ

大河原町子ども・子育て支援施設マップ
(令和2年3月現在)

区分	番号	施設名	電話番号	FAX番号	住所(所在地)
保育所	1	桜保育所	52-6613	52-6621	字南桜町5-6
	2	第一光の子保育園	52-1148	52-0582	大谷山下44-2
	3	第二光の子保育園	52-7781	52-7782	大谷字末広50-2
	4	金ヶ瀬カトリック保育園	53-1518	52-0595	金ヶ瀬字台部166
	5	保育園 モンテッソーリ こどもの家ほこほこ	87-6684	87-6685	字新南74-1
幼稚園	6	大河原カトリック幼稚園	53-1230	53-1430	字町22
	7	キッズフィールド おおがわら園	87-8980	87-8981	新南33-10
小規模保育施設	8	キッズフィールド フォルテ園	51-1551	51-1551	字小島2-1 フォルテ内
	9	託児所ベビールームボエム	52-5774	52-5774	大谷字町向191-D-102
認可外保育施設	10	さくらの杜こども園	51-4610	53-4616	字広表33-5
	11	福島ヤクルト さくらセンター保育園	52-2340	52-2340	字錦町6-15
	12	みやぎ県南中核病院 院内保育所 オガレ保育園	86-4126	86-4126	字西38-1 みやぎ県南中核病院内
子育て支援施設	13	世代交流生いきプラザ	51-9299	53-2239	大谷字末広50-1
		ファミリー・サポート・センター	51-9960		
小学校	14	大河原小学校	52-3401	52-3402	字町100
	15	大河原南小学校	53-4220	53-4223	大谷字龍沼入27-1
	16	金ヶ瀬小学校	53-1366	53-4246	金ヶ瀬字馬街21
中学校	17	大河原中学校	52-3501	52-3502	字東1
	18	金ヶ瀬中学校	53-1369	51-1076	金ヶ瀬字塚74

※の施設は、従業員のお子さんが利用できる施設です。
①桜保育所は令和3年度より①へ移転予定です。



凡例

- ④ 国
- ⑩ 主要地方道
- ⑩ 一般県道
- 埋蔵文化財
- 桜・梅・水仙
- みやぎ蔵王三十六景



第2期大河原町子ども・子育て支援事業計画

おおらかに、たくましく、子どもの未来をみんなで育むまち大河原

令和2年3月

発行 / 宮城県大河原町

編集 / 子ども家庭課



大河原町